

第3次 五戸町総合振興計画

五 戸 町

令和7年3月

目次

第1部 序論	1
第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の位置付けと役割.....	1
3. 計画の構成と期間.....	2
第2章 時代の潮流と求められる取組み.....	3
1. 人口減少・少子高齢化.....	3
2. 社会情勢・経済.....	3
3. GXによる持続可能な社会の実現.....	3
4. 安全・安心に対する関心の高まり.....	4
5. 価値観の多様化.....	4
6. DXによる社会課題の解決.....	4
7. 地方分権・協働によるまちづくり.....	4
第3章 五戸町の特性とこれからの課題.....	6
1. 五戸町の特性.....	6
2. 今後のまちづくりに向けた課題.....	35
第2部 基本構想	39
第1章 将来像.....	39
1. まちづくりの基本的な考え方.....	39
2. 町の将来像（10年後の五戸町）.....	40
第2章 まちづくりのフレーム.....	43
1. 将来人口目標の見直し.....	43
2. 土地利用方針.....	55
第3章 施策大綱.....	56
1. [基本目標1] 交流と賑わいを興す地域資源を活かした農・商・工併進のまち.....	57
2. [基本目標2] 誰もが元気で安心して子どもを産み育てられるまち.....	58
3. [基本目標3] 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち.....	59
4. [基本目標4] 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち.....	60
5. [基本目標5] 五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまち.....	61
6. [基本目標6] 安定した行財政運営による持続可能なまち.....	62
第4章 SDGs（持続可能な開発目標）との関連.....	63
第3部 基本計画	64
第1章 基本計画の目的と計画期間.....	64
1. 基本計画の目的.....	64
2. 計画期間.....	64

第2章 実施する施策.....	65
1. 交流と賑わいを興す地域資源を活かした農・商・工併進のまち（産業振興分野）	65
2. 誰もが元気で安心して子どもを生み育てられるまち(保健・医療・福祉分野).....	74
3. 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち（教育・文化分野）.....	89
4. 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち（生活環境分野）	98
5. 五戸の未来をともに考え行動する共創(協創)のまち(住民協働・地域活動分野)	111
6. 安定した行財政運営による持続可能なまち（行財政運営分野）.....	117

第4部 重点プロジェクト（五戸町デジタル田園都市国家構想総合戦略）..... 123

第1章 重点プロジェクトの概要.....	123
1. 重点プロジェクトの位置付け.....	123
2. 計画期間.....	123
3. 重点プロジェクトの推進、評価・検証の仕組み.....	124
4. 将来像、基本目標、基本施策、重点プロジェクトの体系.....	125
第2章 プロジェクトごとの戦略の展開.....	126
1. 産業・雇用対策プロジェクト.....	126
2. 移住・定住促進対策プロジェクト.....	130
3. 少子化対策プロジェクト.....	132
4. 住み続けたいくなるまちづくりプロジェクト.....	135

資料編..... 138

資料1 五戸町総合振興計画審議会条例.....	138
資料2 五戸町総合振興計画審議会 委員名簿.....	139
資料3 第3次五戸町総合振興計画策定に向けた取り組みについて.....	140
資料4 五戸町総合振興計画審議会の開催状況.....	142
資料5 諮問.....	143
資料6 答申.....	144

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

五戸町では、平成27年度(2015年度)に「第2次五戸町総合振興計画」を策定し、「人とまちの活力で未来を拓く、共創(協創)の郷 への」を将来像として、まちづくりの推進を図ってきました。その後、令和元年度(2019年度)には人口減少等による地方創生のための施策を示した「第2期五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策等に取り組んできました。

「第3次五戸町総合振興計画」(以下、「本計画」とします。)では、これまでの取組状況や現在の五戸町の状況、取り巻く社会情勢等を勘案しながら、これからのまちの目指すべき方向性を明確化することで、多様な主体がまちづくりの方向とそれぞれの役割を理解し、協力・連携体制のもとに、まちづくりの計画的かつ着実な実行を図ることを目的とします。

計画期間がともに令和6年度(2024年度)で満了となる「総合振興計画」および「総合戦略」について、一体的に推進するため、包括的に統合して計画を策定することとします。

2. 計画の位置付けと役割

総合振興計画は、町政の最上位計画に位置付けられ、私たちが目指す将来のまちの姿や基本的な行政の取組みを定める10年間の長期計画であり、住民と行政がともに進めるまちづくりの指針となるものです。

また、地方創生に向けた取組みを位置付けた総合戦略については、本計画の重点的に取り組むプロジェクトとして位置付けます。

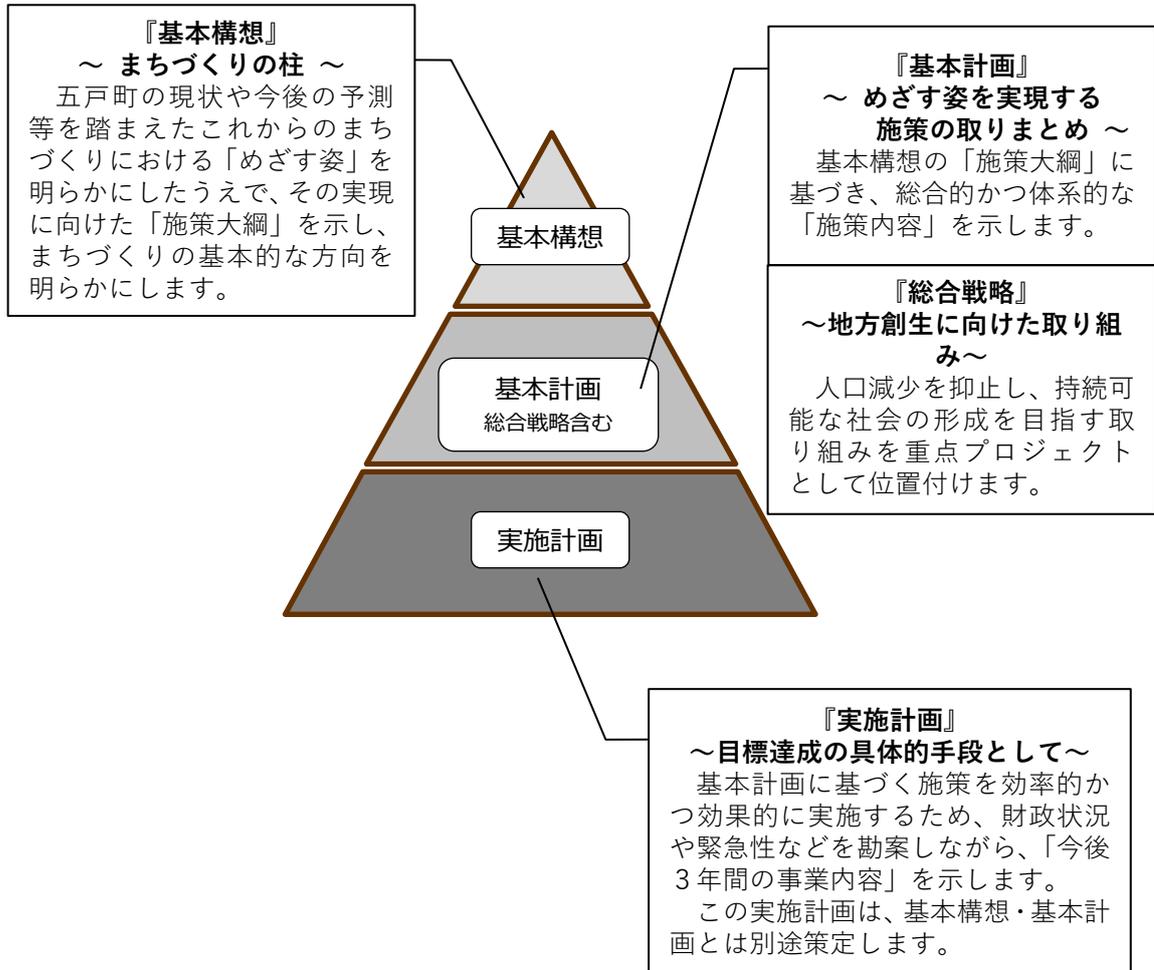
一方で、町ではこれまでも住民福祉、環境共生、生活基盤、行財政運営等、それぞれの分野における法制度の制定・改正や直面する課題に対応するために、町政運営上、必要に応じて多くの計画(プラン)を策定しています。

これらの各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応する、より具体的な施策・事業計画と位置付けます。

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。
各構想・計画の役割及び計画期間は、次のとおりです。



(2) 計画期間

基本構想及び基本計画、総合戦略の計画期間は以下のとおりです。

- ・『基本構想』 令和 7 年度 ～令和 16 年度 (2025 年度～2034 年度)
- ・『基本計画』 前期 令和 7 年度 ～令和 11 年度 (2025 年度～2029 年度)
後期 令和 12 年度～令和 16 年度 (2030 年度～2034 年度)
- ・『総合戦略』 令和 7 年度 ～令和 11 年度 (2025 年度～2029 年度)

第2章 時代の潮流と求められる取組み

国内外を取り巻く社会・経済情勢は、大きな変革の時期を迎えており、五戸町においても、こうした時代の流れを的確に捉え、時代の変化に対応した今後のまちづくりを進めていく必要があります。

1. 人口減少・少子高齢化

わが国では少子高齢化が急速に進み、人口減少時代に突入しており、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、これまで国を支えてきた社会経済システムの持続可能性が危惧されています。

また、地域社会においては、担い手不足による地域の活力や支え合い機能の低下など、暮らしに影響を及ぼすことも懸念されています。

一方で、平均寿命の延伸に伴い、今後わが国は人生100年時代が現実になりつつあり、高齢者から若者まで、全ての世代の住民に活躍の場があり、全ての世代が元気に活躍し続けられる安心して暮らすことのできる社会の形成が求められます。

2. 社会情勢・経済

生産年齢人口の減少に伴う人材不足が顕在化する中、労働力の確保が課題となっているほか、長時間労働の改善や正規雇用と非正規雇用の格差是正、女性や高齢者、障がい者、外国人の就労促進といった「働き方改革」が進められています。

一方で、地域産業においては、食料の安全性や事業活動全般にわたる環境負荷の軽減といった観点で競争力として重視されること、地域性を前面に出した商品やサービスが注目されるなど、地域産業にとっての新たな方向性もみえ始めています。

特に地域社会においては、経済発展の側面から輸出事業やインバウンド（外国人観光客）、外国人労働者などへの積極的対応が求められるとともに、教育・文化面での国際交流活動や人材育成も重要となっています。

3. GXによる持続可能な社会の実現

自然環境では、地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇等、地球的規模での環境問題が深刻化し、その影響が懸念されており、企業から個人に至るまで、積極的な取組みが求められています。

わが国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を宣言しており、現在ではGX（グリーントランスフォーメーション）が政府の重点投資分野として位置付けられています。GXは、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー技術の導入のみならず、自然環境を守りながら農業や林業を持続可能な方法で行うなど、環境保護と経済活動の両立を目指すものであり、これにより次の世代へ手渡していくための持続可能な社会の実現が期待され

ています。

4. 安全・安心に対する関心の高まり

近年、国内では大規模な地震や大型台風、局地的な集中豪雨などによる様々な自然災害が発生し、ライフラインの断絶や交通機関の麻痺等、甚大な被害をもたらしており、これまで以上の災害対策が求められています。

また、犯罪の増加や低年齢化、学校への不法侵入、食品の安全性の問題、さらには健康を脅かす感染症の発生等を背景に、安全・安心な地域づくりがこれまで以上に求められています。

5. 価値観の多様化

経済力や、それに伴う生活水準、教育水準の高まり等を背景として個人の価値観や暮らし方は多様化してきています。

一方で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）といった、これまで以上に生活の質を重視する傾向が強まる中で、一人一人の個性や能力が活かされ、多様化する個々の暮らし方を尊重しながら、その個性や活力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

6. DXによる社会課題の解決

感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、時間と場所にとらわれない働き方が可能になるとともに、テレワークやワーケーションが普及したことで、多地域居住・多地域就労が現実のものになりつつあります。

ICTの進化やネットワーク化の進展に伴い、わが国では従来の「まち・ひと・しごと総合戦略」を抜本的に見直し、デジタルの力によって地方創生の取組みを加速化させるため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、地域の実情に応じて様々な社会課題に対応してデジタル技術を有効活用し、DXを推し進めることが求められています。

7. 地方分権・協働によるまちづくり

これからのまちづくりでは、国や県が定めた事業を行うだけでなく、自らの責任と判断で施策を実行していく、自主・自立的な行政運営を行える政策立案能力・行政執行能力が求められています。また、住民の暮らしや社会経済活動を支える、道路・下水道施設・河川施設・公園施設等の社会資本は、老朽化が将来の行財政運営に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、計画的な維持管理を推進する必要があります。

一方で、財源や人材を有効活用し、多様な地域課題に対応していくためにも、これまで行政が担ってきた分野での行政と住民をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業等、多様な主体の参画による協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。

第3章 五戸町の特性とこれからの課題

1. 五戸町の特性

(1) 地勢・歴史

1) 位置・地勢

五戸町の位置は、三戸郡の東北部に位置し、東西約 20.7 km、南北約 18.6 km にわたり広がる北西・南東方向に長いほぼ楕円形の形状を成し、総面積 177.67 km² を有しており、東は八戸市、西は新郷村、南は南部町、北は十和田市・六戸町・おいらせ町と接しています。

五戸町における気象の最も大きな特徴は、夏季に「ヤマセ」とよばれる冷湿な北東風が吹くことであり、このヤマセはしばしば低温・長雨を伴い、農産物に影響を及ぼすことがあります。しかし、北東北に位置しながらも、年間を通して寒暖の差が比較的小さく、積雪が少ないなど穏やかな気候に恵まれています。

地勢は、戸来岳に水源を発生し太平洋に注ぐ五戸川と、新郷村温泉沢に水源を発生し馬淵川に注ぐ浅水川の2本の川が、ほぼ平行して町を貫流しており、この2つの川を挟んで集落が形成されています。平坦部は、水利を得て水田が開け、奥羽山脈の東に発達した穏やかな丘陵地帯は畑や果樹園などに利用されています。

図 五戸町の位置図



2) 歴史

五戸町は、古くから馬産地として知られ、文治5年(1189)、甲斐国南部三郎光行が、軍功によって糠部(今の青森県三八・上北地方等)の五郡を授けられたのがいわゆる南部氏の始まりであり、この糠部地方が軍馬の育成に適していることから、九つの戸(牧場)に分け、さらに、東西南北に分けた四門九戸の牧場制が敷かれ、ここから五戸の地名が誕生したといわれており、史書に残る最も古い記述では、寛元4年(1246)、鎌倉幕府の執権、北条時頼が左衛門尉平盛時に下した知行宛行状に「陸奥国糠部五戸」という記述がみられます。

明治22年(1889年)4月、町村制施行により五戸村となり、大正4年(1915年)11月に町制を施行して「五戸町」が誕生しました。昭和30年(1955年)7月には、五戸町、川内村及び浅田村が合併し、さらに野沢村手倉橋、豊崎村豊間内の一部を編入、平成16年7(2004年)月には、平成の合併としては県内第1号として五戸町、倉石村の合併により、新五戸町が誕生し、現在に至っています。

図 五戸町町勢要覧より



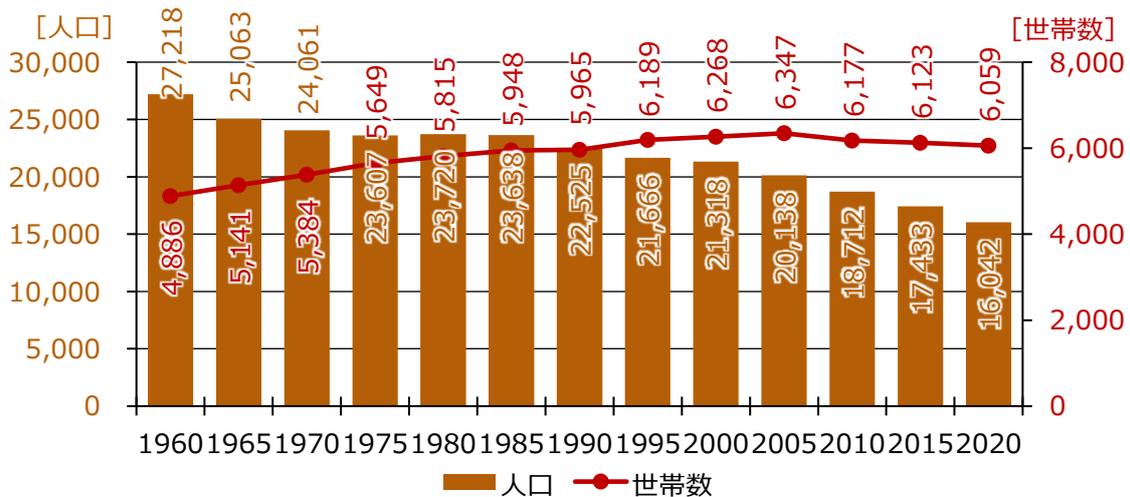
(2) 人口・世帯

1) 人口・世帯数の推移

五戸町の人口は、国勢調査をみると、昭和35年（1960年）をピークに減少しており、令和2年（2020年）では16,042人と、ピーク時の約4割減となっています。

また、世帯数は、平成17年（2005年）まで増加傾向にありましたが、その後減少を続け、令和2年（2020年）で6,059世帯となっています。

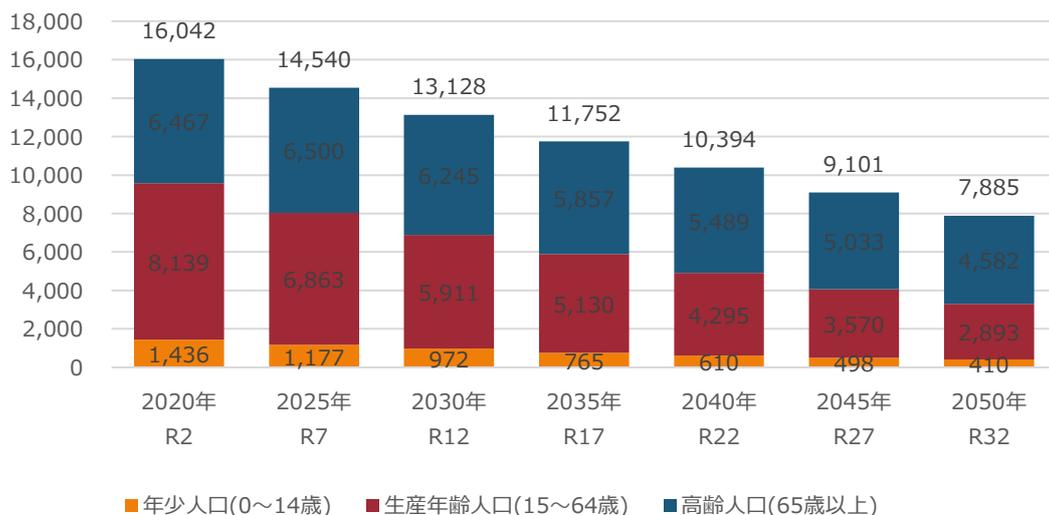
図 人口・世帯の推移



※平成12年(2000年)以前は旧倉石村との合計値

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

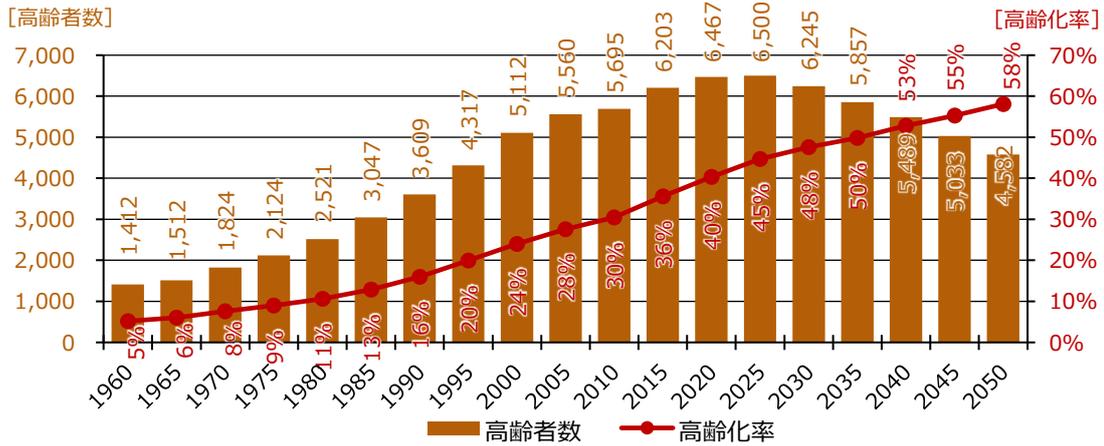
図 将来人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

65歳以上の高齢者数は年々増加しており、令和2年（2020年）で6,467人、人口に占める割合は40%となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、高齢者数は令和7年（2025年）を境に減少を始め、令和32年（2050年）には4,582人まで減少するものの、高齢化率は58%まで増加するとされています。

図 高齢者数と高齢化率の推移



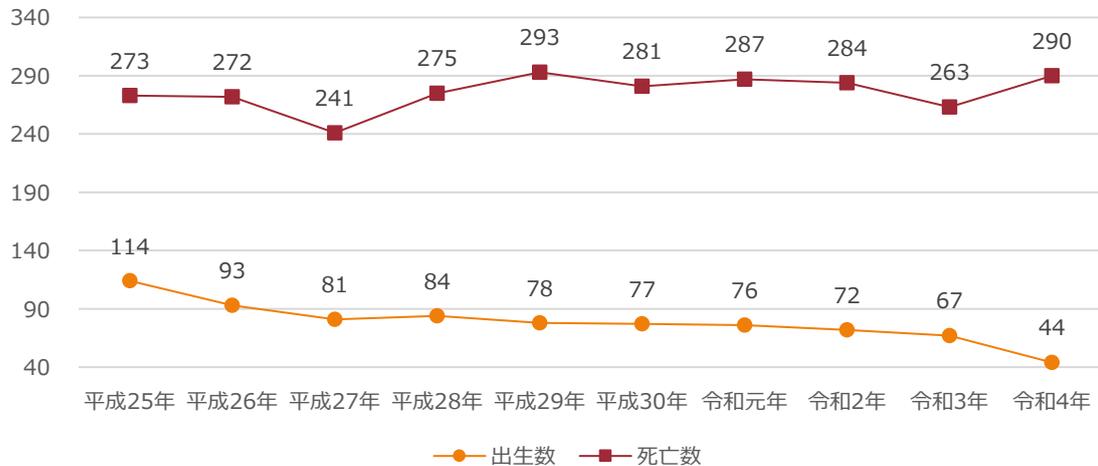
※平成12年以前は旧倉石村との合計値

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、
日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

2) 人口動態

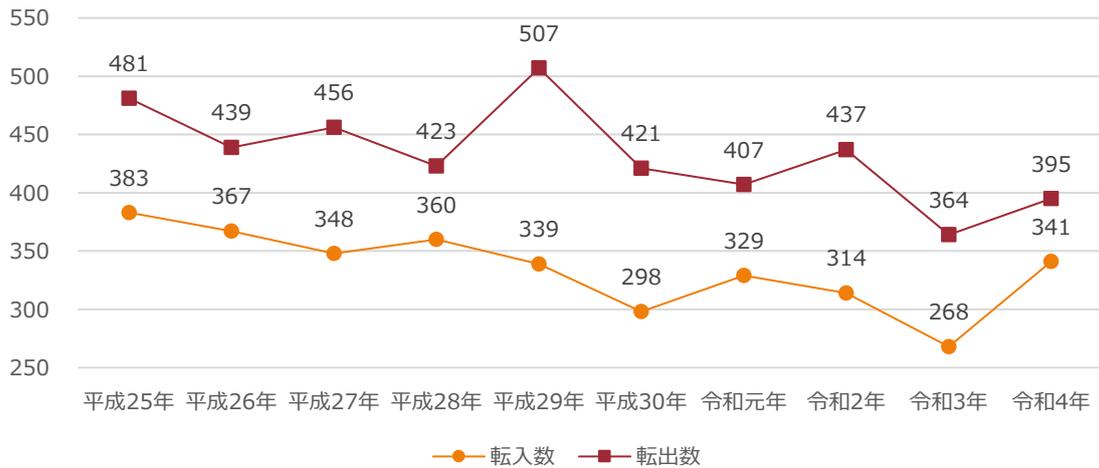
直近10年間の人口動態をみると、出生数は死亡数を下回っており、令和4年（2022年）では44人まで減少しています。また、転出入についても転出超過の状況が続いており、人口減少対策において重要な課題となっています。

図 自然増減の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

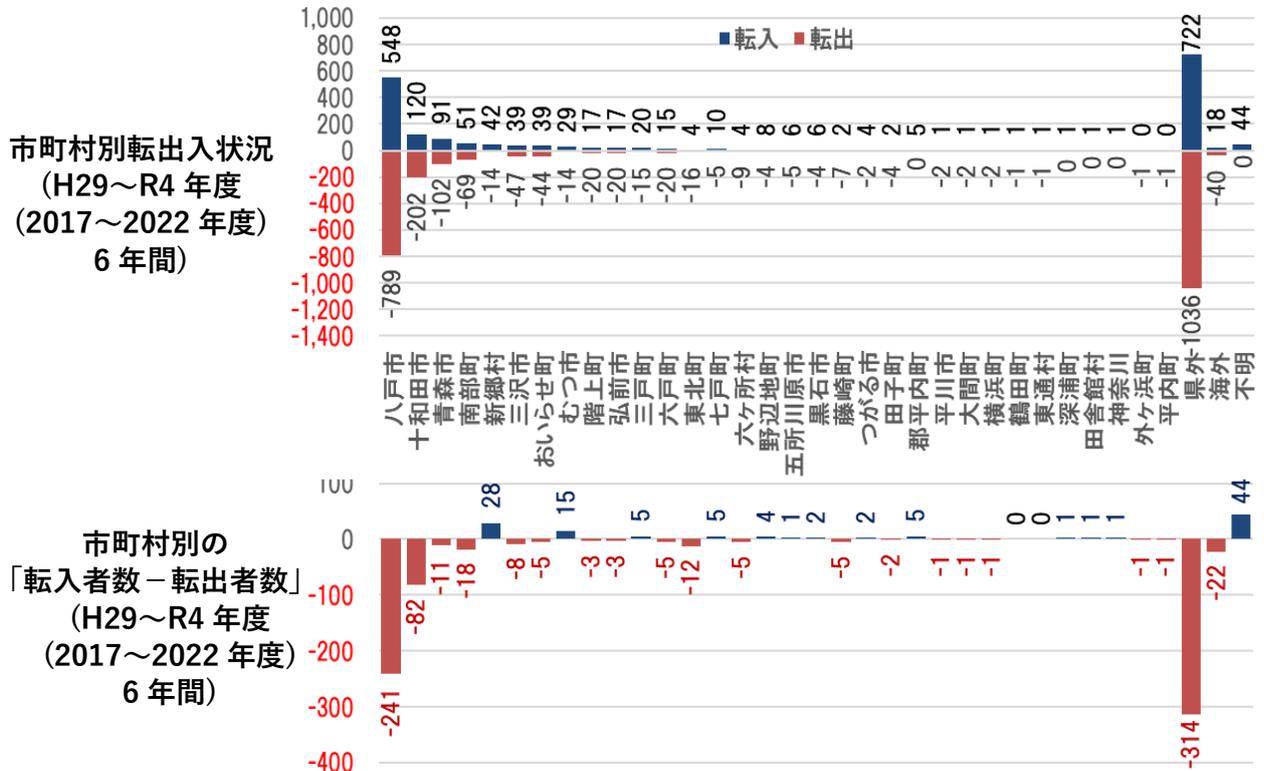
図 社会増減の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

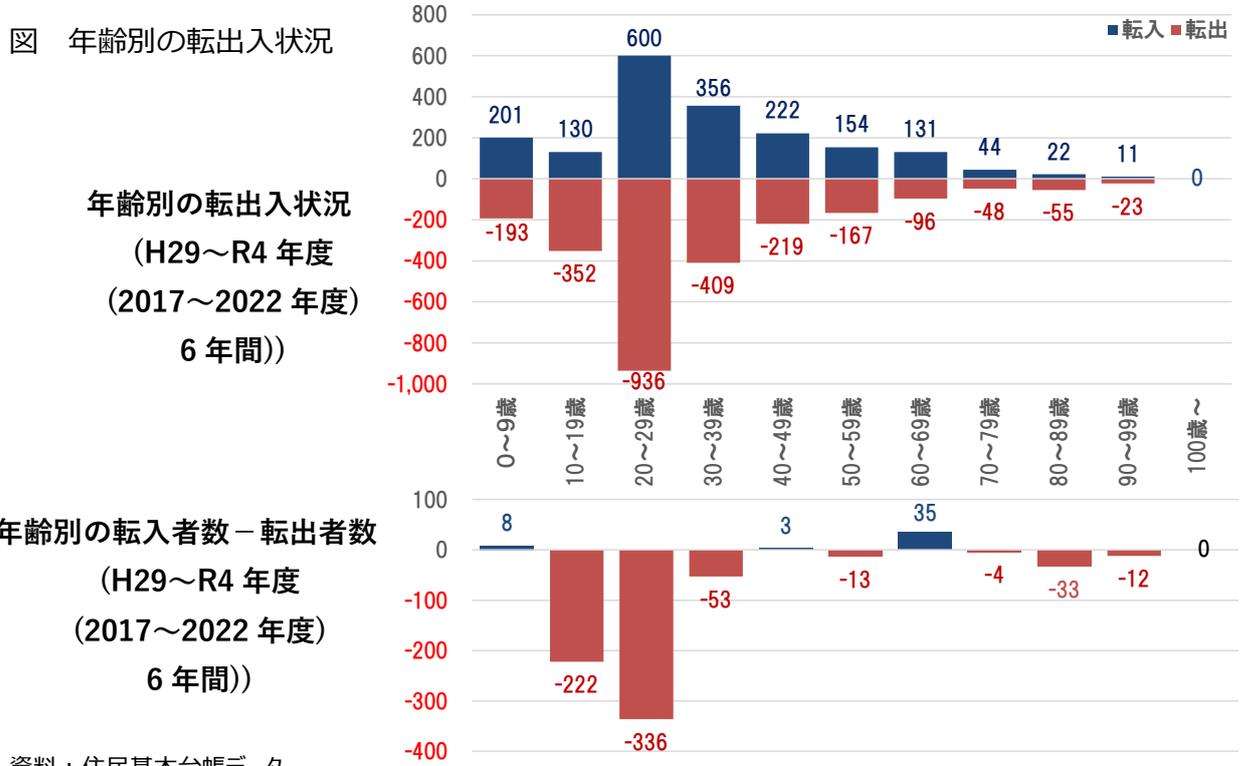
五戸町の平成29年(2017年)～令和4年(2022年)の転出・転入状況を市町村別にみると、県内では新郷村、むつ市など12市町村で転入超過となっています。八戸市、十和田市、青森市、南部町など18市町村で転出超過となっており、最多は八戸市の241人となっています。県外の転出超過は314人となっています。

図 市町村別転出入状況



資料：住民基本台帳データ

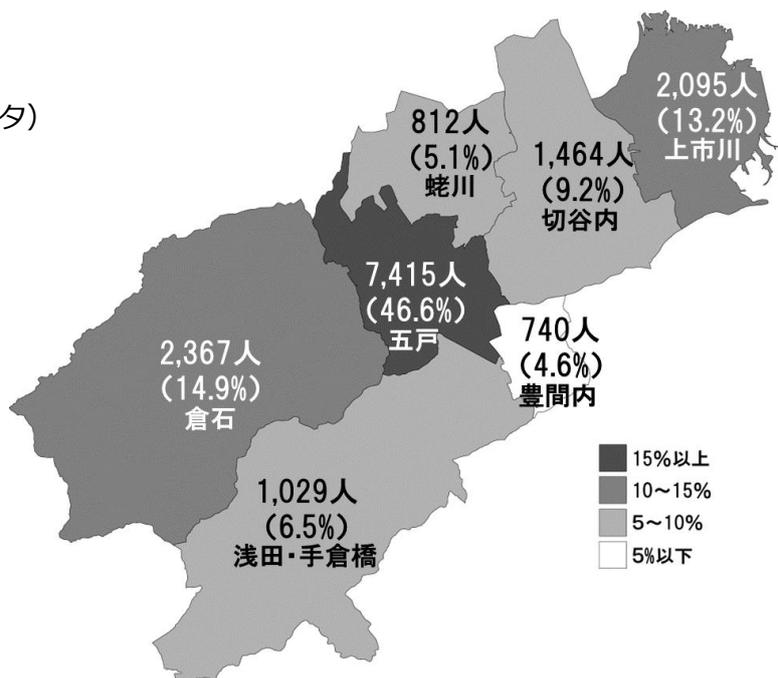
年齢別では、10代～30代、50代、70代以降で転出超過となっており、10歳未満、40代、60代では転入超過となっています。



3) 地区別の人口動態

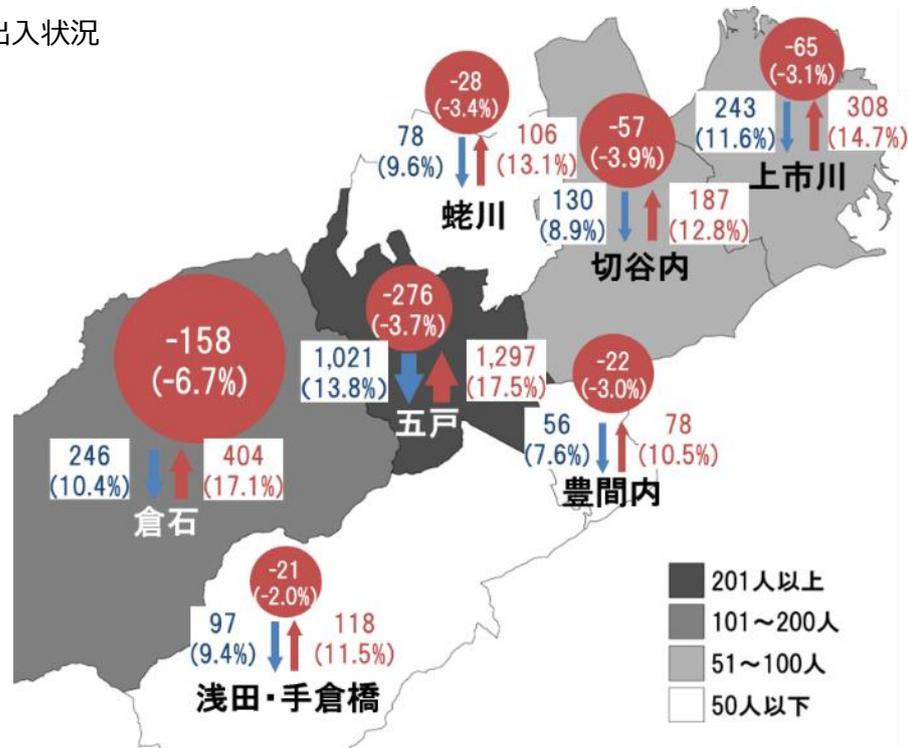
地区別の人口をみると、令和3年(2021年)3月31日時点の総人口15,922人のうち、五戸地区7,415人(46.6%)で五戸町の人口の約半数を占めています。

図 地区別の人口割合
(住民基本台帳データ)



地区別では、五戸町の全地区で転出超過となっており、五戸地区の 276 人(-3.7%)が最も多く、人口割合では倉石地区が 158 人(-6.7%)で最も高くなっています。

図 地区別の転出入状況



資料：住民基本台帳データ

地区別の転出入状況を住宅種類別にみると、五戸、切谷内、上市川、倉石地区の民間賃貸住宅は転入超過となっており、戸建は全地区で転出超過となっています。

図 地区別住宅種類別の転出入状況

資料：住民基本台帳データ

地区	戸建	民賃	公住	社宅公宅	老健	その他	計
五戸	転入	565	383	30	30	13	1,021
	転出	822	341	74	50	7	1,297
	転入-転出	-257	42	-44	-20	6	-276
蛭川	転入	77	1	0	0	0	78
	転出	105	1	0	0	0	106
	転入-転出	-28	0	0	0	0	-28
切谷内	転入	125	5	0	0	0	130
	転出	185	2	0	0	0	187
	転入-転出	-60	3	0	0	0	-57
上市川	転入	234	9	0	0	0	243
	転出	307	1	0	0	0	308
	転入-転出	-73	8	0	0	0	-65
豊間内	転入	55	1	0	0	0	56
	転出	77	1	0	0	0	78
	転入-転出	-22	0	0	0	0	-22
浅田・手倉橋	転入	95	2	0	0	0	97
	転出	116	2	0	0	0	118
	転入-転出	-21	0	0	0	0	-21
倉石	転入	226	14	1	0	3	246
	転出	331	4	30	0	28	404
	転入-転出	-105	10	-29	0	-25	-158

4) 町内での転居状況

町内での転居者数をみると、五戸地区から五戸地区への転居者数が最も多く、785人となっています。五戸地区から他地区への転居は、蛭川が最も多く75人、その内68人(90.1%)が戸建への転居で、世帯種別は夫婦+子が最も多くなっています。

図 町内転居状況



資料：住民基本台帳データ

(3) 産業

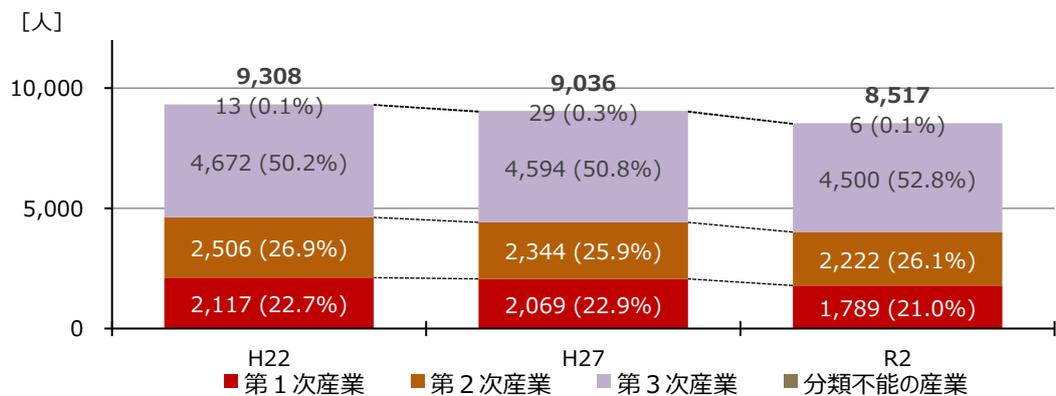
1) 産業別就業者数

五戸町の産業は、農林畜産業及び商工業であり、農林畜産業では、野菜を中心とした複合経営、商工業では、町内に3か所ある工業団地による内陸型工業が挙げられます。

産業別人口をみると、令和2年(2020年)で第1次産業1,789人(21.0%)、第2次産業2,222人(26.1%)、第3次産業4,500人(52.8%)となっています。

直近10年間での推移をみると、いずれの産業においても実数では減少しており、割合としては、第1次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

図 産業別人口の推移



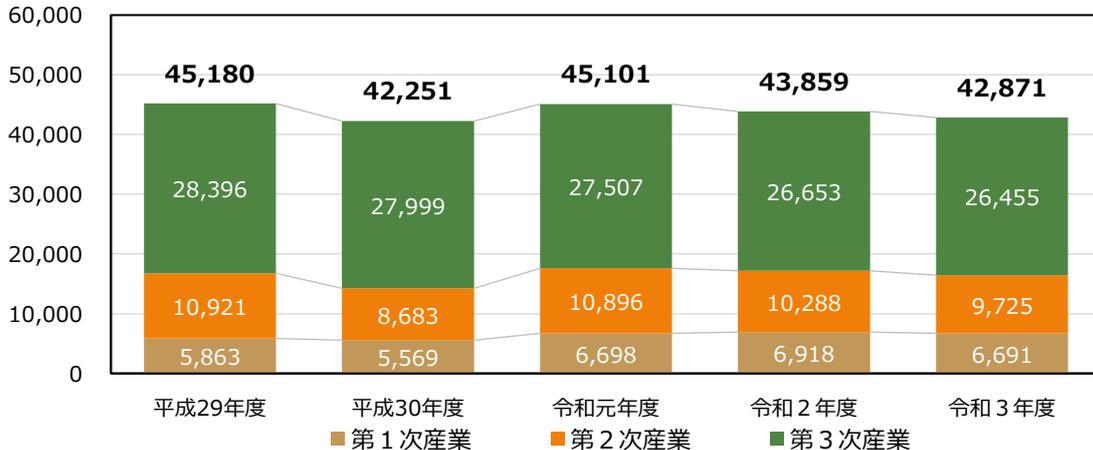
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

2) 町内総生産

平成29年(2017年)～令和3年(2021年)の町内総生産額の推移をみると、五戸町は概ね420～450億円で推移しており、令和3年(2021年)では、第3次産業が26,455百万円、第2次産業9,725百万円、第1次産業6,691百万円となっています。

図 町内総生産の推移

(単位：百万円)

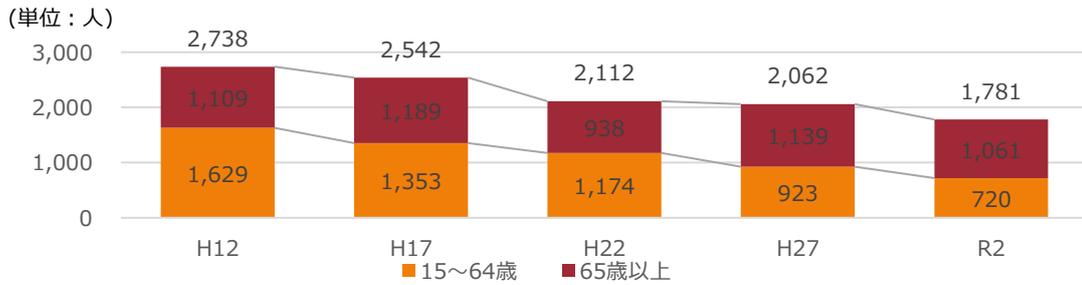


資料：市町村民経済計算

3) 各種産業の推移

農林業就業者数は、平成12年(2000年)以降では減少を続けており、令和2年(2020年)で1,781人と20年前と比較して約65%まで減少しています。また、年齢別でみると65歳以上の占める割合は増加傾向にあり、令和2年(2020年)では6割を占めています。

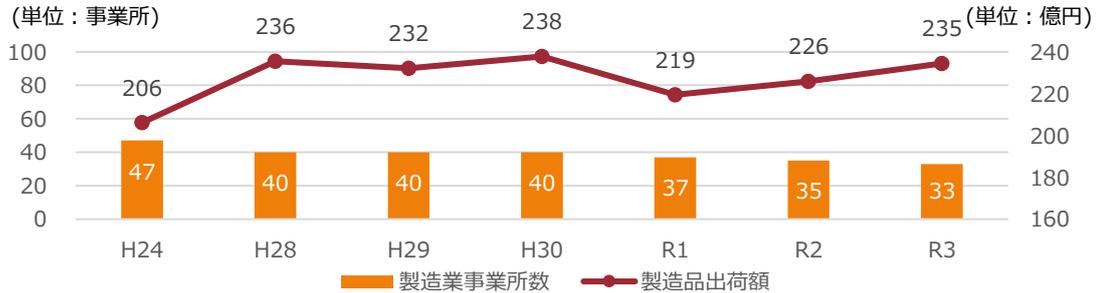
図 農林業就業者数の推移



資料：各年国勢調査結果(総務省統計局)

製造業事業所数は年々減少しており、令和3年(2021年)では33となっており、製造品出荷額は令和元年(2019年)以降で増加し、235億円となっています。

図 製造業事業所数と製造品出荷額の推移



資料：各年工業統計調査、経済構造実態調査

商業事業所数は平成19年(2007年)をピークに減少しており、令和3年(2021年)で144と66.3%まで減少しています。年間商品販売額は平成24年(2012年)～平成28年(2016年)で増加傾向でしたが、令和3年(2021年)で減少し、138億円となっています。

図 商業事業者数と年間商品販売額

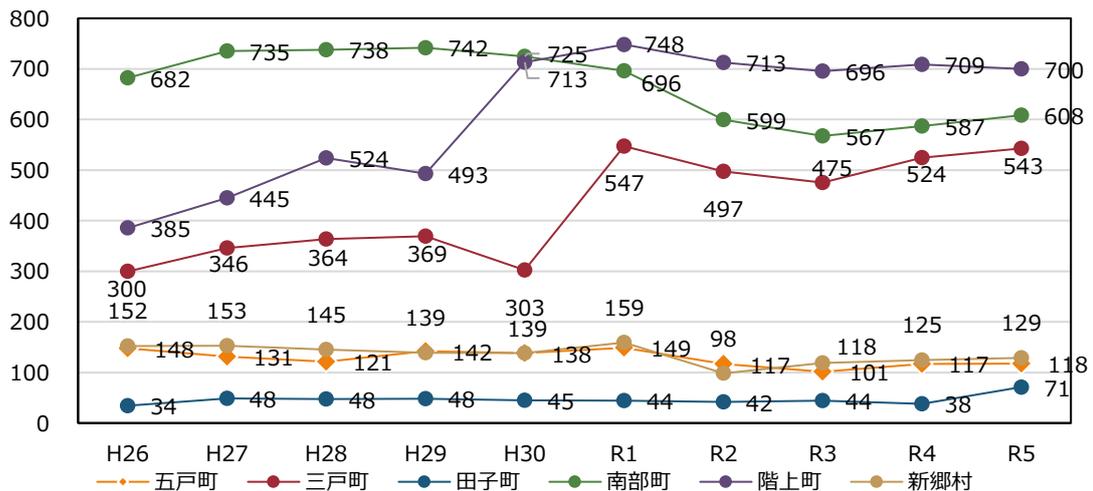


資料：各年経済センサス

観光入込客数をみると、平成28年(2016年)を境に増加に転じ、コロナ禍となった令和2年(2020年)以降は再び減少、令和4年(2022年)で増加に転じたものの、コロナ禍前の令和元年(2019年)と比較して21%減少しています。三八地域県民局管内の町村部で比較すると、他町村に比べて少なく、令和4年(2022年)時点で最も多い階上町の1/5以下となっています。

図 観光入込客数の推移

(単位：千人)



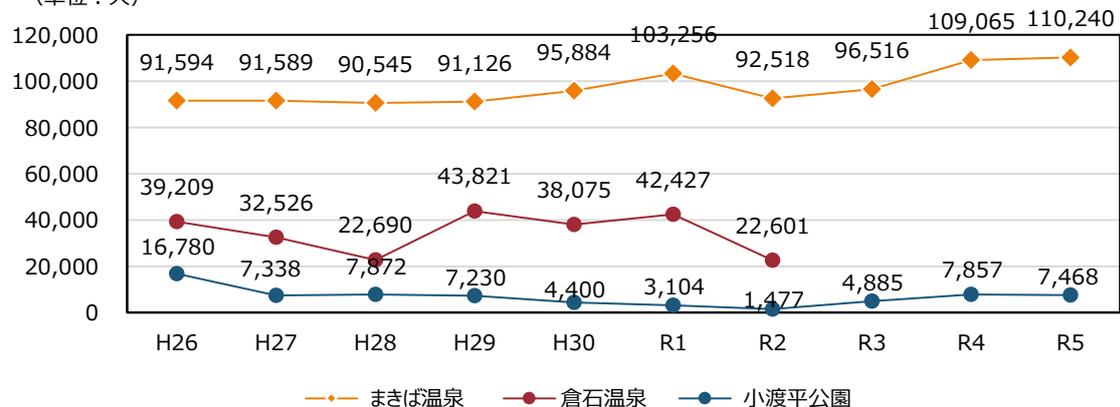
※観光入込客数は、各市町村の観光地点の観光入込客数(延べ人数)の合計値。

資料：青森県観光入込客統計

施設別では、まきば温泉、小渡平公園はコロナ禍の影響を受けつつも、利用者数は増加しています。倉石温泉は休業前の令和元年(2019年)は増加しています。

図 観光地点別観光入込客数の推移

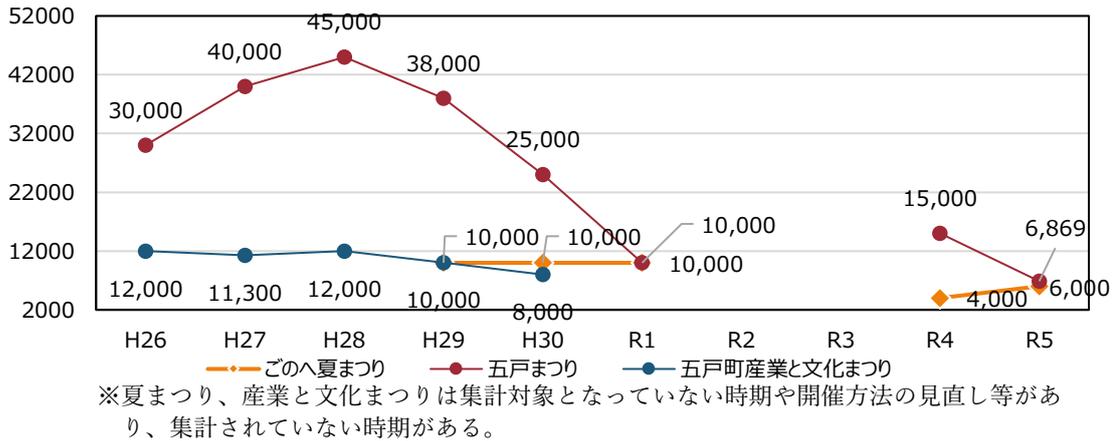
(単位：人)



資料：青森県観光入込客統計

イベント別では、五戸まつりは平成28年(2016年)をピークに減少、2年ぶりの開催となった令和4年(2022年)に増加していましたが、令和5年(2023年)に再び減少しています。ごのへ夏まつりは統計対象となった平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までは10,000人で推移し、令和5年(2023年)は6,000人と40%減少しています。

図 イベント別観光入込客数の推移
(単位：人)



資料：青森県観光入込客統計

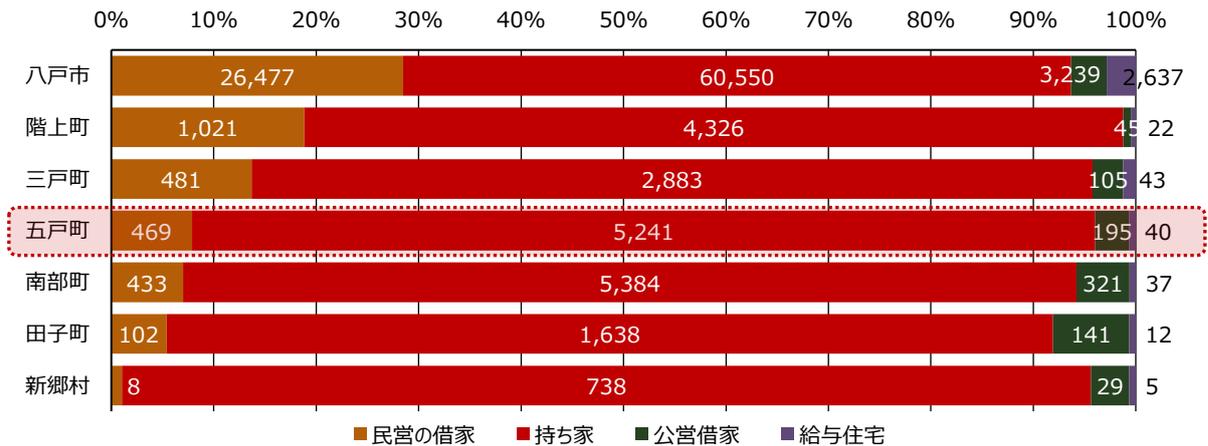
(4) 住宅・交通

1) 住宅

①所有関係別世帯数

住宅所有関係別の世帯数をみると、主世帯 5,945 世帯のうち持ち家が 5,241 世帯と 88%を占めており、民営借家は 469 世帯で 9%、公営住宅は 195 世帯で 3%となっており、八戸市、階上町、三戸町より借家の割合が低くなっています。

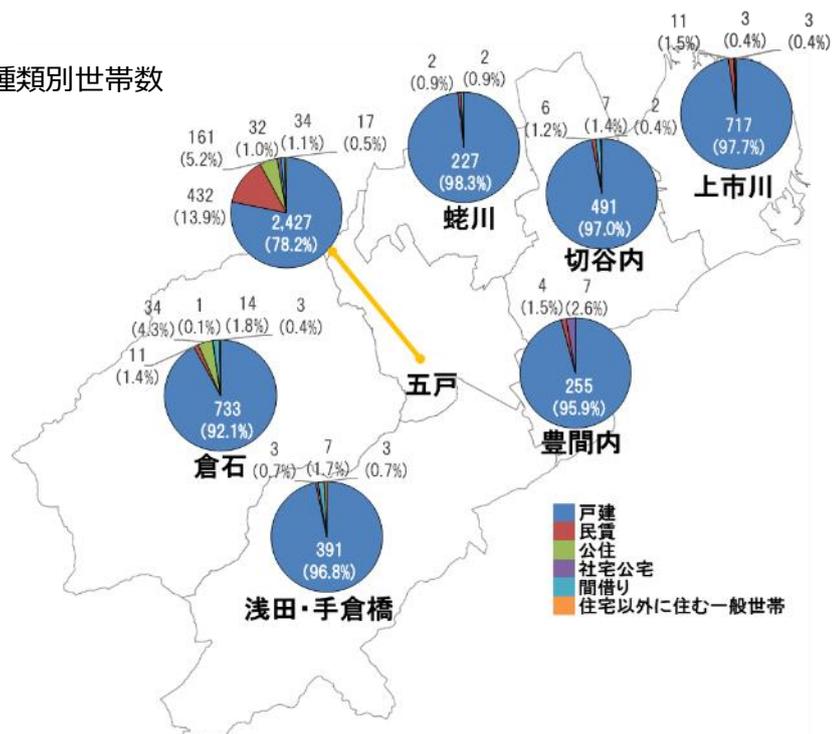
図 三八地域県民局の住宅所有関係別世帯数



資料：令和2年(2020年)国勢調査（総務省統計局）

令和2年(2020年)国勢調査で地区別の住宅所有関係別の世帯数をみると、五戸地区を除く全地区で戸建が9割以上を占めており、民営借家は9割以上が五戸地区に集中しています。

図 地区別住宅所有種類別世帯数



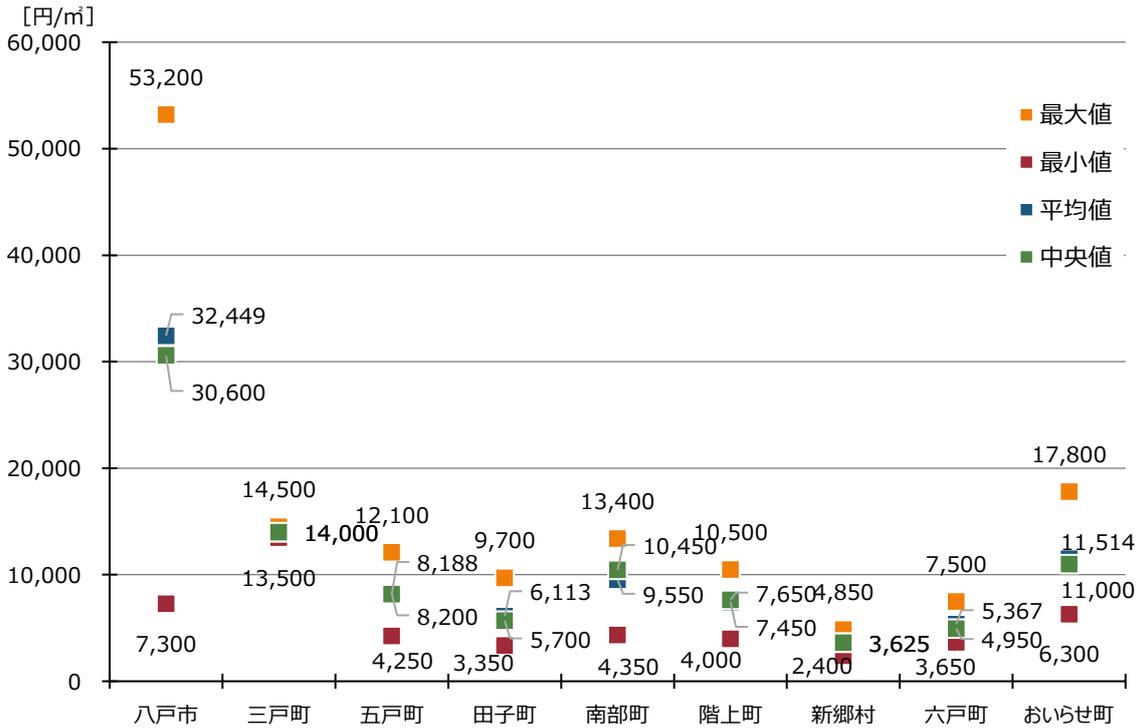
資料：令和2年(2020年)国勢調査（総務省統計局）

②地価

令和6年(2024年)の都道府県地価調査をみると、五戸町の地価は、最小値で4,250円/㎡、最大値で12,100円/㎡、平均8,188円/㎡となっています。

周辺市町村と平均値を比較すると、八戸市、三戸町、南部町、おいらせ町より安価で、田子町、階上町、新郷村、六戸町より高価となっています。

図 周辺市町村の都道府県地価(令和6年(2024年))



資料：都道府県地価調査(国土交通省)

③空き家の状況

令和5年度(2023年度)に実施した現地調査によると、五戸町の空き家総数は820件で、地区別では五戸地区が466件と半分以上を占めており、次いで上市川地区の72件、8.8%となっています。

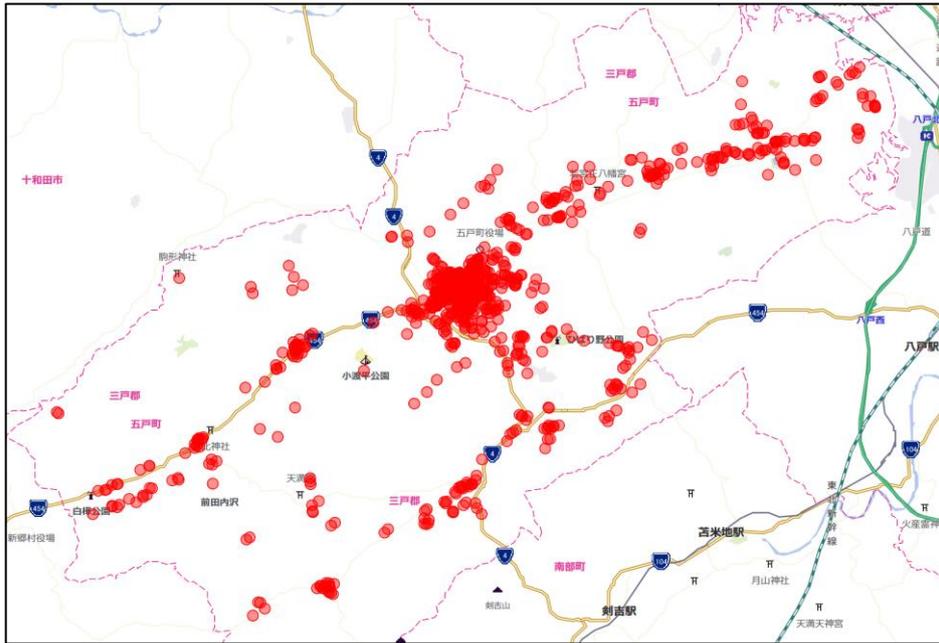
老朽危険度判定の結果をみると、町全体では特定空家候補となるCおよびDランクは390件と52%を占めており、五戸地区が172件と最も多くなっています。利活用の可能性があるAおよびBランクは355件、48%で、五戸地区263件と最も多くなっています。

表 地区別の空き家数 (単位：件)

地区名	五戸	切谷内	上市川	扇田	浅水	手倉橋	豊間内	石沢	中市	又重	合計
空き家数	466	53	72	24	45	19	42	15	38	46	820
割合	56.8%	6.5%	8.8%	2.9%	5.5%	2.3%	5.1%	1.9%	4.6%	5.6%	100.0%

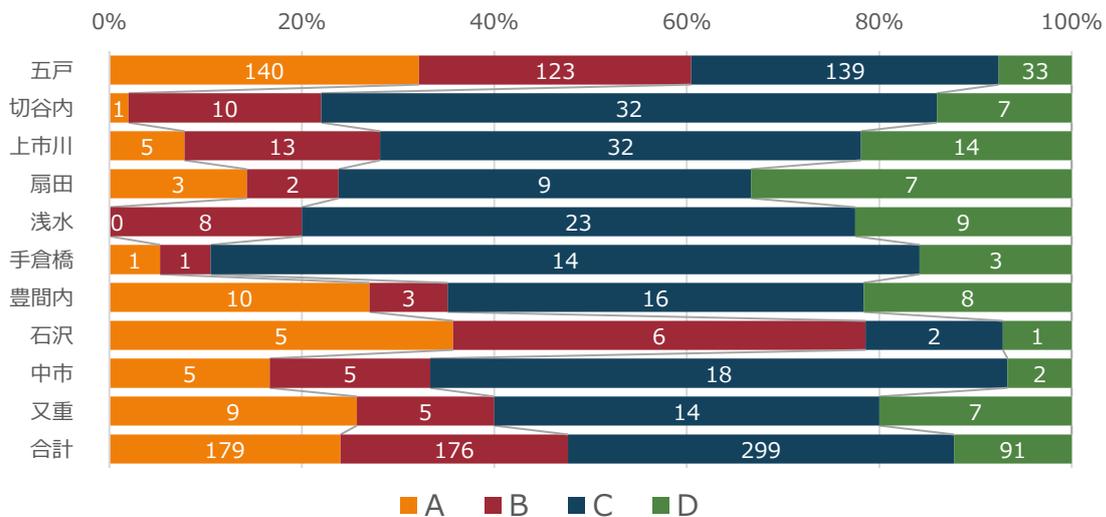
資料：五戸町空き家等対策計画

図 空き家分布図



資料：五戸町空き家等対策計画

図 地区別の老朽危険度判定ランク別の空き家数



資料：五戸町空き家等対策計画

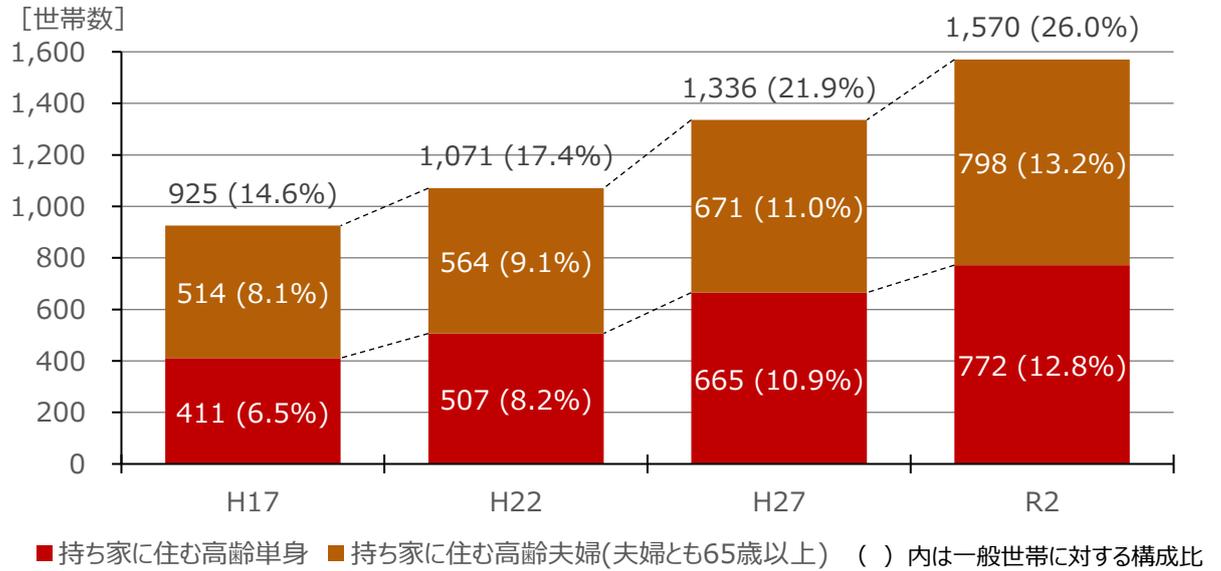
表 老朽危険度判定のランクと判定内容

ランク	判定内容
A	修繕が殆ど必要なし及び小規模の修繕が必要な物件と判断。再利用が可能。
B	管理が行き届いておらず損傷も見られるが、当面の危険性は無い。多少の改修工事により再利用が可能。
C	喫緊に倒壊や建築材の飛散等の危険性は無いが、管理が行き届いておらず、損傷が激しい。老朽化が著しく、特定空家候補となり得る。
D	倒壊や建築材の飛散等危険が切迫しており、緊急度が極めて高い。解体等が必要と思われる、対応を講じなければならない。

資料：五戸町空き家等対策計画

今後空き家となる可能性のある持ち家に住む単身高齢者と高齢夫婦世帯は、年々増加しており、令和2年（2020年）では1,570世帯で一般世帯の1/4を占めています。特に、今後の空き家になる可能性の高い高齢単身世帯は772世帯となっています。

図 空き家予備軍（持ち家高齢単身・夫婦世帯）の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

2) 交通

① 自家用車・バス分担率

五戸町の通勤者・通学者の利用交通手段をみると、自家用車分担率（交通手段に自家用車が使われている割合）は、町全体では88.9%と三八県民局管内で最も高くなっています。地域別では手倉橋が最も高く97.8%、次いで浅水96.1%、扇田95.1%となっています。

バス分担率は、町全体では3.5%と、八戸市に次いで2番目に多く、三戸町、階上町と同程度となっています。地域別では豊間内6.2%、次いで扇田5.6%、倉石4.4%の順に高くなっています。

図 自家用車分担率

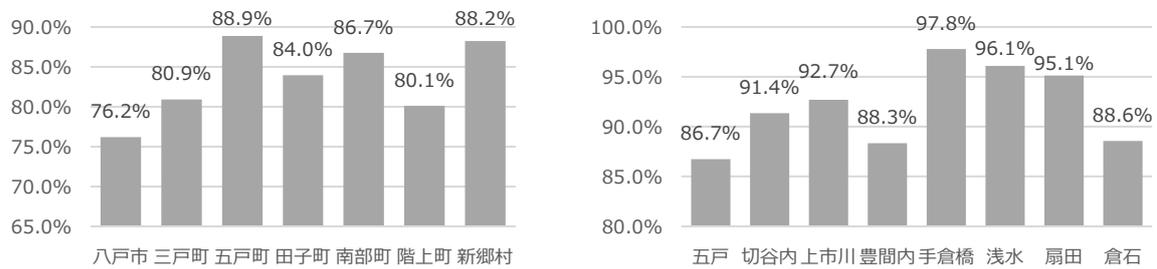
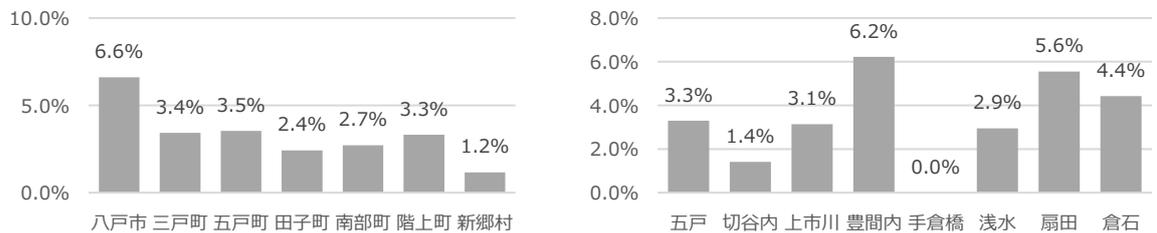


図 バス分担率

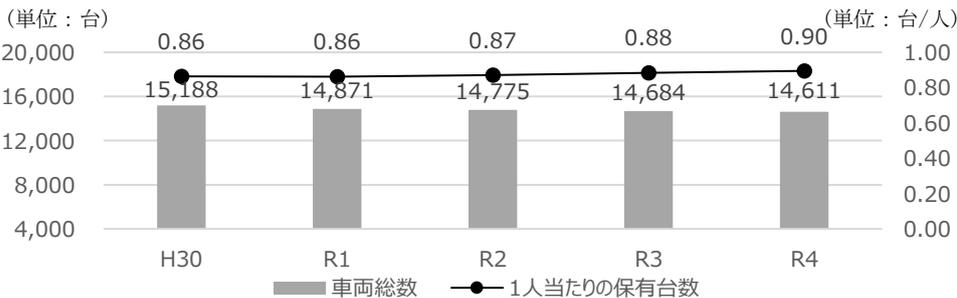


資料：令和2年(2020年)国勢調査結果（総務省統計局）

② 車両保有台数

車両総数は令和4年(2022年)で14,611台、人口一人当たりの保有台数は0.9台となっており、平成30年(2018年)からの推移をみると、車両総数は微減、人口一人当たりの台数は微増となっています。

図 車両保有台数



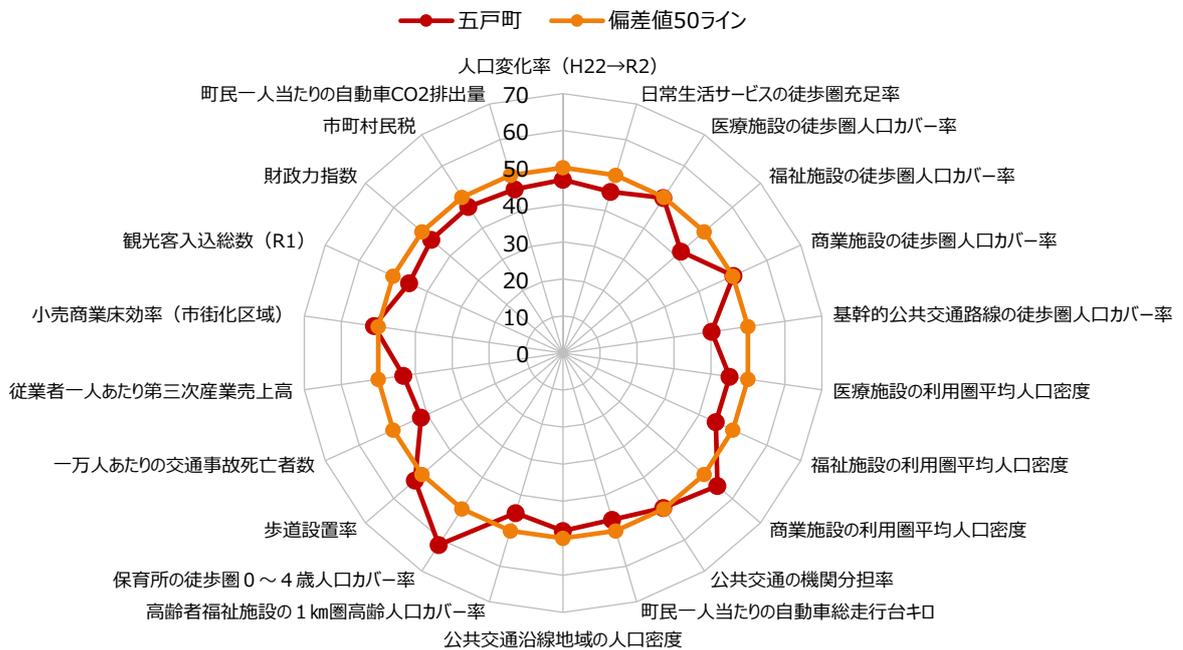
資料：市町村別保有車両数（東北運輸局）

(5) 都市構造の評価

五戸町と三八地域県民局管内の市町村および六戸町、おいらせ町と比較すると、五戸町が高い水準にある項目は「歩道設置率」「小売商業床効率(市街化区域)」「保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率」「一人あたり交通死亡者数」「町民一人当たりの自動車CO2排出量」となっています。

一方、特に低い水準にある項目は「福祉施設の徒歩圏人口カバー率」「基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率」「従業者一人あたり第三次産業売上高」が挙げられます。

図 五戸町と三八地域県民局市町村、周辺2町との比較による都市構造評価



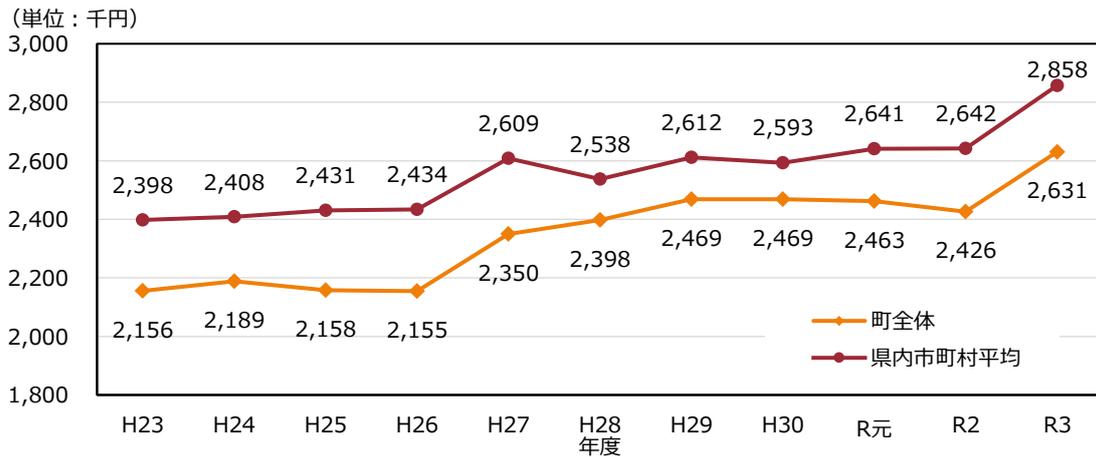
資料：観光客入込総数のみ青森県観光入込客統計、その他は都市モニタリングシート（個票）（国土交通省 令和5年(2023年)2月時点）に基づき作成

(6) 住民の生活・町財政

1) 住民所得

五戸町の住民所得(住民1人当たりの所得)の推移をみると、平成23年度(2011年度)から令和3年度(2021年度)まで、概ね増加傾向となっており、令和3年度(2021年度)では2,631千円と青森県内市町村の平均値2,858千円より226千円低くなっています。

図 1人当たり住民所得の推移



資料:市町村民経済計算(令和3年度版)

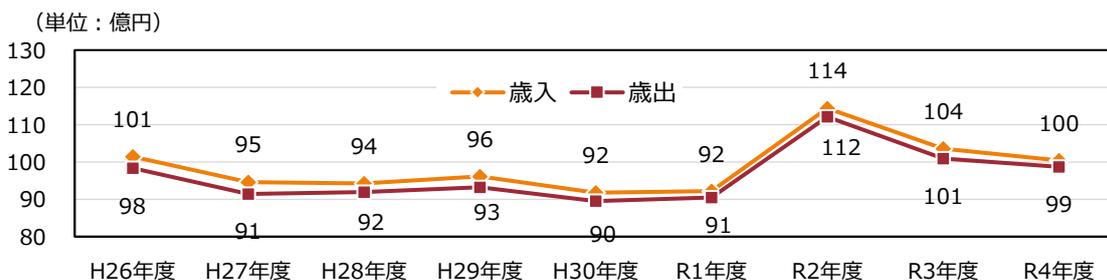
2) 町の財政状況

歳入の推移をみると、平成26年度(2014年度)以降は92~101億円で推移していますが、令和2年度(2020年度)に新型コロナウイルス対策による国庫支出金により増加しています。

歳出の推移をみると、公債費が減少傾向にある一方で、扶助費、物件費が増加傾向にあります。今後は、施設の老朽化対策等により地方債の発行は増加する可能性があります。

財政力指数は、令和2年度(2020年度)の0.29から令和3年度(2021年度)には0.28と下降に転じており、三八県民局管内の町村部との比較では、階上町より0.08低く、南部町と同程度を推移しています。引き続き、財政計画等に基づき、行財政運営の安定化、健全化を図っていく必要があります。

図 歳入歳出の推移



資料:各年財政状況資料集

図 歳出内訳の推移

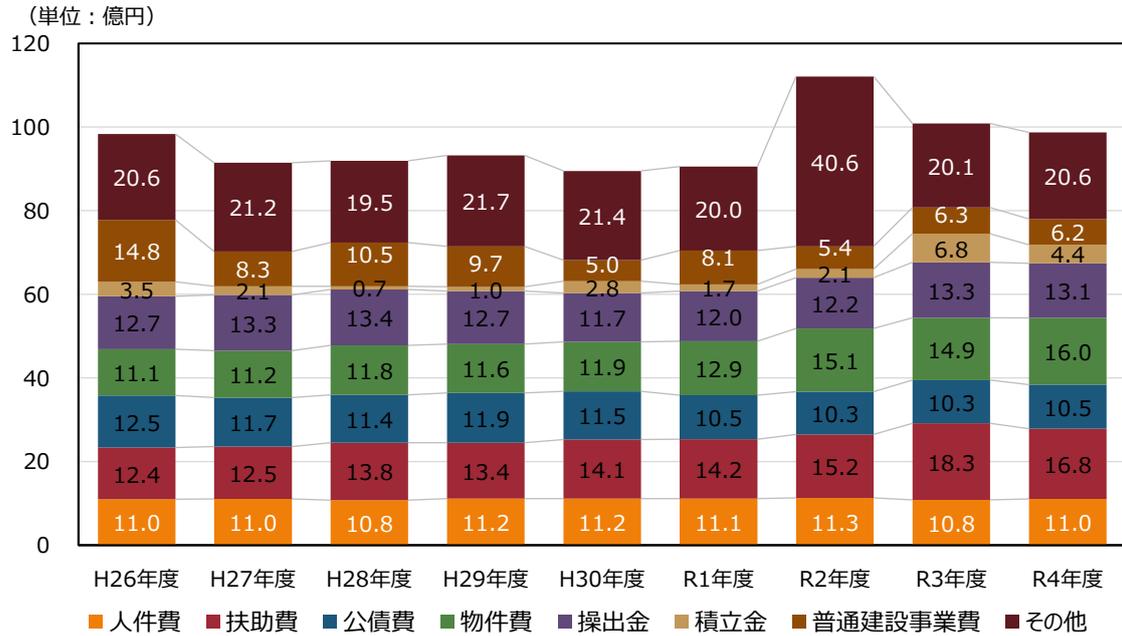
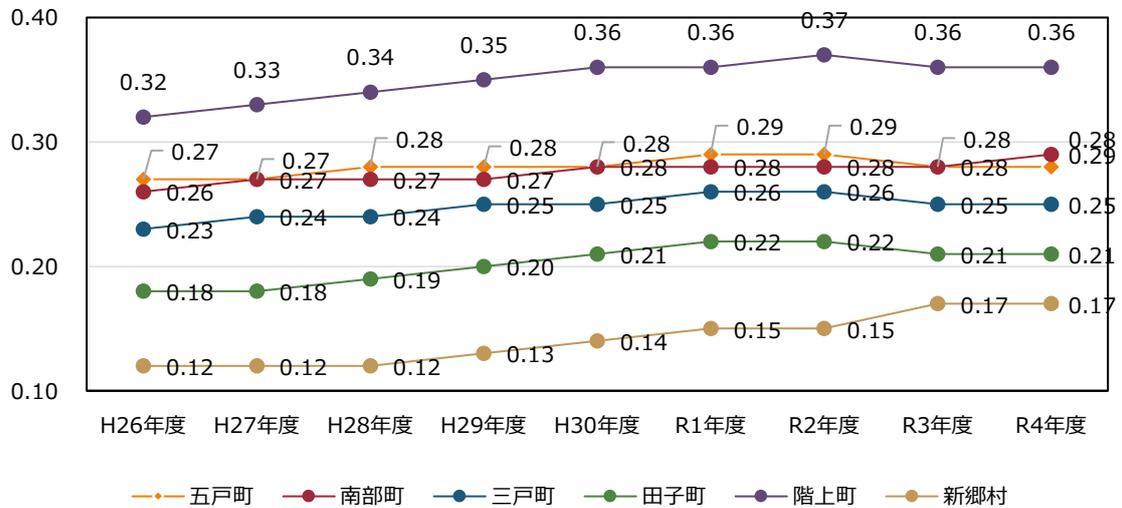


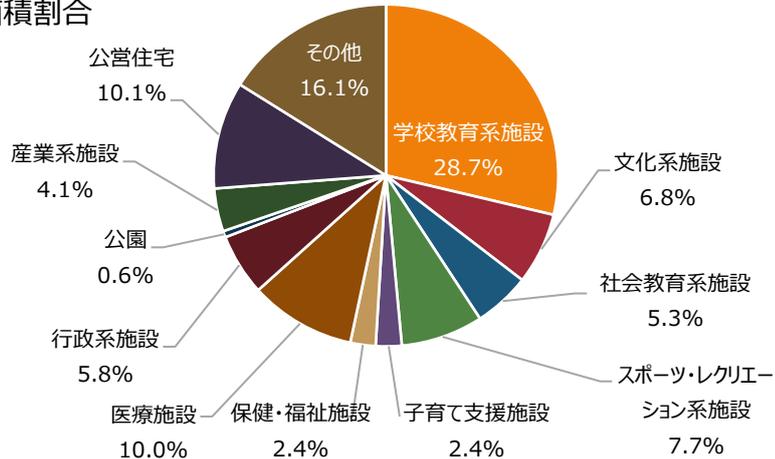
図 財政力指数の推移



3) 公共施設等の整備状況

五戸町公共施設等総合管理計画（令和5年(2023年)12月改訂）によると、公共施設(建築物)の延床面積合計は約13.5万㎡(令和元年度(2019年度)末現在)となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が28.7%、その他施設が16.1%となっています。

図 建築系公共施設の面積割合



資料：五戸町公共施設等総合管理計画（令和5年12月）

計画では、各施設の「今後の方向性」として示した長寿命化の対策内容を実施した場合の概算更新費用のシミュレーションを行っており、令和8年度(2026年度)まで6年間で必要となる費用の総額は約47.8億円(年平均：約8.0億円)、今後40年間で必要となる費用の総額は約191.1億円(年平均：約4.8億円)の試算結果となっています。

全ての施設を耐用年数どおりに更新した場合と比較すると、令和8年度(2026年度)までの6年間では約16.5億円(約25.7%)、40年間では約84.1億円(約30.6%)の費用削減が図れる見込みとなっており、今後、施設の利用状況や老朽化状況に基づき、具体的な対策の優先順位を検討してコストの平準化を図り、町全体として質・量ともに適正な公共施設等の配置を実現することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するとしています。

表 公共施設の財政効果

(単位：百万円)

試算ケース	計画期間(6年間) 2021年度～2026年度		40年間 総額 2021年度～2060年度	
	6年間計	年平均	40年間計	年平均
① 全ての施設を現状規模のまま維持した場合	6,425	1,071	27,519	688
② 施設ごとに長寿命化・除去等の対策を実施した場合	4,777	796	19,110	478
コスト比較(②-①)	▲ 1,648	▲ 275	▲ 8,409	▲ 210
縮減率	▲ 25.7%	▲ 25.7%	▲ 30.6%	▲ 30.6%

資料：五戸町公共施設等総合管理計画（令和5年12月）

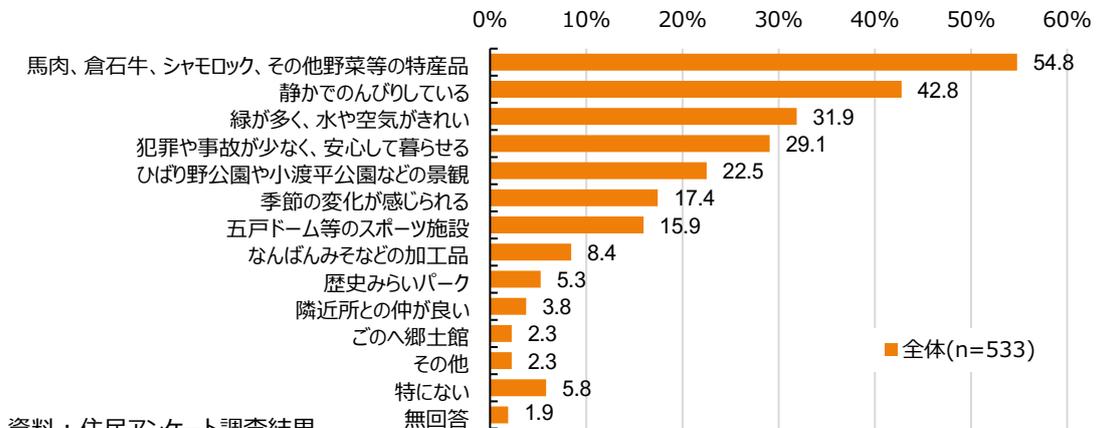
(7) まちづくりへの住民意識

本計画の策定にあたって、五戸町の将来像やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料として活用するため、町民の意見や要望、まちづくりに対する意向についてアンケート調査を実施しました。以下に結果概要を記します。

1) 五戸町の良さや自慢できるところ

五戸町の良さや特に自慢できるところについては、「馬肉、倉石牛、シャモロック、その他野菜等の特産品」といった町の特産品や「静かでのんびりしている」、「緑が多く、水や空気がきれい」、「ひばり野公園や小渡平公園などの景観」などの自然豊かな生活環境などが挙げられています。

図 五戸町の良さや特に自慢できるところ

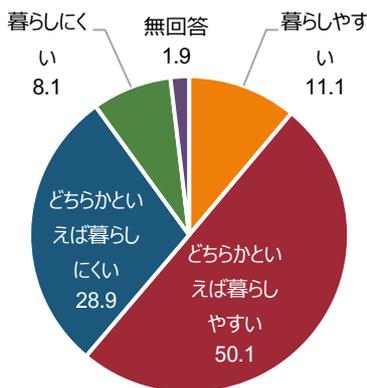


2) 町の暮らしやすさ、定住意向について

五戸町の暮らしやすさは、多い順に、「どちらかといえば暮らしやすい」50.1%、「どちらかといえば暮らしにくい」28.9%、「暮らしやすい」11.1%、「暮らしにくい」8.1%となっており、61.2%が「暮らしやすい」と感じており、今後の居住意向についても、71.5%が定住を望んでいます。

また、小中学生が就職や進学で町を離れた場合、将来五戸町に戻ってきたいかについては、6割がUターン意向を持っていると回答しています。

図 暮らしやすさ



資料：住民アンケート調査結果

図 将来の居住意向

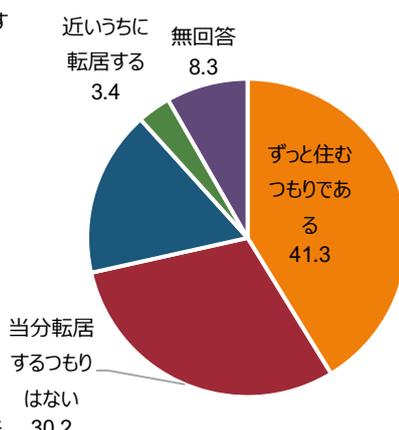
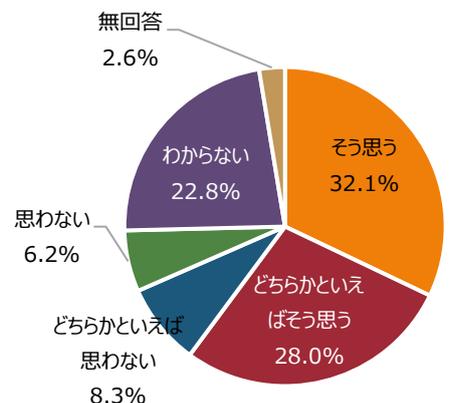


図 小中学生のUターン意向



住み続けたい理由では「両親や親戚が町内に住んでいる」、「自然環境に恵まれている」、「治安が良い」といった家族関係や地域性が挙げられており、一方で転居したい理由では、「買い物や生活に不便」、「交通の便が悪い、通勤・通学に不便」、「保健・福祉・医療が充実していない」といった生活環境や利便性が挙げられています。

表 住み続けたい理由

順位	理由	回答率
1位	両親や親戚が町内に住んでいる	42.3
2位	自然環境にめぐまれている	37.1
3位	特に転居したいところがない	33.3
4位	治安が良い	25.8
5位	地域での人間関係が良い	18.7
6位	買い物や生活に便利	18.2

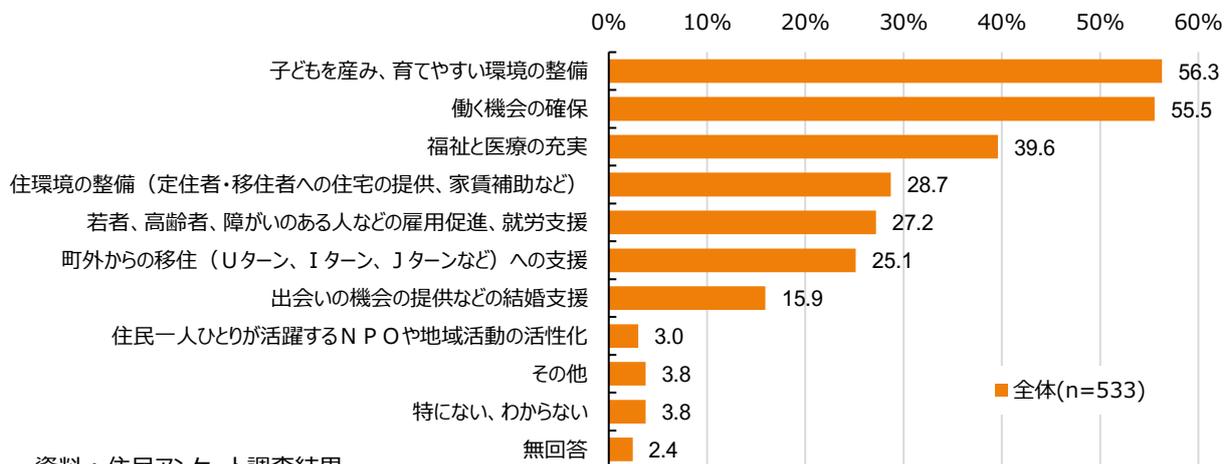
表 転居したい理由

順位	理由	回答率
1位	買い物や生活に不便	54.1
2位	交通の便が悪い、通勤・通学に不便	45.9
3位	保健・福祉・医療が充実していない	25.2
4位	仕事・学校・家庭の事情	23.4
5位	子育て・教育の環境が良くない	19.8
6位	行政サービスが良くない	19.8

3) 特に重要と考える人口減少社会における取組み

人口減少社会において特に重要と考える取組みについては、出産育児等の子育て支援や福祉医療の充実、雇用の確保、町外からの移住やその受け皿となる住環境の整備などが上位に挙げられています。

図 特に重要と考える人口減少社会における取組み



資料：住民アンケート調査結果

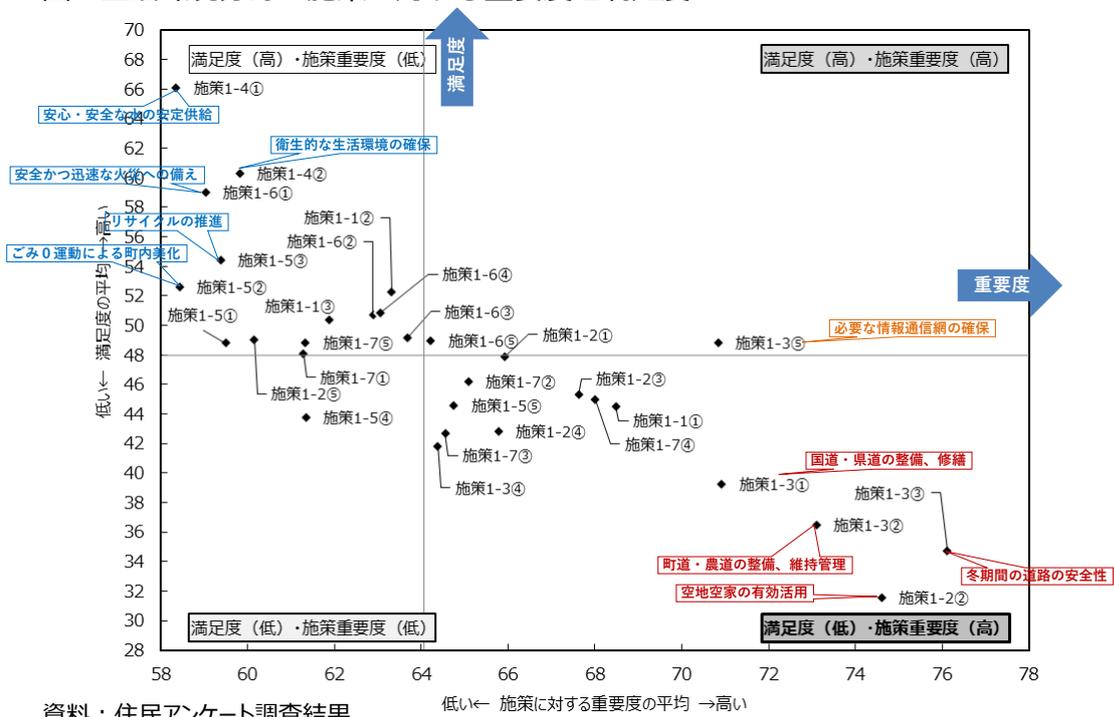
4) まちづくりへの取組みの評価

第2次五戸町総合振興計画に位置付けられている施策について、縦軸を満足度、横軸を重要度とした散布図に整理し、住民のニーズについて分析しました。

①生活環境分野

満足度が低く・重要度が高い施策として、「空き地・空き家の有効活用」や「冬期間の道路の安全性」、「町道・農道の整備、維持管理」、「国道・県道の整備、修繕」等が挙げられており、今後も増加すると考えられる空き地・空家への対応や道路環境の改善が望まれています。

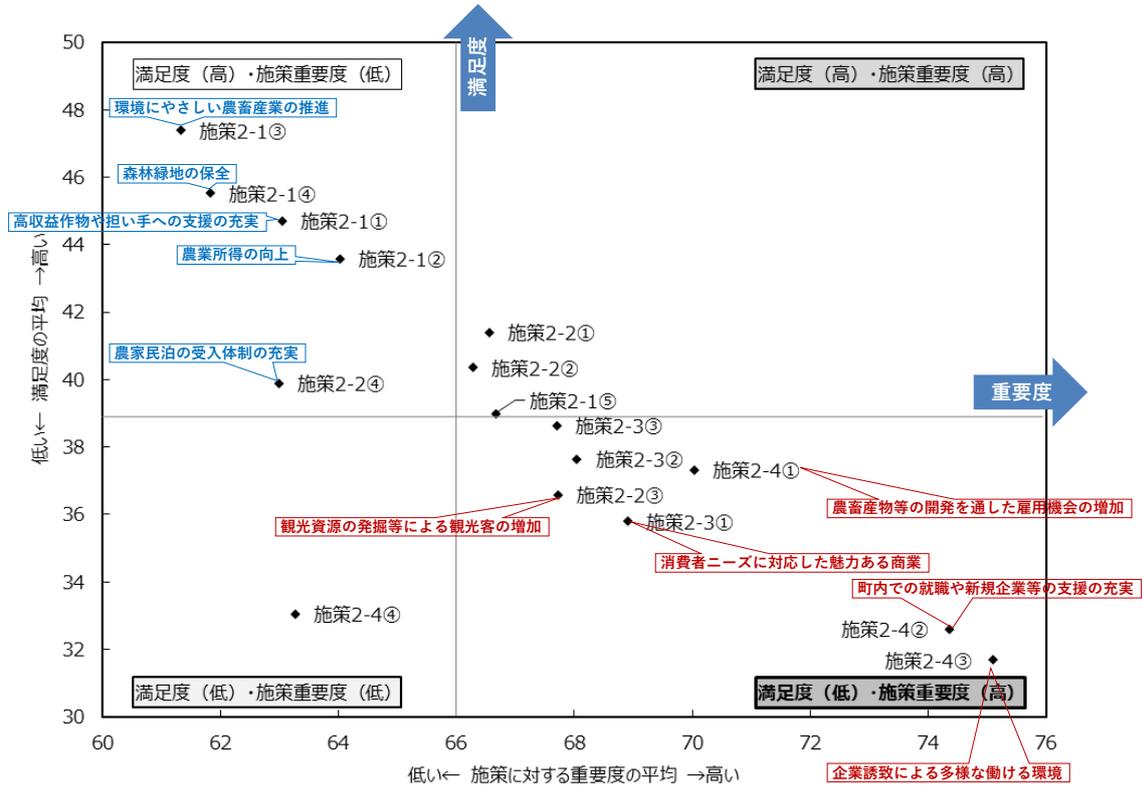
図 生活環境分野の施策に対する重要度と満足度



②産業振興分野

満足度が低く・重要度が高い施策として、「企業誘致による多様な働ける環境」や「町内での就職や新規起業等の支援の充実」、「農畜産物等の開発を通じた雇用機会の増加」、「消費者ニーズに対応した魅力ある商業」、「観光資源の発掘等による観光客の増加」が挙げられており、雇用機会の創出、商業や観光の振興が望まれています。

図 産業振興分野の施策に対する重要度と満足度

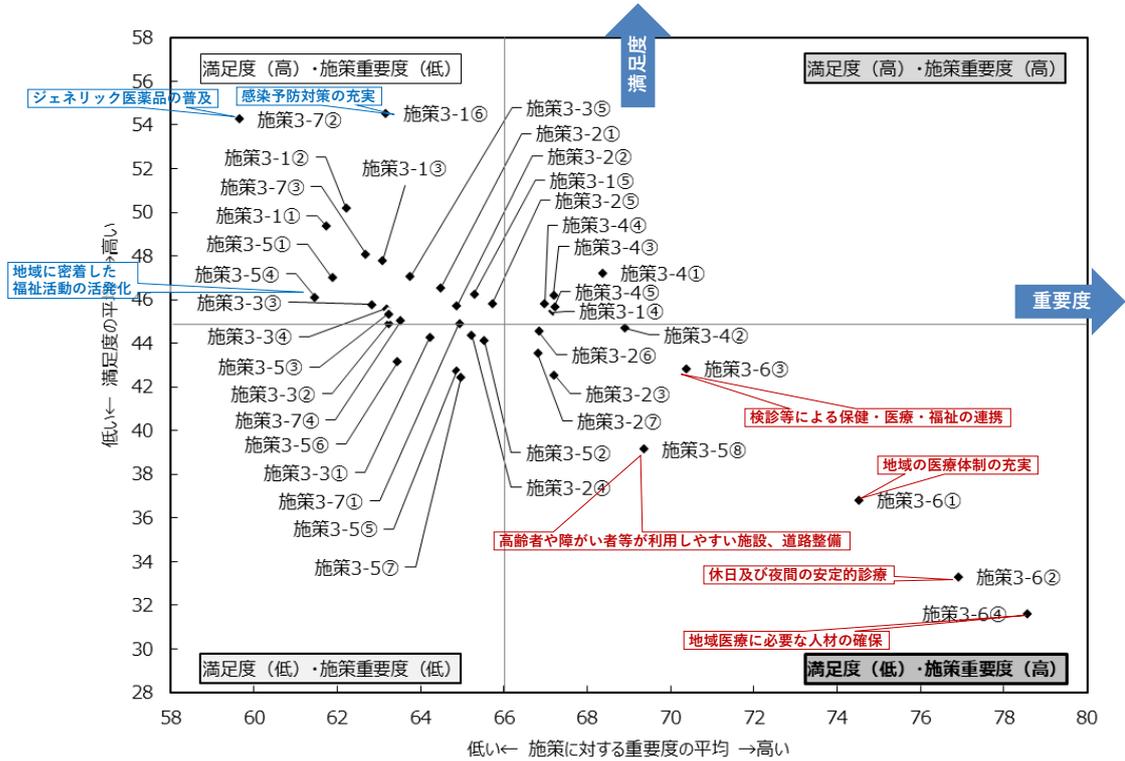


資料：住民アンケート調査結果

③保健・医療・福祉分野

満足度が低く・重要度が高い施策として、「地域医療に必要な人材の確保」や「休日及び夜間の安定的診療」、「地域の医療体制の充実」、「検診等による保健・医療・福祉の連携」、「高齢者や障がい者等が利用しやすい施設、道路整備」が挙げられており、町の医療体制の充実やバリアフリー化の推進が望まれています。

図 保健・医療・福祉分野の施策に対する重要度と満足度

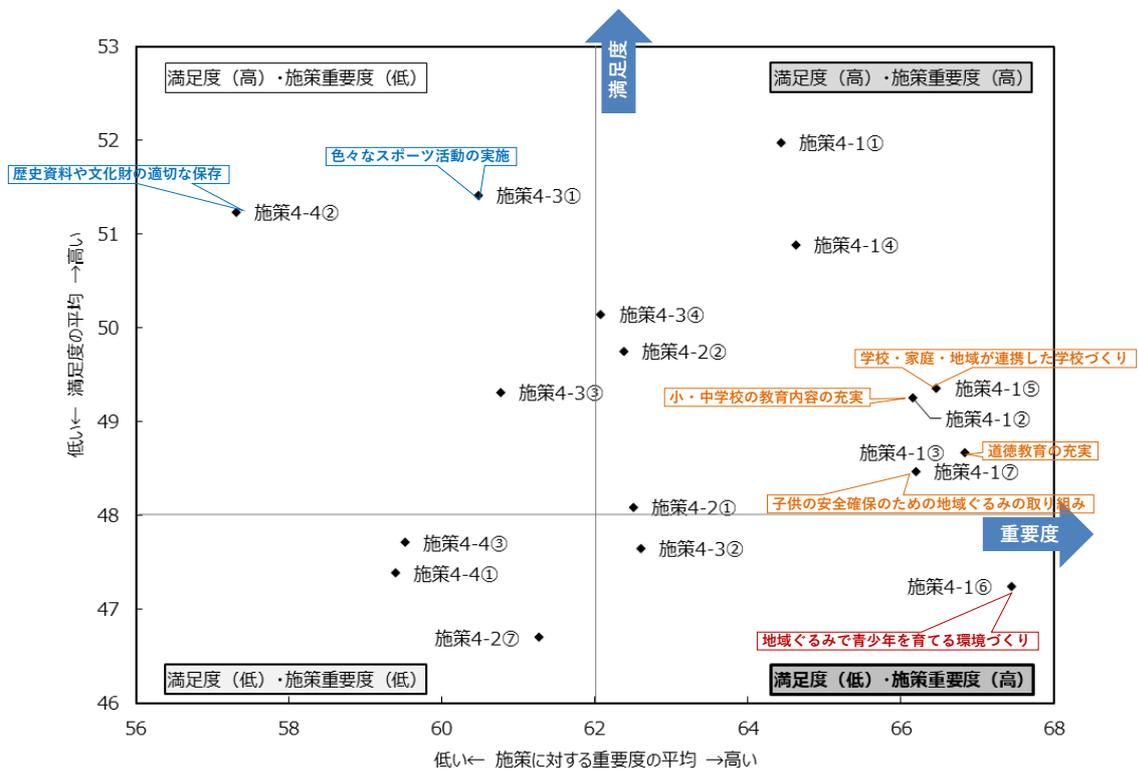


資料：住民アンケート調査結果

④教育・文化分野

満足度が低く・重要度が高い施策として、「地域ぐるみで青少年を育てる環境づくり」や「道徳教育の充実」、「学校・家庭・地域が連携した学校づくり」、「小・中学校の教育内容の充実」等が挙げられており、町全体が連携した教育環境づくりが望まれています。

図 教育・文化分野の施策に対する重要度と満足度

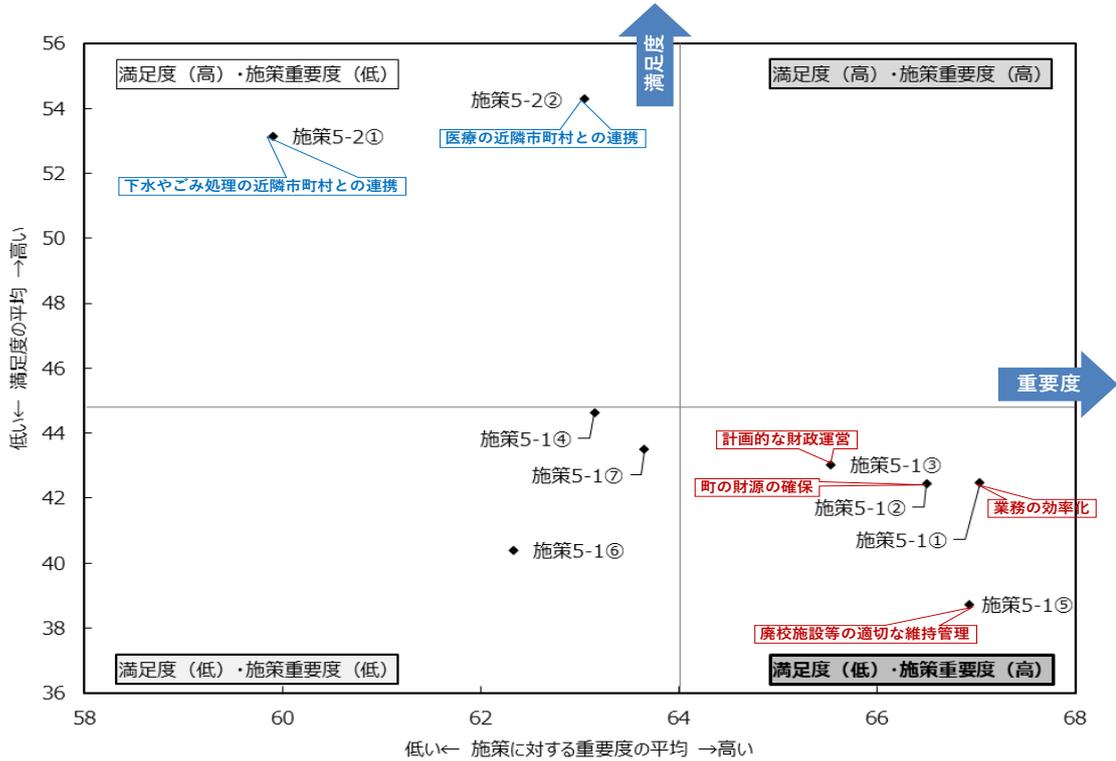


資料：住民アンケート調査結果

⑤行財政運営分野

満足度が低く・重要度が高い施策として、「廃校施設等の適切な維持管理」や「業務の効率化」、「町の財源の確保」、「計画的な財政運営」等が挙げられており、使われていない公共施設の適正な維持管理のほか、健全な財政運営が望まれています。

図 行財政運営分野の施策に対する重要度と満足度

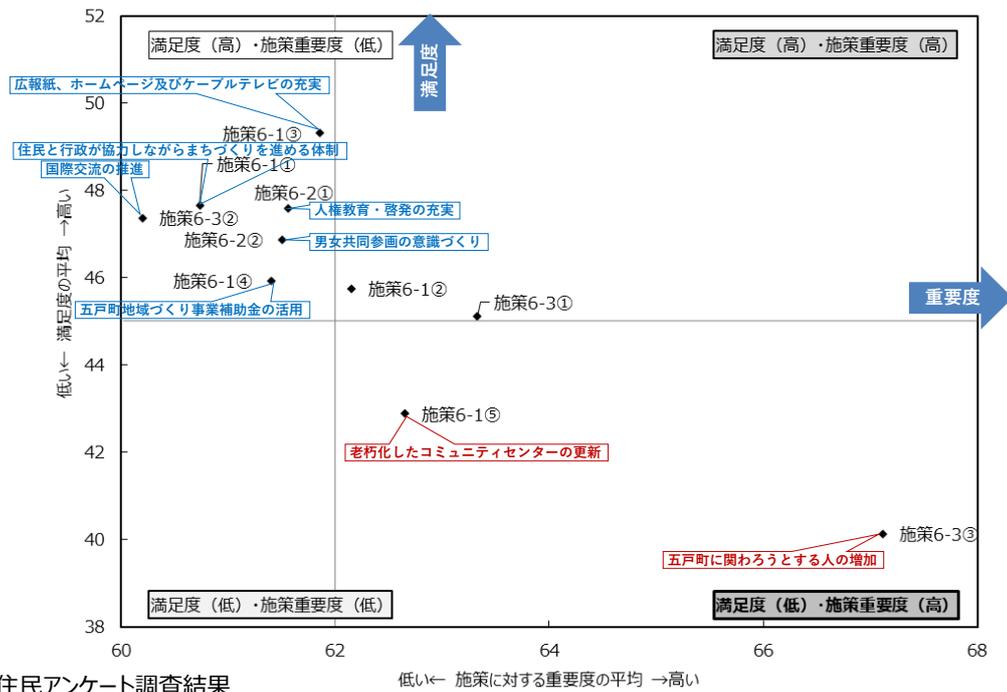


資料：住民アンケート調査結果

⑥住民協働・地域活動分野

満足度が低く・重要度が高い施策として、「五戸町に関わろうとする人の増加」や「老朽化したコミュニティセンターの更新」が挙げられており、関係人口の増加や地域活動拠点の更新が望まれています。

図 保健・医療・福祉分野の施策に対する重要度と満足度



資料：住民アンケート調査結果

低い← 施策に対する重要度の平均 →高い

2. 今後のまちづくりに向けた課題

(1) 課題1 少子高齢化に対応した環境づくり

1) 安心して子どもを生み・育てる

五戸町では人口・世帯ともに減少傾向にあり、令和2年(2020年)国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では令和27年には1万人を下回る結果となっています。人口動態をみても自然減・社会減の状況が続いており、特に出生数は減少傾向にあり、年代別では10代~30代の若い世代の転出が顕著となっています。

町民アンケートにおいては、人口減少社会における特に重要な取組みとして、「子どもを生み、育てやすい環境の整備」が56.3%と最も高くなっています。また、満足度が低く・重要度が高い施策として、「地域ぐるみで青少年を育てる環境づくり」や「道徳教育の充実」、「学校・家庭・地域が連携した学校づくり」等が挙げられています。

人口減少、少子化の進行に歯止めをかけるためにも、安心して子育てができる支援サービスの充実など、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりとともに、学校、地域、家庭等が一体となって子どもを育成するための環境づくりをしていく必要があります。

2) 誰もが健康に住み続けられる

令和2年(2020年)国勢調査では人口の4割を高齢者が占めており、直近の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計結果でも、令和27年(2025年)には半分以上を高齢者が占めるなど、今後も高齢化が急速に進行していくと考えられます。

町民アンケートにおいては、人口減少社会における特に重要な取組みとして、「福祉と医療の充実」が39.6%となっており、また、満足度が低く・重要度が高い施策では、「地域医療に必要な人材の確保」や「休日及び夜間の安定的診療」など医療体制の充実が挙げられています。

誰もが安心して暮らし続けられるように、住民の健康の維持増進を支える健康づくりを推進するとともに、地域及び広域医療機関と連携した安心できる医療提供体制の構築、地域での介護支援や見守り体制の充実、障がい者等の自立支援など、安心して住み続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 課題2 産業の振興と雇用の確保

1) 町内で働ける環境づくり

町の基幹産業である農業は就業者数がピーク時の7割、65歳以上が6割を占めるなど、高齢化や担い手不足など厳しい状況が続いており、産業の振興は重要な課題となっています。

町民アンケートにおいては、町の良さや特に自慢できる場所として「馬肉、倉石牛、シャモロック、その他野菜等の特産品」が挙げられており、農畜産物が町の資源として認識されています。一方で、満足度が低く・重要度が高い施策として、「企業誘致による多様な働ける環境」や「農畜産物等の開発を通じた雇用機会の増加」などが求められており、地域経済の活性化を図るためにも、町内で働ける環境づくりを進める必要があります。

2) 地域資源を活かした観光の振興

五戸町は豊かな自然環境や歴史的な建造物、「三大肉」や長芋、にんにく等の農産物など多様な地域資源を有しているものの、町民アンケートにおいては、満足度が低く・重要度の高い施策として「観光資源の発掘等による観光客の増加」が求められており、既存の地域資源を有効活用できていないと考えられています。

町の観光入込客数をみると、令和4年(2022年)時点でコロナ禍前の令和元年(2019年)と比較して21%減少しており、隣接する町村と比較すると、階上町や南部町、三戸町に比べて大幅に少ないのが現状です。また、階上町や三戸町は大幅に入込客数を伸ばしており、これは産直施設の開業が大きな要因と考えられます。

五戸町では、令和8年度(2026年度)に農産物直売等拠点施設を予定しており、これを契機として、町の観光産業振興を図るため、既存の地域資源の活用のほか、新たな観光資源の発掘、宿泊施設を活用した滞在型観光の推進など、まちの魅力を一層高め、積極的に発信していく必要があります。

(3) 課題3 関係人口の拡大、地域で活躍する人材の発掘・育成

今後のまちづくりでは、様々な地域課題にきめ細く対応していくためにも、住民自治のあり方や担い手となる人材や団体の育成に取り組み、住民との協働によるまちづくりを推進する必要があります。しかし、人口減少、少子高齢化が進行するなか、町民だけでまちづくりを推進することは困難な状況を迎えつつあります。町に住んでいなくても、町を訪れる人や働いている人、町に関心のある人などの「関係人口」と位置付けられる人を創出し、町との関りを継続していくことが重要です。

五戸町では令和3年度(2021年度)から関係人口の創出を目的として「五戸町みらいサロン」を継続して開催し、町内外のまちづくりに興味のある人材の発掘や情報提供等に取り組んでいます。町民アンケートにおいても、「五戸町に関わろうとする人の増

加」が求められており、こうした取組みを継続、発展し、町内の地域間や世代間、町外からの人材との交流を深め、まちづくりに関わる人々を拡大していくことが必要です。

(4) 課題4 若い世代の移住・定住の促進

住宅所有関係別世帯数をみると88%が持ち家世帯で、隣接する八戸市などに比べ借家世帯の割合は低くなっています。

空き家の数は令和5年度(2023年度)時点で820件あり、その約半分は利活用の可能性のある空き家となっています。持ち家に住む単身高齢者と高齢夫婦世帯は年々増加していることから、今後も空き家は増え続けていくことが想定されます。

町民アンケートにおいては、7割以上が定住を望んでおり、小中学生のUターン意向も7割となっています。また、人口減少社会における重要な取組みとしても住環境の整備や雇用の確保、移住への支援、満足度が低く・重要度が高い施策として「空き地・空き家の有効活用」が上位に挙げられています。

少子化に歯止めをかけるためにも、若い世代の定住促進は重要な課題であり、町内で働ける環境づくりを進めるとともに、移住定住の促進に向けては、受け皿となる住宅を確保する必要があります。

増加する空き地・空き家について、適正管理を進めるとともに、空き家の有効活用に向けた修繕の支援や情報提供の充実、若年・子育て世帯のための民間賃貸住宅の整備支援等、多様な住宅対策が必要となります。

(5) 課題5 安全な生活環境の確保

豊かな自然と共生しながらも、身近な地域における様々な生活不安を軽減し、住民生活の基礎となる生活環境の整備も引き続き重要となります。近年、全国的に想定以上の記録的な大雨による河川の増水や土砂崩れ等の自然災害が多発しており、甚大な被害をもたらしています。

五戸町も例外ではなく、自然災害への発生に備え、インフラの整備や避難体制の構築など、住民と行政が協働で災害対策に取り組んでいくことが求められます。

(6) 課題6 持続可能なまちづくり

1) GXによる環境に配慮したまちづくり

町では、脱炭素社会の実現に向けて「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、温室効果ガスを2030年度までに3.0%（2021年度比）削減することを目標としています。

目標達成に向け、燃料使用量の削減や町有施設への再生可能エネルギーの導入など、環境に配慮した循環型の持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

2) DXによる持続可能なまちづくり

ICT（情報通信技術）を有効に活用していくことは、オンラインによる行政サービスや遠隔医療、スマート交通システムの導入など、住民の生活の質を向上させ、医師不足や公共交通の利便性向上など様々な社会課題を解決する重要な手段であり、国が用意したデジタル基盤や支援策を有効活用しながら、町の特性や町民ニーズに合った事業について検討する必要があります。

3) 安定した財政力の維持・向上を図る

町の歳出の推移をみると、公債費が減少傾向にある一方で、扶助費、物件費が増加傾向にあり、今後は、施設の老朽化対策等により地方債の発行は増加する可能性があります。

また、財政力指数は、令和2年(2020年度)の0.29から令和3年(2021年度)には0.28と下降に転じており、町の財政力を維持し、様々な諸課題に対応したまちづくりを推進していくためにも、効率的な行財政運営を行い、安定した財政力の維持・向上に努めることが今後も重要です。

第2部 基本構想

第1章 将来像

1. まちづくりの基本的な考え方

豊かな自然環境に恵まれた五戸町では、先人達の英知とたゆまぬ努力によって、地域の農業や歴史・文化を連綿と育んできました。

その恩恵は、豊かな自然と恵みとして、馬産地として、さらには交通の要衝としての賑わいや人と人との交流を通して、まちの活力として脈々と受け継がれてきました。

人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況、地方分権など様々な課題に直面するなか、町がさらなる発展を遂げるためには、五戸町の地域性を活かし、行政と住民の協働による持続可能なまちづくりが求められます。

(1) “五戸町らしさ”を追求します

豊かな自然や歴史・文化、ごのへ三大肉（五戸馬肉、あおり倉石牛、青森シャモロック）等、五戸町が有する地域資源を再認識し、町の魅力として有効活用を図るなど、“五戸町らしさ”を追求します。

(2) “安全”と“安心”のまちをつくります

まちに暮らす人、まちを訪れる人、このまちに関わるすべての人が安全に過ごすことができ、「これからも暮らしたい」、「また訪れたい」と感じられるように、生活の基盤となる“安全”と“安心”のまちをつくります。

(3) “協働”と“自立”のまちづくりを推進します

子どもや若者、親、働く人、高齢者、地域活動団体、事業所等が、行政と互いに協力しながら取り組み、まちの発展につながる様々な分野で自らの持つ力を発揮できるよう、“協働”と“自立”を基調としたまちづくりを推進します。

2. 町の将来像（10年後の五戸町）

前計画では、一人一人が厳しい社会環境を認識し、それを乗り越え、未来へ向けて五戸町の良さを継承し、農・商・工併進の町としてさらに発展していくまち（ふるさと）を住民とともに創っていくことが必要であり、人とまちの有する様々な「活力」に視点に置き、新たな“活気”とともに、誇りの持てるまち（ふるさと）をともに創ることを目指しました。

令和5年度(2023年度)に実施した小中学生を対象にしたアンケートでは、イメージする将来の五戸町について「キャッチフレーズ」を考えてもらいました。回答には、「町民協力 新しい町づくりへ」や「馬肉がうめ～んだ五戸町」、「人口増加でにぎやかな町」、「住人が増える楽しく安全な町」、「若者が住みたがる町」などがあり、人口減少や高齢化に対する課題意識とともに、住民の協働で取り組む新たな町づくりや活力のある町への希望が見て取れます。

また、本計画の検討段階で開催した若手職員ワークショップでは、空き家を利活用して若者の移住・定住を増やすプロジェクト、子育て支援を中心にした施策を展開することで賑わいを創出するプロジェクト、働く場所を増やすことで町に生活する人を増やすプロジェクト、子ども達の「ふるさと体験」（町の文化やまちづくりの体験）をつくることで将来のUターン人口を増やすプロジェクトが提案され、町の抱える複合的な課題に対して様々な取組みが検討されました。

本計画では、前計画の将来像の視点を継承しながら、町に住む若い世代の将来へ希望を抱く町のイメージや、少子高齢化や産業振興、移住・定住の促進、関係人口の拡大など、様々な課題に対する取り組む意欲を汲み取り、町の将来像を以下のように設定します。

人とまちの活力で新たなまちづくりへ
 住みたくなる 育てたくなる ^{かえ}還りたくなる ^{ふるさと}郷ごのへ

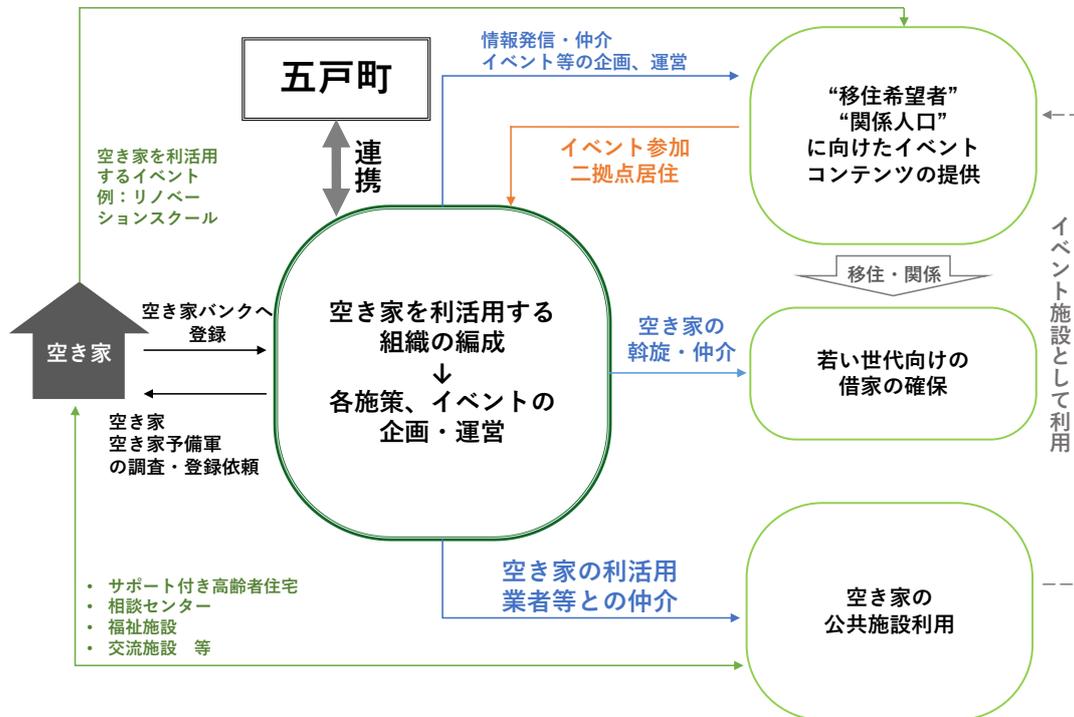
表 将来の五戸町のキャッチフレーズ（小中学生アンケート回答の抜粋）

キャッチフレーズ	
・町民協力 新しい町づくりへ	・最先端の町へ
・健康一番の町	・流行の先を行く五戸町
・長生き元気五戸町	・平和な五戸町
・自分らしく生きていかれるまち	・通勤しやすいバスなどが便利な五戸町
・小中高生が遊びやすい	・よりよい生活ができる五戸町
・食べもんうめ～五戸町	・誰にでも優しい町
・馬肉がうめ～んだ五戸町	・親切ていねい五戸町
・住人が増える楽しく安全な町	・若者が住みたがる町
・人口増加でにぎやかな町	・若者のほとんどがいなくなる町
・遊ぶ場所たくさんあるよ五戸町	・より良い暮らしを届けよう
・楽しい町	・五戸町が一番
・楽しくまた来たくなる町	

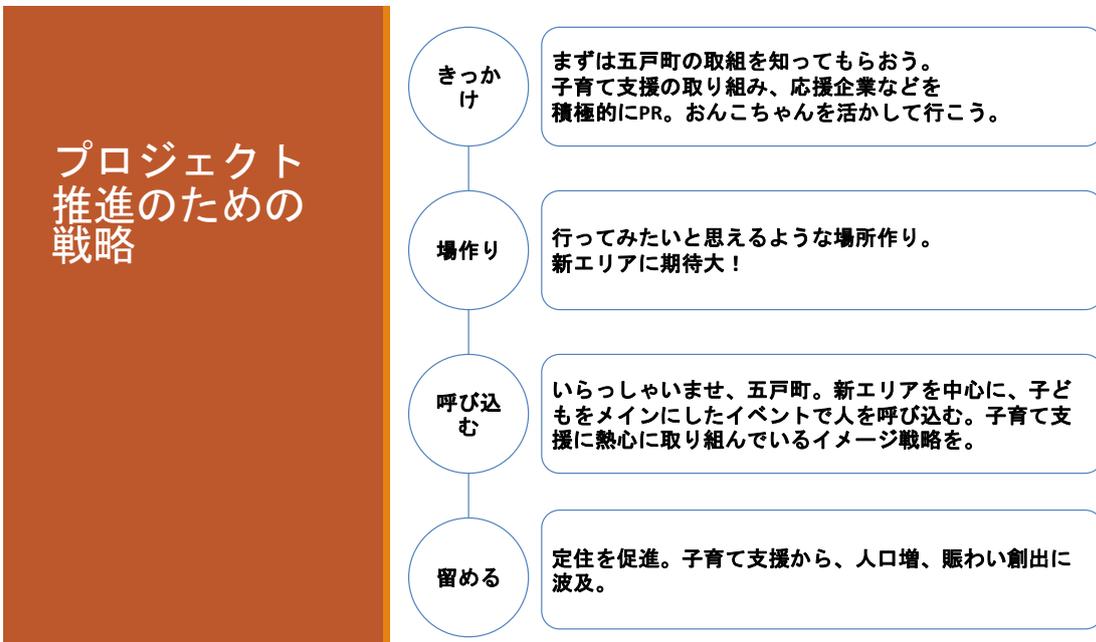
図 若手職員ワークショップ検討結果の抜粋

①若者の移住・定住プロジェクト～住みいる五戸！空き家をシェアハッピー!～

②プロジェクトを構成する施策

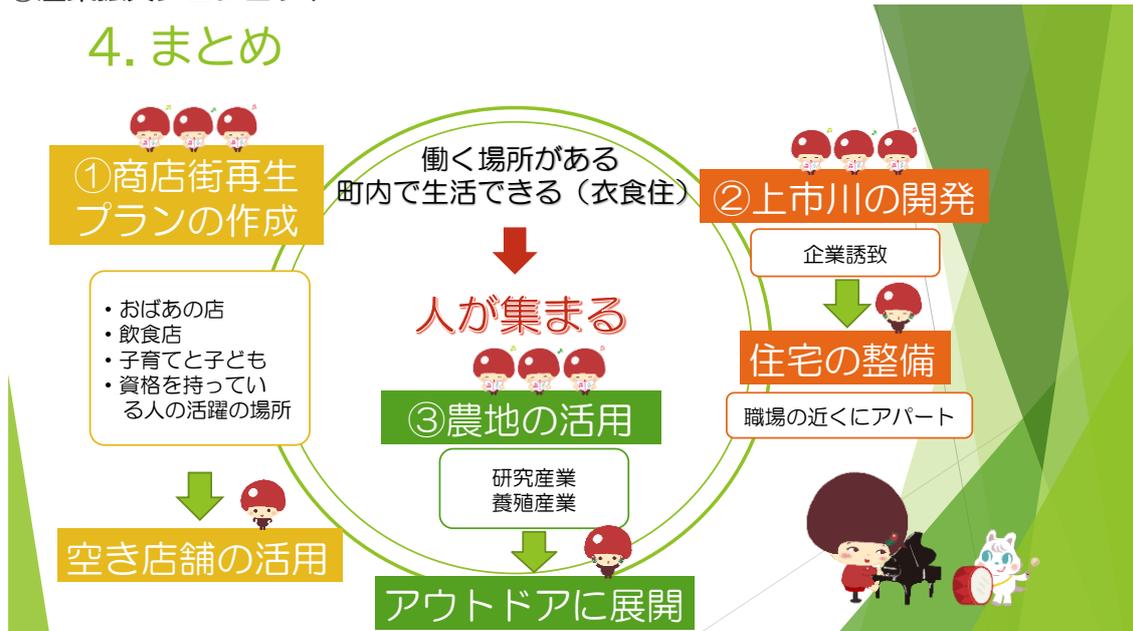


②五戸町子育て支援バブバプロジェクト



③産業振興プロジェクト

4. まとめ



④真ふるさと化プロジェクト～子ども達が将来戻ってくる町を目指して～

8, 期待される効果 (アウトカム)

- ▶ 五戸の魅力を体感できる。(仕事・人等)
- ▶ 地域の交流の場となり、にぎわいが生まれる。
- ▶ 携わった方々の間に達成感が生まれる。
- ▶ 世代間交流の場となる。(→高齢者の生きがい等)
- ▶ 子ども達の創造力を養うことができる。
- ▶ 子ども達が五戸町に興味を持つきっかけとなる。
- ▶ 町の産業に対する理解が深まる。

= 子ども達が将来戻ってくる
「ふるさと体験」になる。



第2章 まちづくりのフレーム

1. 将来人口目標の見直し

第1期及び第2期五戸町人口ビジョンで設定した将来人口の目標値について、人口動態などの現状を踏まえて見直します。

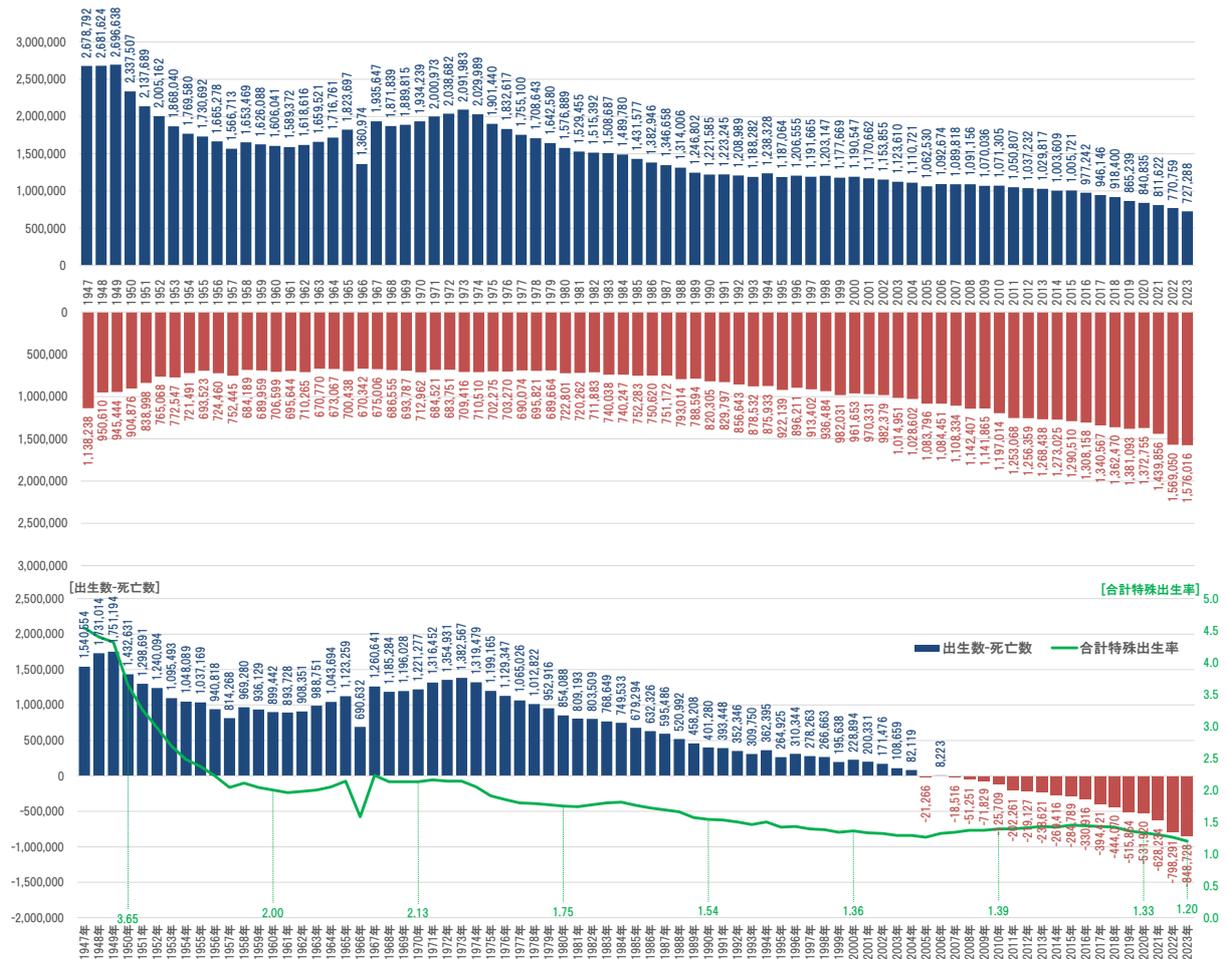
(1) 日本全体の動向

1) 自然増減と合計特殊出生率

日本全国の出生数は1970年代以降概ね減少傾向で、死亡数は1970年代以降概ね増加傾向で、これに伴い、自然増減数は1970年代以降概ね減少傾向で平成17年(2005年)と平成19年(2007年)以降は死亡数が出生数を上回っています。

合計特殊出生率は昭和45年(2070年)の2.13が令和5年(2023年)には1.20と史上最低になっています。

図 全国の出生数(上段)、死亡数(中段)、出生数-死亡数(下段)、合計特殊出生数(下段)の推移



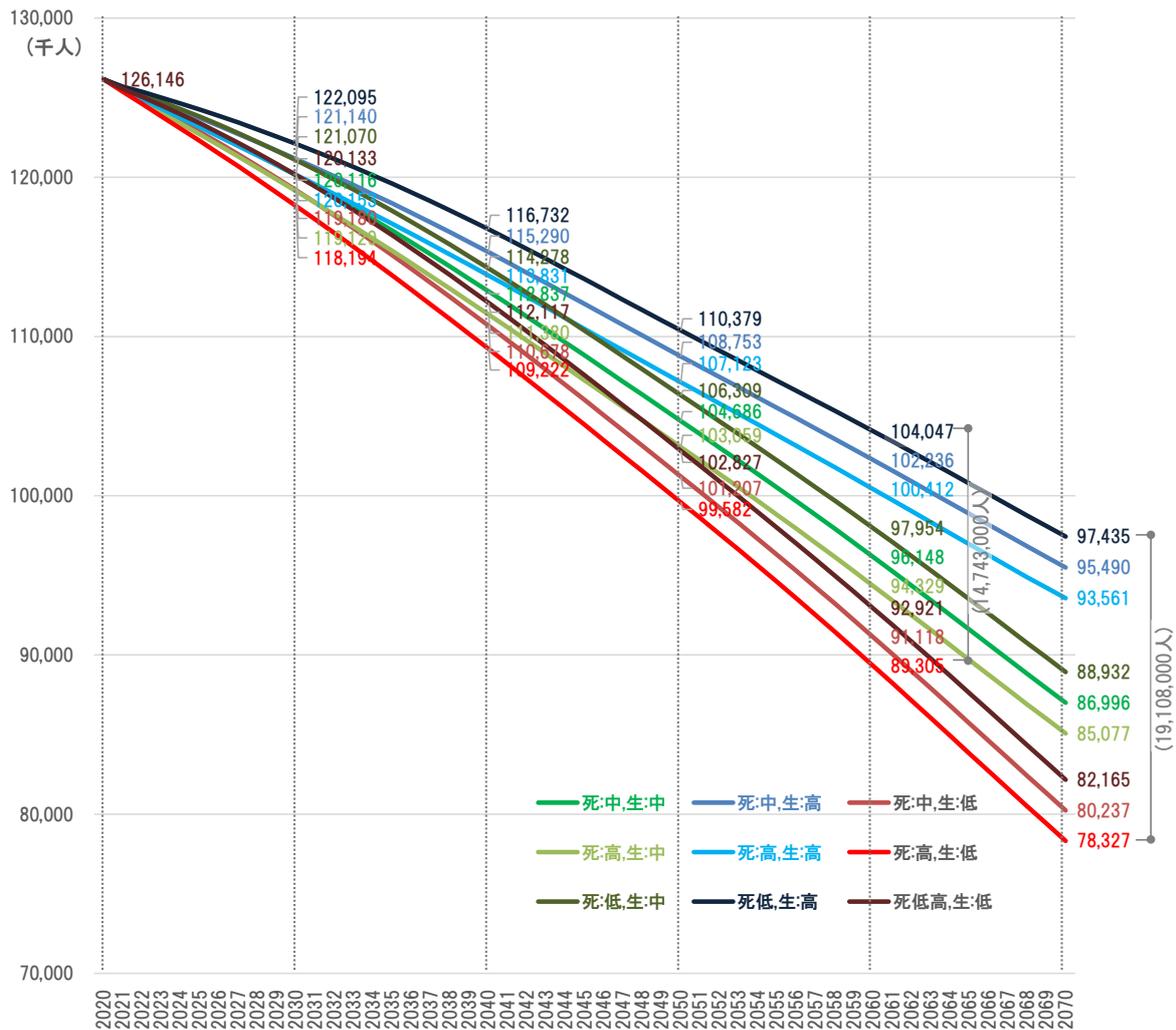
資料：人口動態統計（確定数）

2) 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)が令和5年(2023年)に公表した人口推計では、死亡中位・出生中位推計で2060年は96,148,000人、2070年は8,699,600人まで減少します。また、2060年の死亡低位・出生高位推計の104,047,000人と死亡高位・出生低位推計の89,305,000人では、14,743,000人の差が生じています。

2070年では、同様に死亡低位・出生高位推計と死亡高位・出生低位推計では、19,108,000人の差が生じています。

図 日本全国の人口の将来推計



資料：社人研 2023年公表値

3) 国による人口の長期的展望[まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)]

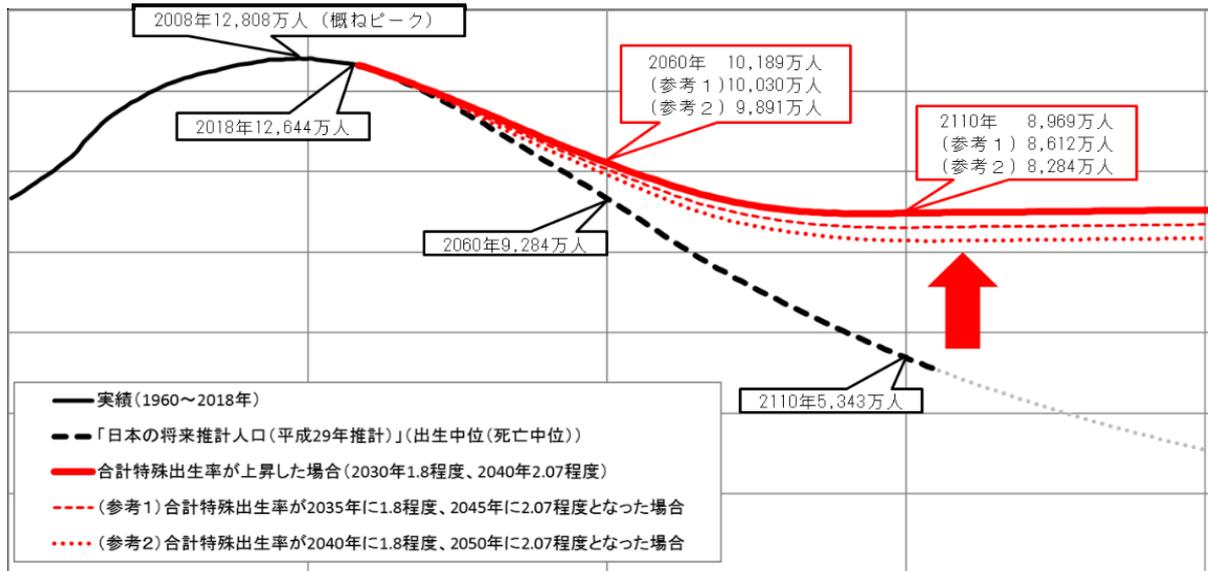
国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」では、人口の長期ビジョンについて、次のように示しています。

社人研「将来推計人口(平成29年(2017年)推計)」では、このまま人口が推移すると、2060年の総人口は9,284万人にまで落ち込むと推計されています。これは、約60年前(1950年代)の人口規模に逆戻りすることを意味しています。さらに、総人口は2100年に6,000万人を切った後も、減少が続いていくことになります。

これに対して、仮に2040年に出生率が人口置換水準と同程度の値である2.07まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2100年前後には人口が定常状態になることが見込まれます。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現するならば、我が国の出生率は1.8程度の水準まで向上することが見込まれます。我が国においてまず目指すべきは、特に若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることです。もとより、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定を強制するようなことがあってはなりません。

図 我が国の人口の推移と長期的な見通し



資料：「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」

- (注1) 実績は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2115~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。
- (注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
- (注3) 社人研「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。

(2) 五戸町の人口動向

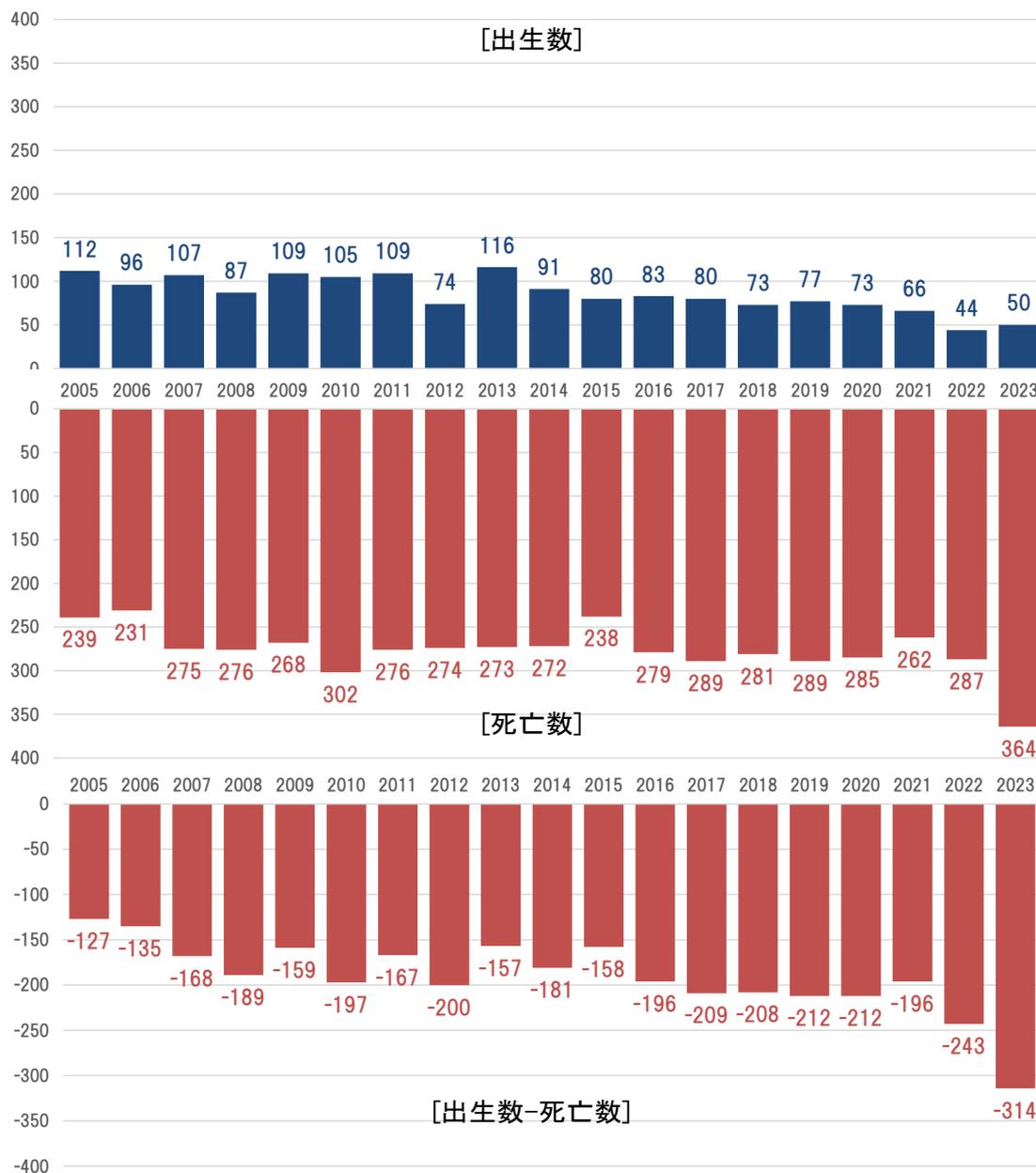
五戸町の人口増減の要素である出生数と死亡数による自然増減と転入数と転出数による社会増減について整理します。

1) 自然増減(出生と死亡)

五戸町の出生数の推移では、平成25年(2013年)の116人以降、概ね減少傾向で令和5年(2023年)では50人となっています。一方、死亡数は2005～2022年は231～302人で推移していましたが、令和5年(2023年)では364人となっています。

自然増減としては、平成17年(2005年)の-127人以降、死亡数が出生数を上回り、令和5年(2023年)の-314人と概ねその値が増加する傾向となっています。

図 五戸町の出生数(上段)、死亡数(中段)、出生数-死亡数(下段)の推移



資料：青森県人口動態統計(確定数)

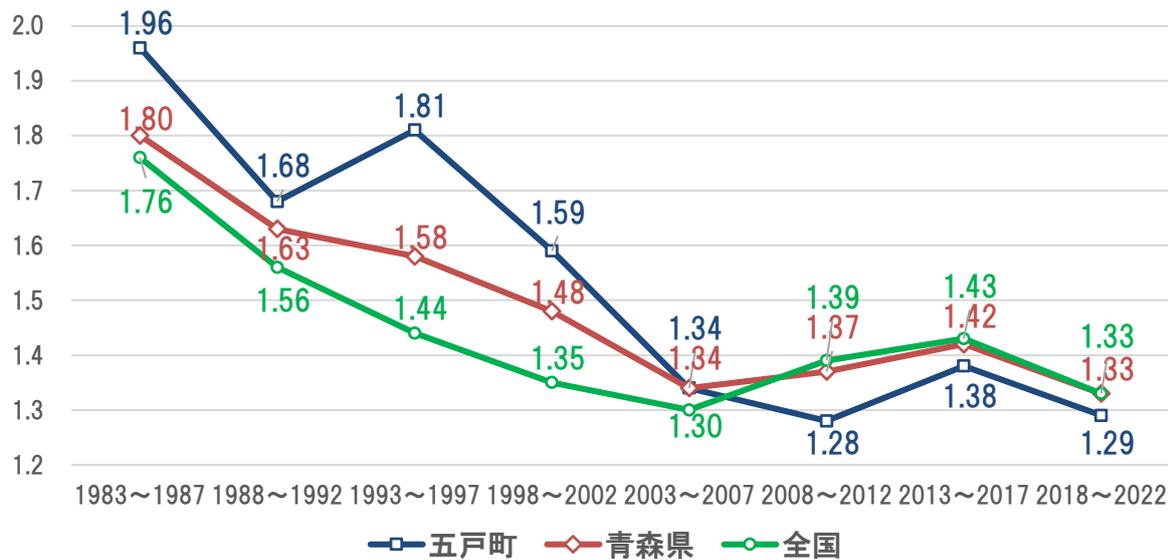
2) 合計特殊出生率

五戸町の合計特殊出生率を青森県、日本全国と比べてみます。五戸町の「昭和58年(1983～1987年)値」の1.96から「平成15年(2003年)～平成19年(2007年)値」の1.34までは、青森県や全国より大きい値で推移していましたが、「平成20年(2008年)～平成24年(2012年)値」の1.28以降、青森県や全国より小さくなっています。

「平成30年(2018年)～令和4年(2022年)値」では、五戸町の1.29に対して、青森県、全国ともに1.33となっています。

今後、人口を維持するためには、人口置換水準と同程度の値である2.07が必要で、それを目標に子育て支援等の施策により合計特殊出生率を上昇させる必要があります。

図 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

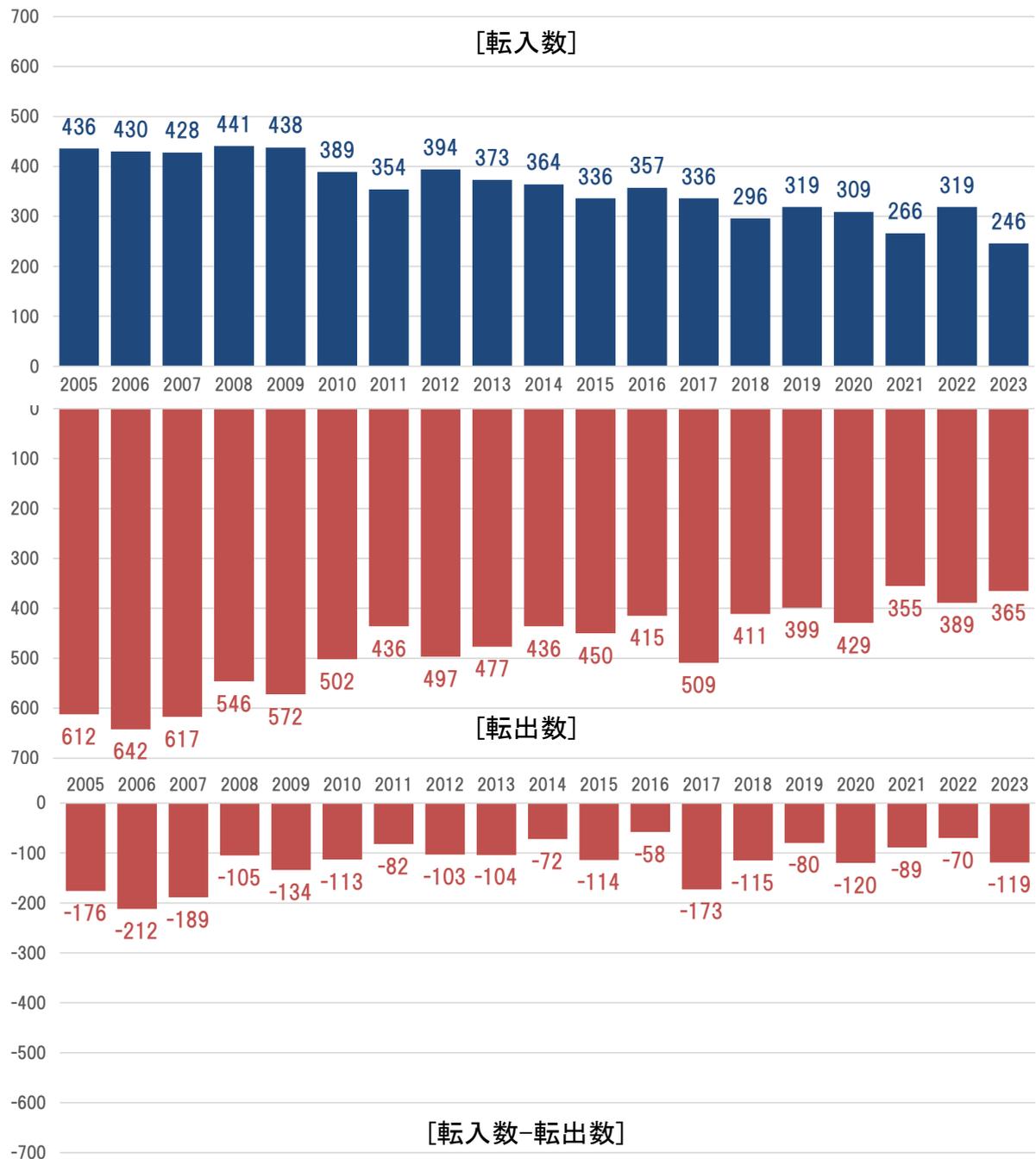
3) 社会増減(転入と転出)

五戸町の転入数の推移では、平成17年(2005年)の436人以降、概ね減少傾向で令和5年(2023年)では246人となっています。一方、転出数も同様に平成17年(2005年)の612人以降、概ね減少傾向で令和5年(2023年)では365人となっています。

社会増減としては、平成17年(2005年)の-176人以降、転出数が転入数を上回る転出超過となっており、平成30年(2018年)以降は-70人～-120人で推移しています。

今後、人口を維持するためには、社会移動を転入超過にすることが重要で、雇用の確保や子育て環境の向上、若者向けの住宅供給など幅広い施策の展開が必要となります。

図 五戸町の転入数(上段)、転出数(中段)、転入数-転出数(下段)の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

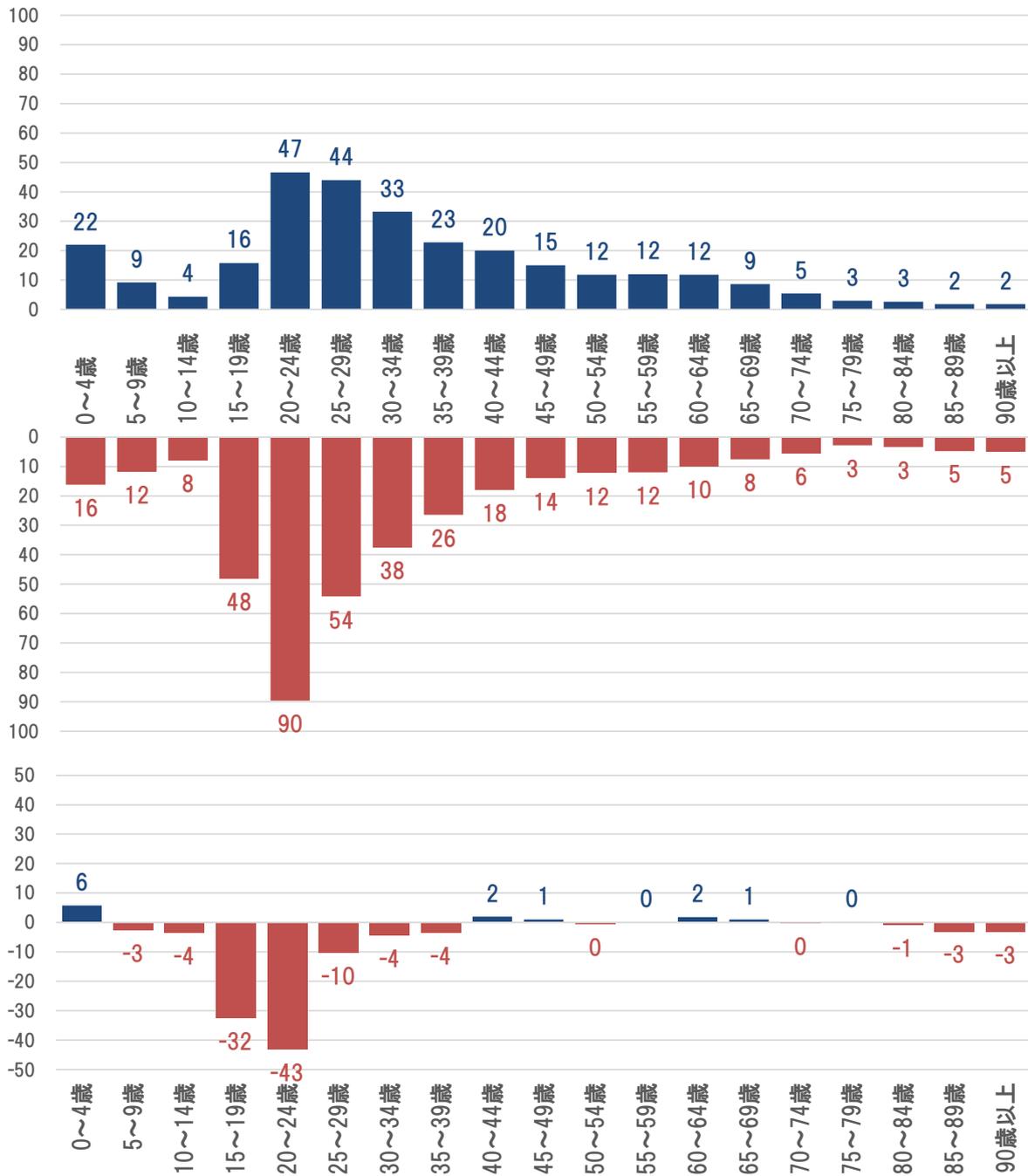
4) 5歳階級別の転出入状況

五戸町の5歳階級別の転出入状況について、令和元年(2019年)～令和5年(2023年)の5年間の平均値(1年あたり)で見えます。

転入数では、多い順に20～24歳の47人、25～29歳44人、30～34歳33人、35～39歳23人などとなっています。一方、転出数では、多い順に20～24歳の90人、25～29歳54人、15～19歳48人などとなっています。

社会移動で転出超過の階級は多い順に、20～24歳の-43人、15～19歳-32人となっています。

図 5歳階級別転出入状況[2019～2023年の平均値]



(住民基本台帳人口移動報告)

(3) 五戸町の将来人口目標値の設定

1) 人口減少の影響

人口減少が与える影響について整理します。

①住民生活に与える影響

人口減少により、地域コミュニティの維持や世代間の支え合い機能が低下し、日常生活や災害時対応などにおける相互扶助機能が低下することや、中山間集落等での生活・産業・文化面での集落が有する多面的機能が低下するなど、住民生活に影響を与えます。

また、子どもの減少による、子ども同士や子どもを通じた大人の交流機会の減少やコミュニティが弱体化し、子どもの健全育成に大きな役割を果たす地域の子育て機能が低下するなど、子どもの健全育成に影響を与えます。

②地域経済に与える影響

人口の中でも、生産年齢人口の減少により、労働力不足が生じ、地域経済活力を低下させます。

③地方財政に与える影響

人口減少社会による税収等の減少、財源や行財政基盤の弱体化、行政サービスの低下などが生じます。

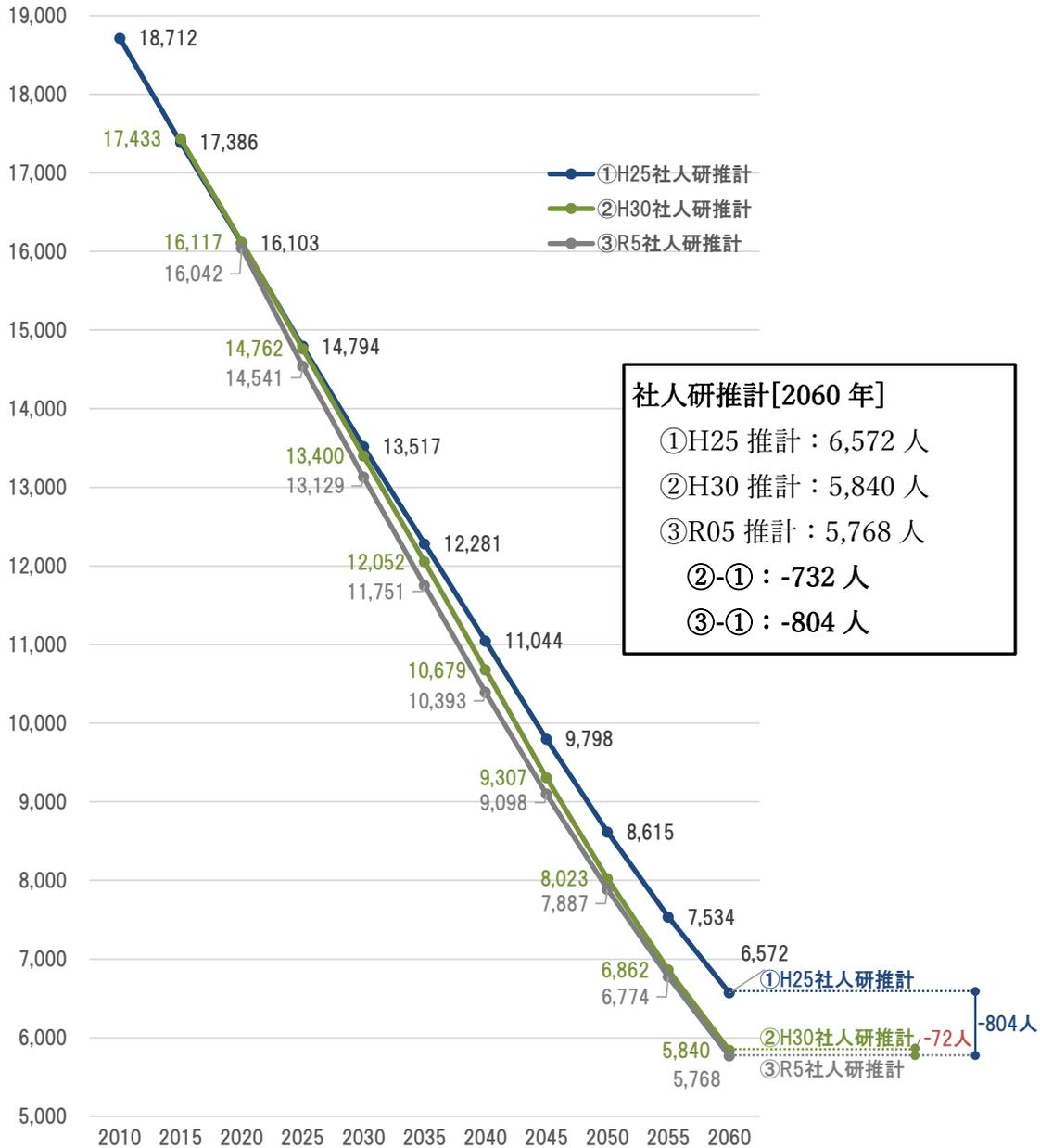
また、人口減少により、社会保障の支援を支える担い手の減少や、高齢化率の増加による介護保険料や医療費の増加により、現役世代の負担の増加や社会保障制度の維持が懸念されます。

さらに、人口減少に加え、公共施設や社会資本の老朽化により、それらの一人当たりの維持管理・更新コストが加速的に増大し、社会資本の維持・更新が困難になることが懸念されます。

2) 五戸町の社人研の人口推計の推移(H25、H30、R5)について

2060年人口の社人研推計値は、第1期人口ビジョンの基礎となった平成25年(2013年)推計の6,572人に対し、平成30年(2018年)推計値は5,840人で732人下振れし、令和5年(2023年)推計値は5,768人で804人下振れしています。

図 社人研の人口推計値(~2060年)

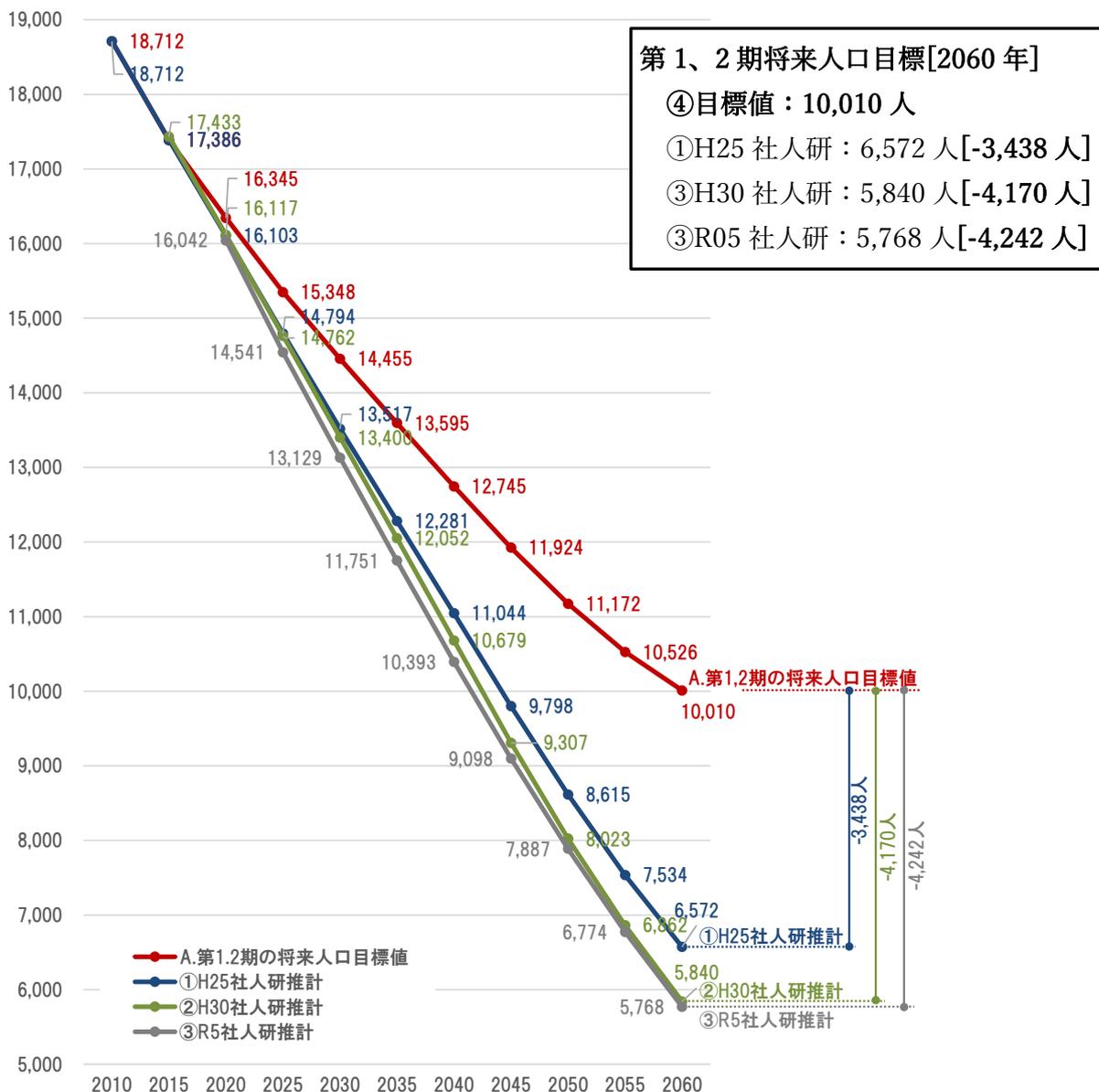


3) 第1期、第2期の将来人口の目標値について

第1期の将来人口の目標値の設定では、総合戦略の実施効果により、下記の条件を設定し、社人研の人口推計より人口減少幅を縮小できるとし、2060年で10,010人とし、第2期もこの目標値を継続しています。第1、2期の2060年の目標値に比べて、平成25年(2013年)推計値は-3,438人、平成30年(2018年)推計値は-4,170人、令和5年(2023年)推計値は-4,242人と、その差が大きくなっています。

[設定条件]	
○合計特殊出生率：	県の目標と整合させ、2030年を1.8、2040年(平成52年)以降2.07(人口置換比率)で固定し、それぞれの間中年は直線的に増加するように設定。
○生残率：	2030年以降、国長期ビジョンが想定する数値(社人研「将来推計人口」(平成24年1月推計))とし、平均寿命が全国平均並みとなるように設定。(※県目標よりも10年前倒しで設定)
○純社会移動率：	社会移動率の逡減を図り、2030年以降社会移動が均衡する(転出入：±0)と仮定。

図 人口ビジョン(第1、2期)の目標値と社人研推計値(H25、H30、R5)



4) 今回の人口ビジョンでの将来人口の目標値の検討

社人研の人口推計値の下振れにより、第1、2期の2060年の将来人口の目標値との差が拡大しているため、より現実的な目標値の設定が求められます。そこで、次のような目標値の設定条件を検討します。

①ア.5つの目標値設定条件

A.「五戸町第1,2期人口ビジョン目標値」

- ・五戸町第1,2期人口ビジョンの設定条件でH25社人研推計により算出

B.「五戸町第1,2期人口ビジョン準拠」

- ・五戸町第1,2期人口ビジョンの設定条件と同一条件でR5社人研推計により算出

C.「青森県長期人口ビジョン(2020改訂版)準拠」

- ・青森県長期人口ビジョン(2020年改訂版)の設定条件でR5社人研推計値から算出

D.「転入強化条件①」

- ・Cの県の設定条件のうち、純社会移動率が社人研推計値と同一になる時期を2045年から2035年に10年間前倒しする

E.「転入強化条件②」

- ・Cの県の設定条件のうち、純社会移動率が社人研推計値と同一になる時期を2045年から2040年に5年間前倒しする

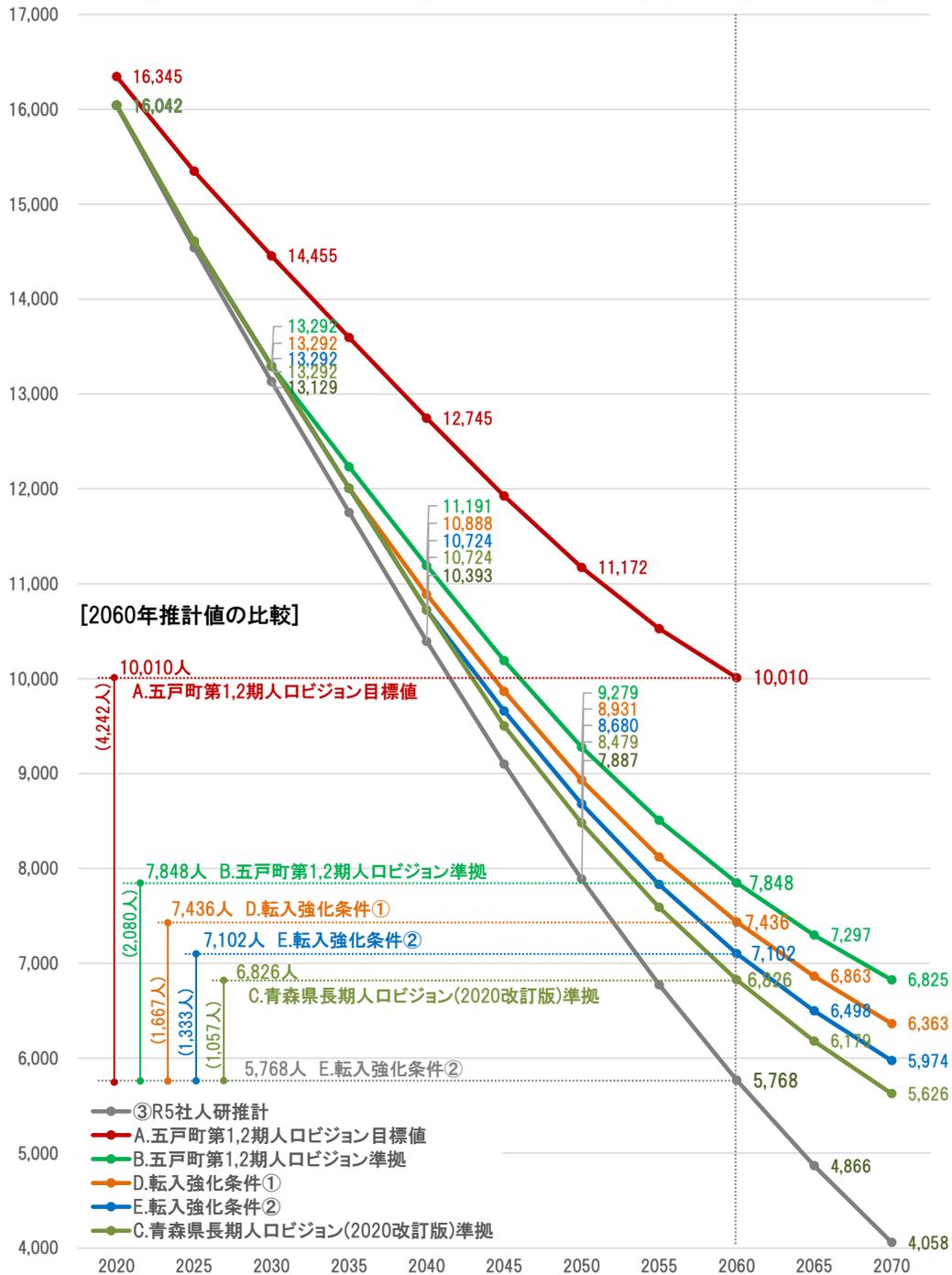
表 5つの目標値設定条件

	社人研推計年	合計特殊出生率	生残率	純社会移動率	2060年人口
A.「五戸町第1,2期人口ビジョン」	・H25年推計	・2030年を1.8 ・2040年以降2.07 ・中間年は直線的に増加	・2030年以降、社人研推計と同一となる	・2030年以降社会移動が均衡する	10,010人
B.「五戸町第1,2期人口ビジョンと同一条件」	・R5年推計	〃	〃	〃	7,848人
C.「青森県長期人口ビジョン(2020)準拠」	〃	〃	・2040年以降、社人研推計と同一となる	・2045年以降社会移動が均衡(2015年版は2040年)	6,826人
D.「転入強化条件①」	〃	〃	〃	・2035年以降社会移動が均衡する	7,436人
E.「転入強化条件②」	〃	〃	〃	・2040年以降社会移動が均衡する	7,102人

②算出結果[2060年人口の比較]

- A.「五戸町第1,2期人口ビジョン目標値」：10,010人
- B.「五戸町第1,2期人口ビジョン準拠」：7,848人
- C.「青森県長期人口ビジョン(2020改訂版)準拠」：6,826人
- D.「転入強化条件①」：7,436人
- E.「転入強化条件②」：7,102人

図 人口ビジョンの将来人口の想定される3つの目標値とR5社人研推計値



5) 目標値の設定

前述の設定条件のうち D.「転入強化条件①」を採用します。具体的には、合計特殊出生率について、さまざまな子育て支援施策などにより、国の長期ビジョンに示されている2030年に1.8、2040年以降2.07になるとします。生残率については、青森県の長期人口ビジョンに示されている2040年以降、社人研推計と同一となるとします。純社会移動率については、若者の移住定住の促進などにより、青森県の長期人口ビジョンの設定より10年早い2035年以降社会移動が均衡するとします。

以上の設定条件により2060年の将来人口の目標値を7,436人とします。

2. 土地利用方針

土地は、住民生活及び産業等の様々な活動の基盤であり、将来にわたり住民のための限られた資源です。

このため土地利用では、次の視点から、これからのまちづくりに即した持続可能な均衡ある発展を目指します。

(1) 少子高齢社会に対応したまちづくりの推進

今後も進行が予想される少子高齢化に対応し、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが安全・安心して生活のできるまちづくりを推進します。

(2) 生活の利便性の向上・交流人口の増加

道路や公共施設等の整備・改修に当たっては、日常生活の利便性の向上や住民同士の交流や観光等を通じた交流人口の増加につながる取組みを推進します。

(3) 快適な居住環境を備えた定住促進

豊かな自然環境や地域の歴史や文化等の地域資源を有効活用しながら、若い世代をはじめ、誰もが快適な居住環境を備えた定住促進につながる環境づくりに取り組みます。

(4) 町土の保全と安全性の確保

治山・治水事業の推進等、土地利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全と住民生活環境の整備を図り、町土の保全と安全性の確保を図ります。

また、地域経済の活性化、快適な生活環境につながるよう、周辺自然環境に配慮した整備に努めます。

(5) 土地利用に関する法律等の適正な運用

国土利用計画法及び関連する土地利用関係法に基づく、計画的な土地利用の調整を図るとともに、立地適正化計画における誘導区域の設定に基づき、適正な土地利用を推進します。

第3章 施策大綱

人とまちの活力で新たなまちづくりへ
住みたくなる 育てたくなる 還^{かえ}りたくなる 郷^{ふるさと} への

基本目標1：交流と賑わいを興す地域資源を活かした農・商・工併進のまち

- | | |
|-------------|---------------------|
| 施策1-1 農林畜産業 | 施策1-3 商工業 |
| 施策1-2 観光業 | 施策1-4 雇用対策・新たな産業の育成 |

基本目標2：誰もが元気で安心して子どもを生き育てられるまち

- | | |
|---------------|-------------|
| 施策2-1 健康・保健衛生 | 施策2-5 地域福祉 |
| 施策2-2 高齢福祉 | 施策2-6 医療 |
| 施策2-3 障がい福祉 | 施策2-7 保険・年金 |
| 施策2-4 子育て支援 | |

基本目標3：五戸の未来を創造する人と文化を育むまち

- | |
|---------------------|
| 施策3-1 幼児・学校教育 |
| 施策3-2 生涯学習 |
| 施策3-3 スポーツ・レクリエーション |
| 施策3-4 地域文化の振興 |

基本目標4：人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 施策4-1 土地利用・整備 | 施策4-5 環境保全・循環型社会 |
| 施策4-2 住環境・生活空間 | 施策4-6 消防・救急体制・防災 |
| 施策4-3 道路・交通網 | 施策4-7 防犯・交通安全（暮らしの安全） |
| 施策4-4 上下水道 | |

基本目標5：五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまち

- | |
|---------------------------|
| 施策5-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり |
| 施策5-2 人権・男女共同参画 |
| 施策5-3 地域間交流 |

基本目標6：安定した行財政運営による持続可能なまち

- | |
|-----------------------------|
| 施策6-1 行財政運営 |
| 施策6-2 広域行政・広域連携 |
| 施策6-3 DX（デジタル・トランスフォーメーション） |

1. [基本目標1] 交流と賑わいを興す地域資源を活かした農・商・工併進のまち（産業振興分野）

（1）産業振興施策の大綱

五戸町は、農林畜産業を基幹産業としながら、地蔵平工業団地を中心とした内陸型軽工業の集積により、農工併進の町として発展してきました。

町の産業のさらなる発展に向け、基幹産業である農業・畜産業の生産基盤の整備や生産性の向上・高品質化、担い手の育成を進めるとともに、町の様々な地域資源や産品、技術を外部へ発信するなど、地場産業や中小企業の経営の安定化、雇用機会の創出に取り組んできたほか、商工会や関係団体等と連携を強化しながら、イベントの開催や商品開発・PR等、地域経済に活気やにぎわいを創出する取組みについて支援をしてきました。

また、観光を町内の有力な産業の1つに育成するため、五戸町の魅力の向上と交流人口の増加という視点に立ち、農村・農業が持つ多面的機能を活かしたグリーンツーリズムの推進、町内の観光資源の発掘や観光メニューの開発等、観光協会をはじめ、地元企業や団体のほか、八戸圏域の市町村等と連携を図りながら観光振興策に取り組んできました。

今後も地域経済に活気やにぎわいを創出していくために、また、若い世代の移住・定住を促進し、五戸町で生活できる基盤を形成するためにも産業振興への取組みは欠かせません。

これからのまちづくりでは、引き続き各産業分野の振興施策を推進するとともに、新たに整備する農産物直売等拠点施設を核として、農・商・工と観光を有機的に結びつけ、五戸町の魅力となる農畜産品をはじめ、人、物、情報等の発信、産業間での連携、強化に取り組むことで、地域経済の域内循環を高める産業構造への転換や交流人口、関係人口の拡大を図ります。

（2）各施策での取組み

- 施策1-1 農林畜産業
- 施策1-2 観光業
- 施策1-3 商工業
- 施策1-4 雇用対策・新たな産業の育成

2. [基本目標2] 誰もが元気で安心して子どもを生き育てられるまち (保健医療福祉分野)

(1) 保健・医療・福祉施策の大綱

五戸町は、生涯にわたって健康で生きがいのある暮らしができるよう、生活習慣病予防や介護予防といった予防に重点を置いた教室・講座の開催、健診・保健指導の充実等の健康づくりを推進するとともに、妊娠期から出産、子育てまで切れ目ない支援による母子保健活動や様々な費用負担の軽減策、相談体制の充実等の子育て支援に取り組んできました。

また、誰もが地域でその人らしい生活を実現するために、福祉事業者等とともに、地域福祉意識の醸成や相談支援、自立につながるサービス提供、交流や社会参加の推進等に取り組んできたほか、身近な医療機関や広域での救急医療、高度医療との連携を図りながら適切な医療の確保、それを支える人材の確保に努めてきました。

国では、地域住民や地域の多様な主体がつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉を推進しており、これを受け、県においては「青森県型地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、多様な主体の積極的な参加による地域づくりなどに取り組むこととしています。

今後、町では、誰もが身近な地域で安心して福祉サービスや支援を受けられるよう、分野を横断して行政、関係団体が連携できる支援体制の構築に取り組むとともに、住民生活を支える重層的セーフティネットの構築に向けて地域福祉を担う活動や団体、担い手とともに、複雑化、多様化する福祉課題に対応するつながりを育み、多様な主体と協働・連携する仕組みづくりを目指します。

健康づくりにおいては、「ごのへ健康宣言」に基づき、健康長寿に向けて住民一人一人が健康意識や予防意識を高め、健康づくり活動への参加や健診等の受診とともに、必要な支援を受けることができる体制整備を進めます。

また、安心して子どもを生き育てることのできるよう、切れ目のない子育て支援に向けた取組みを推進します。

(2) 各施策での取組み

- 施策2-1 健康・保健衛生
- 施策2-2 高齢福祉
- 施策2-3 障がい福祉
- 施策2-4 子育て支援
- 施策2-5 地域福祉
- 施策2-6 医療
- 施策2-7 保険・年金

3. [基本目標3] 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち(教育・文化分野)

(1) 教育・文化施策の大綱

五戸町は、学校教育において、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康・体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本に、各学校の創意工夫による特色ある教育に取り組んできました。

また、地域や世代間の集い、学び、活動を通じて、住民同士の交流につながるよう、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動とそれを支える指導者の育成・確保、地域行事や歴史、文化財等、郷土文化の保存・継承に取り組んできました。

これからのまちづくりでは、各施策における取組みを継続するとともに、学校や家庭、地域社会での学び、活動、体験を蓄積することで、五戸町の魅力を再発見し、ふるさとへの愛着を深め、町の未来を担う人づくり、地域に貢献する人づくりを進めます。

あわせて、五戸高等学校跡地での新たな高等学校の開校について、子ども達が安心して学べるよう、学習環境や居住環境の整備支援を行っていきます。

また、住民同士や地域間の交流、自身の健康や生きがいにつながる取組みとして、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動も継続して推進します。

町内にある有形・無形の文化財については、観光や交流につながる交流資源として、保存、継承していくとともに、有効活用を図ります。

(2) 各施策での取組み

- 施策3-1 幼児・学校教育
- 施策3-2 生涯学習
- 施策3-3 スポーツ・レクリエーション
- 施策3-4 地域文化の振興

4. [基本目標4] 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち (生活環境分野)

(1) 生活環境施策の大綱

五戸町は、五戸町の人口構造に対応した日常生活の利便性や安全性の確保、町内外との交流等を視点とし、自然環境や景観に配慮した計画的な土地利用、道路の改良や公共交通の利便性向上、上下水道施設の維持、住環境の整備に取り組むとともに、災害や事故から住民の大切な生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実や防災意識の向上、地域安全対策の推進等に取り組んできました。

また、地球規模で進む温暖化の防止に向け、資源リサイクルの推進や温室効果ガス排出削減の必要性等の周知活動を推進するとともに、「五戸町地球温暖化対策実行計画」の策定、「五戸町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

これからのまちづくりでは、宣言に基づき、まちの豊かな自然環境を次代に引き継いでいくためにも、一人一人が環境に配慮した暮らしを意識し、実行計画を着実に進めていくとともに、再生可能エネルギーの活用や資源リサイクルの向上等のGX(グリーントランスフォーメーション)に取り組み、人と自然にやさしい環境づくりを進めます。

また、人口減少や高齢化が進む中においても、地域の活力と利便性を維持し、まちの付加価値を高め、快適で安全・安心に暮らしていくために、引き続き、適正な土地利用などを進め、生活や地域経済を支える道路交通網や公共交通体系、上下水道、住環境等、快適な居住環境の形成を図ります。

(2) 各施策での取組み

- 施策4-1 土地利用・整備
- 施策4-2 住環境・生活空間
- 施策4-3 道路・交通網・情報基盤
- 施策4-4 上下水道
- 施策4-5 環境保全・循環型社会
- 施策4-6 消防・救急体制・防災
- 施策4-7 防犯・交通安全(暮らしの安全)

5. [基本目標5] 五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまち （住民協働・地域活動分野）

（1）住民協働・地域活動施策の大綱

五戸町は、地域との協働体制の強化を図るため、自治会との定期的な会合やホームページ・ケーブルテレビを活用した情報提供、協働を基本としたまちづくり活動に対する支援や活動の拠点となるコミュニティセンターの更新等に取り組んできました。

あわせて、住民協議会の基盤として開催した「ごのへみらい会議」をさらに発展させ、町民や移住者、関係人口といった様々な主体が関わることができる「五戸みらいサロン」を継続して展開し、地域活動への入り口や人材交流、活動を共有する仕組みづくりに取り組んできました。

また、お互いの人権を尊重し、平等な社会参画の実現に向けた啓発活動や姉妹都市との交流を図り、様々な分野で、地域活性化につながる取組みを推進してきました。

これからのまちづくりでは、地域に寄り添い、実情に応じた対策を講じるなど、地域における様々な暮らしの課題を解決し、協働によるまちづくりや地域コミュニティ活動を担う人材の育成を図るとともに、地域や家庭で男女がお互いを尊重しながら協力し、支え合える男女共同参画社会を築いていきます。

また、町外からの知識や人材交流を通じて、文化、産業経済、スポーツ等、様々な分野で地域活性化を図る地域間交流を引き続き推進します。

（2）各施策での取組み

- 施策5-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり
- 施策5-2 人権・男女共同参画
- 施策5-3 地域間交流

6. [基本目標6] 安定した行財政運営による持続可能なまち (行財政運営分野)

(1) 行財政運営施策の大綱

五戸町がさらなる発展をとげ、次代へ引き継がれていくためには、安定した持続可能な行財政運営を図る必要があります。

人口減少・少子高齢化が進行し、五戸町を取り巻く環境が厳しさを増すなか、経費の見直しや合理化、自主財源の確保や補助事業の有効活用等による計画的な財政運営に努めてきました。

また、五戸町が加入する広域事務組合や八戸圏域(八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町)での広域的な連携を推進してきました。

これからのまちづくりでは、人口減少による税収入の減少、インフラを含む公共施設の老朽化、施設の維持管理に係る経常経費の増加など、将来の様々な課題に対応していく必要があります。限られた財源の中で質の高い行政サービスを提供するため、効率的な行財政運営に取り組むとともに、行政手続きの電子化の推進等による町民の利便性向上や役場業務の効率化等、積極的にDX(デジタル・トランスフォーメーション)化を図ります。

生活圏の拡大、地域課題や社会ニーズが複雑化・多様化する中で、広域事務組合による事務の効率化や八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、中核となる八戸市と医療・福祉・産業振興等の政策分野について連携協約を締結し、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図ります。

(2) 各施策での取組み

施策6-1 行財政運営

施策6-2 広域行政・広域連携

施策6-3 DX(デジタル・トランスフォーメーション)

第4章 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）年までに達成すべき持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」ことを基本理念として、17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられています。

第3次五戸町総合振興計画では、SDGsの視点を取り入れ、各施策と17の目標を関連づけることで、総合振興計画とSDGsを一体的に推進していきます。

図 SDGs 17の目標



第3部 基本計画

第1章 基本計画の目的と計画期間

1. 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、施策の大綱を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものであり、財政状況を勘案しながら将来像実現に向けて効率的かつ計画的に取り組めます。

2. 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

第2章 実施する施策

1. 交流と賑わいを興す地域資源を活かした農・商・工併進のまち (産業振興分野)

(1) ■■農林畜産業■■

1) 施策を取り巻く環境

①農業

五戸町の農業従事者は、減少・高齢化が進み、後継者や新たな担い手の確保が急務の課題であり、今後は農地利用の効率化、集団営農の組織化や法人化、第三者継承などを推進し、農業生産基盤を安定させていく必要があります。

また、担い手や労働力の確保と併せて、省力化に向けた農作業の機械化、情報通信技術の活用等が必要と考えられます。

五戸町では、米、ながいも、にんにく、りんごを基幹作物として、葉たばこ、畜産等の複合経営がみられますが、農業所得の増大を図るためにも、消費者ニーズに対応した農畜産物の高品質化や高付加価値化に努めるとともに、実情に即した生産体制の確立が引き続き望まれます。

米作については、水田面積のうち未整備、又は整備済であっても30a未満の小区画の面積割合が約7割を占め、生産効率が低い状況にあるほか、米価の低迷により、水田の耕作放棄地化が進んでおり、水田を活用した飼料用米をはじめとする戦略作物の本作化を進めるなど、水田のフル活用による取組みが求められます。

少子高齢化が進んだことや社会環境の変化に伴い、単独世帯やひとり親世帯が多くなったことにより、家族で食卓を囲むという昔ながらの食事風景があまり見られなくなっていることから、「食」への関心や「食」の大切さを学ぶための取組みが重要となっています。

②林業

林業では、森林所有者の不在、生産意欲の減退等により、森林が持つ公益的機能の低下が懸念されているほか、皆伐後の造林に対する支援による山林機能の維持が必要となっています。

③畜産業

「あおもり倉石牛」は高級牛肉として銘柄を確立しており、これまで畜産業の生産基盤強化のため、町営ブドロク放牧場の整備を進めてきました。今後は、生産規模の拡大など産地間競争に対応していくための取組みが必要となっています。

「青森シャモロック」は、青森畜産試験場等からヒナを供給、青森シャモロックブランド化推進協議会指定による五戸町の農場で育てられており、食肉加工体制の整備も進められています。

馬肉は、郷土料理として親しまれているだけでなく、地域の特産品、観光資源としても重要であることから、観光業をはじめとする産業間、民間企業等との連携を図り、産業規模に応じた生産、供給の確保に努める必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・豊かな自然の恵みを活かした品質の高い農畜産品の開発が進み、担い手の育成等により、安定した農業、畜産業経営が確立しています。
- ・木材の生産、供給体制、担い手の育成に努め、森林が持つ公益的機能が維持されています。

3) 施策での取組み

①農業生産基盤の整備

- ・農業の競争力強化のため、高収益作物や担い手への農地集積・集約化に対応した農地整備や用排水施設等の整備・改修を進めるとともに、農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、農地や農業用水等を保全する地域ぐるみの共同活動を支援します。

②農畜産品の生産性の向上及び高品質化の促進

- ・関係機関・団体との連携のもと、効率的な生産技術の導入や機械・施設の整備及び共同利用、農産品の流通販売等を支援し、各作目の生産性の向上や高品質化を促進し、農業所得の向上を図ります。
- ・家畜飼料の自給率向上・公共放牧地の有効的利用を促進するとともに、飼養管理技術の改善に努め、国際化に対応できる畜産経営体の育成を図ります。また、老朽化した施設の改修や備品整備等により機能保全を図り、生産体制の維持向上を図ります。

③食の安全・安心と環境に配慮した農畜産業の推進

- ・幼少期から「食」に関心を持たせ、「食」の大切さを学ぶための食育を推進します。
- ・消費者からの信頼の確保と環境にやさしい農畜産業を推進し、安全・安心な農畜産品の生産に努めます。

④森林の整備

- ・町内の森林緑地については、造林や適切な間伐、皆伐等により、森林の保全、整備に取り組み、森林機能の維持確保に努めます。

⑤農林畜産業者の担い手の育成

- ・農林畜産業者の高齢化等にともない、新たな担い手を育成するために、青年就労給付金等を活用した人材の育成・確保に努めます。
- ・地域の農業環境を維持し、農業振興を図っていくために、技術の高度化に対応する担い手として、地域の農家、営農組織のリーダーとして期待される※中核農家の育成、支援を行います。
- ・新たな担い手となる新規農業参入者の育成と確保に努めます。

※中核農家：60歳未満で年間150日以上農業に従事する基幹男子農業専従者がいる農家。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・集落営農や法人化に取り組みましょう。
- ・地域農畜産品等に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。
- ・森林の有する治山機能、自然景観の大切さを理解し、保全に努めましょう。

(2) ■■観光業■■

1) 施策を取り巻く環境

①観光業

- ・旅行形態は個人旅行が中心となり、自然や温泉、名所の訪問に加え、地元の名物料理やまちあるきなど、その地域ならではの体験のニーズが高まっています。
- ・訪日外国人旅行者は年々増加傾向にあり、引き続きインバウンド需要が期待される中で、平成31年4月に、五戸町をマーケティング・マネジメント対象地域に含む地域連携DMO法人が設立され、広域的な観光振興に取り組んでいます。
- ・五戸町の観光業においては、図書館や寺社、自然環境等、町内にある観光・交流資源を効果的に活用し、消費者ニーズに合わせた旅行商品を創出するほか、多様な交流機会の拡大につなげるための総合的な整備を促進するなど、広域圏での連携を図りつつも、他市町村とは差別化された観光戦略が求められます。
- ・観光業を自立した産業として、域内での経済の好循環を促す産業構造となるよう、地元企業や団体との協働による観光開発を進めるなど、他産業との連携を始め、雇用や交流機会の拡大につなげるための仕組みづくりが求められます。
- ・産業まつりにおいて、馬肉・あおり倉石牛・青森シャモロックを三大肉と総称して提供したところ、来場者から好評を得るなど、五戸町の特徴を活かした地場製品の発信を進めています。
- ・滞在型観光の拡大に伴い需要が増加する宿泊施設について、民泊施設は2件、農家民泊は2件のみとなっているほか、グリーン・ツーリズムにおいても、加入者の高齢化が進んでおり、日帰り体験メニューも最盛期の半分になっているため、受入体制を確保し、誘客に取り組んでいく必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・食べる、見る、買う、体験する、遊ぶ、泊まるなどの観光コンテンツを提供でき、町内の観光資源を活用した“稼ぐ産業”として確立されています。
- ・町内の観光施設と自然・食・文化等をいかし、町内に長時間滞在し、周遊する観光客がみられます。

3) 施策での取組み

①多様な主体との連携による観光振興

- ・観光業が域内での経済の好循環を促す産業構造となるよう、農林畜産業や商工業等、他産業分野と連携して取り組むほか、多様な主体による協議体を設けるなど、五戸町の観光振興策を戦略的に推進するための体制づくりを行います。
- ・観光協会をはじめ、地元企業や団体との協働による観光開発を進め、生業となる自立した観光産業の育成を図ります。
- ・各種イベントを行う団体と協力することで、町内を周遊する観光との相乗効果を図ります。
- ・町内の観光の発展に貢献できる人材を育成するとともに、交流の意欲やおもてなしの心を持って観光客を受け入れることのできる環境づくりを推進します。

②広域観光体制の充実

- ・地域連携 DMO 法人、圏域市町村及び各団体と連携を強化し、インバウンドも考慮した観光ルートづくりや PR 活動等、広域的な観光振興施策を推進します。

③観光・交流資源の発掘・連携・活用

- ・住民を始め、関係団体等と連携を図り、町内観光資源を発掘・整理しつつ、観光メニューの開発・見直し等を行い、それらを様々な手法で PR することで、誘客を推進します。
- ・町内で実施されるイベントを、五戸町の魅力を外部に発信する PR の機会と捉え、観光客の呼び込みを行うとともに、地域経済の活性化に貢献します。

④グリーン・ツーリズム新規加入者の発掘

- ・現在加入しているグリーン・ツーリズムの会員と協力し、新規加入者の発掘に努めます。
- ・農家民泊による新たな受入農家を確保し、受入体制の充実を図ることにより滞在型観光の増加に努めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・観光振興の意義を住民全員で共有して理解しましょう。
- ・観光ガイドやイベントへの参加等、観光振興に取り組みましょう。
- ・郷土愛と誇り、交流の意欲やおもてなしの心を持って観光客を迎えましょう。
- ・事業所等は各種イベント等への協賛に努め、地域振興に協力しましょう。

(3) ■■商工業■■

1) 施策を取り巻く環境

①商業

- ・商業においては、社会情勢の変化や大型店進出等の外的要因と、事業者の高齢化や後継者難等の内的要因を背景に、近年、全国的に既存商店の衰退が課題となっています。
- ・五戸町においては、中心商店街に空き店舗が目立ち、生活必需品の購入も町内外の大型店に頼らざるを得ない状況となっており、変化し続ける消費者ニーズに柔軟に対応することが課題となっています。
- ・卸売・小売業の総生産額は、町内郊外への大型店の出店等により増加していますが、商店街の事業主の高齢化や後継者不足が深刻化しており、現状のままでは今後、商店街の活気が一層減退することが見込まれています。そのため、引き続き厳しい状況であると考えられます。
- ・こうした状況への対応として、五戸町では町内の中小企業が融資を受ける際の信用保証料を助成する融資制度を整備し、地元企業の経営の安定と産業の振興を促すほか、五戸町商工会やプロジェクトVと連携した事業を実施し、地域振興や地域経済の発展に向けた取組みを推進しています。

②工業

- ・工業においては、中小企業の業績は回復傾向ですが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあることから、地域活力の向上や雇用の確保のためにも、労働生産性向上を図ることが求められています。
- ・五戸町の工業は、地蔵平工業団地を中心として内陸型軽工業の集積を図ってきましたが、近年の人手不足等の構造変化に対応し、企業競争力を強化することが必要です。

2) 施策のめざす姿

- ・商工業の振興により、地域の経済が円滑に循環しています。
- ・商工会や関連団体との連携を密にして、商業の面から五戸町の活気を支えています。
- ・町内工業の経営基盤の安定や企業競争力の強化に向けた、生産性向上等の取組みが進められています。

3) 施策での取組み

①商業の振興

- ・地元商業者に対して説明会等を開催し、経済環境や時代の変化に伴う新しい消費者ニーズに対応できるようにします。
- ・商工会との連携のもと、商店や事業所への経営指導促進を図るとともに、地元商店ならではの地域密着型サービスの展開や空き店舗の活用、特産品開発・販売等、商業振興の取組みを支援し、魅力ある商業の形成に努めます。
- ・事業者と連携し、商品開発やPRを行い、消費者に対して五戸町の魅力を発信します。

②地域に即した商業活動の促進

- ・地元商店街を舞台としたイベントの企画や見直しを行い、事業者と住民、住民と住民などの地域交流の場としても活用します。
- ・商店街活性化に取り組む団体等と連携し、町内で買い物をする動機付けや商業活性化のための仕組みづくりを目指します。

③工業の振興

- ・近年、企業を取り巻く経営環境を鑑み、融資制度の周知と活用を促し、企業の経営安定化を図ります。
- ・地元企業の活動の情報発信や企業の抱える共通の問題等について、意見交換の場の設置等、今後も継続して町内で企業活動がスムーズに行えるよう、連携体制の構築を目指します。
- ・町支援策の拡充について検討するとともに、各支援策の周知を行うことで、支援制度活用の一層の推進を図り、企業力強化を目指します。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・町内で買い物をするなど、地元での消費を心がけましょう。
- ・生産するだけでなく、売る努力を心がけましょう。
- ・事業者は自らの活動に期待される社会的意義・役割を意識し、企業の強みと技術力を活かした創意工夫により、事業の発展に努めましょう。

(4) ■■雇用対策・新たな産業の育成■■

1) 施策を取り巻く環境

①雇用対策

- ・青森県有効求人倍率は近年 1.0 を超えています。業種や業務形態によって大きく異なり、求職側と求人側のミスマッチが生じています。
- ・若者の雇用の受け皿が乏しく、大都市への労働力人口の流出が続いている一方で、地元企業の人材不足が進行しています。
- ・不安定な社会経済状況にある中、育児や介護、障がいなど、個々人の事情に応じたワーク・ライフ・バランスの調和が求められていることや ICT(情報通信技術)・IoT(モノのインターネット化)の発達により、労働者も組織や従来の風習に縛られない自由度の高い業種や業務形態を志向するなど、多様な雇用機会が求められています。
- ・住民が安定した生活を享受できるために、安定した雇用環境と所得が確保されていることが重要であり、関係機関との連携のもと、地元企業の経営の安定化、若年層定住に向けた企業誘致、起業への支援等により、雇用機会の確保に努めていく必要があります。

②新たな産業の育成

- ・地域の特性を活かした高付加価値製品の開発、新規分野への進出、労働環境改善等、生産性向上のための企業力強化の支援が必要です。
- ・町内の資源や特性を活かし、農業と商工業、観光関連産業との連携による6次産業*の振興や新たな産業の育成等に取り組むことが求められていますが、加工・調理場の施設整備や販路等が少なく、6次産業化に結びついていない状況にあります。

*1次産業(農業)×2次産業(加工)×3次産業(情報サービス)=6次産業
農産品の生産(1次産業)から加工(2次産業)・販売(3次産業)までを手掛ける総合産業のことを指します。

2) 施策のめざす姿

- ・求職者の雇用が確保され、住民がそれぞれの能力を發揮しながら生き生きと働いています。
- ・若者の雇用機会が増え、町内の定住促進が図られています。
- ・地元企業の企業力強化や6次産業化、新たな企業の誘致、新産業の育成等により、地域産業が活性化し、雇用が促進されています。

3) 施策での取り組み

①地域産業の育成支援

- ・町内資源を活用し、魅力ある戦略性の高い農畜産品・製品・商品の開発に取り組むとともに、販路拡大や高品質化・高価格化を図り、地域産業の育成を支援します。

②多様な就業機会の確保

- ・関係機関との連携、地元企業の認知不足解消に努め、新規学卒者を始めとする若年層やUIJ ターン希望者の町内就職を促進します。
- ・関係機関と連携し、求職者に対して適切な情報提供等を行うことで、個々の事情を反映させた就職を促進し、多様な雇用の場の確保に努めます。
- ・五戸高等学校跡地に開校予定の新たな高等学校や行政機関、町内企業が連携し、地域産業を担う人材育成をはじめ、魅力ある就職先や雇用の創出に取り組み、卒業生の地元就職率の向上を図ります。
- ・地域貢献型事業を始めとした、新規起業・創業希望者を支援します。

③企業誘致の推進

- ・企業立地に関する情報提供に努めるとともに、五戸町の立地等、地域特性に応じた企業誘致を行い、多様な就業の場の創出に努めます。

④農業と商工業、観光業等との連携、6次産業化の推進

- ・地元農畜産品を使用した特産品の開発・販売、農村体験や食育等、他産業との連携を推進します。
- ・これまでの産業間での連携実績を踏まえ、地域資源を活かした地元での生産、加工、流通を担う6次産業の実現に向けた取組みを進めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組みましょう。
- ・事業者は、多様な就労機会とともに、安心して働ける労働環境整備に努めましょう。
- ・事業者は、地域資源(ヒト・モノ)の活用とともに、産業間での連携による新たな産業とビジネスの創出に取り組みましょう。

2. 誰もが元気で安心して子どもを産み育てられるまち(保健・医療・福祉分野)

(1) ■■健康・保健衛生■■

1) 施策を取り巻く環境

①健康・保健衛生

- ・五戸町の令和2年(2020年)の平均寿命は、男性が79.1歳、女性が86.9歳となっており、いずれも全国、青森県平均よりも低い状況となっています。
- ・心身ともに健康で生き生きと暮らせることは、全ての住民の願いであり、この願いを実現するために、平成29年(2017年)11月に「ごのへ健康宣言」を行い、「健やかでこころ豊かな五戸町」を目指すことを宣言し、「健診」、「食事」、「運動」、「こころ」、「学び」の“健康への五つの戸”を掲げ、健康長寿の取り組みを推進しています。
- ・「ごのへ健康宣言」に基づき、住民の各種健診、母子保健、予防接種、食生活改善等の保健サービスの実施とともに、生活様式や食生活の変化に伴う生活習慣病の予防、高齢期において要介護の状態に陥ることを未然に防ぐ介護予防等、予防を重視した健康づくりに取り組んでいます。
- ・また、住民の参画を仰ぎながら、これまでの自治会等を中心とした健康教室だけでなく、各種組織・団体の集まる機会を捉えて、健康教育の機会増加に努めています。
- ・特定健診の受診率向上を図るため、未受診者について分析を行い、通院中の人や過去に受診歴のない人など、関係機関の協力を得ながら受診状況別に効果的な呼びかけに取り組んでいます。
- ・地域で安心して子育てができるよう、母子保健の充実に努めています。
- ・平成31年3月に「いのち支える五戸町自殺対策計画」を策定し、こころの健康づくりとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に全庁を挙げて取り組んでいます。

2) 施策のめざす姿

- ・「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、住民が自身の健康をきちんと把握し、健診(検診)を受診しています。
- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防を進め、生涯を通じた健康づくりに社会全体で取り組んでいます。
- ・誰もが運動・スポーツ・トレーニングなどに親しみ、心身の健康づくりに意欲的に取り組んでいます。

3) 施策での取り組み

①健康づくりの推進

- ・自治会のほか、関連事業者や団体等と連携した広報・啓発活動の推進や教室・講座の開催等により、心身の健康に対する正しい知識の普及や健康意識の高揚を図ります。
- ・健康について正しい知識を身につけ、ともに支え合い、住民がそれぞれの立場から進んで健康づくりに参加できるように、内容や周知方法などを工夫しながら各種健康教育を実施します。

②健康診査と保健指導の充実

- ・生活習慣病の予防及び重症化予防のために、受診の大切さを認識し、年1回は健診を受診できるよう、受けやすい健診体制の整備及びメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した保健指導の充実に努めます。
- ・特定健診の未受診者への普及啓発活動を強化するとともに、普及啓発効果が実証されている過去3年間で一度でも受診歴があった方に対する継続受診勧奨に重点的に取り組みます。

③歯科保健事業の充実

- ・歯や口腔の健康保持増進のため、口腔衛生に対する知識の普及や歯科健診や健康教室等の予防事業の充実に努めます。

④母子保健の充実

- ・地域で安心して子育てができるよう、多様化するニーズの把握と対応に努め、妊娠期からの個別支援、母子健康手帳の交付、乳児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談、養育支援訪問等、各種事業の一層の充実に努めます。

⑤精神保健の充実

- ・精神保健に関する知識の普及とこころの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、事業の充実に努めます。
- ・「いのち支える五戸町自殺対策計画」に基づき、地域住民をはじめ、庁内各課、関係機関と連携を図りながら、いのちの大切さやこころの健康づくりに対する教育・啓発、支援に取り組みます。

⑥感染症対策の充実

- ・各種予防接種についての情報提供と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・一人一人が生活習慣の重要性を認識し、健康管理に努めましょう。
- ・年1回は各種健診を積極的に受けましょう。
- ・地域、事業所内で健康づくりの取組みを進めましょう。
- ・感染症に関する知識を高め、予防に努めましょう。

(2) ■■高齢福祉■■

1) 施策を取り巻く環境

①高齢福祉

- ・五戸町では、高齢化率が年々増加しており、令和5年(2023年)には42.2%に達しています。今後更に高齢化が伸展、高齢者を取り巻く環境が変化の中で、健康寿命の延伸に向けてフレイル*対策等の介護予防と、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施できる体制づくりが課題となります。
- ・独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者など支援が必要な高齢者は増えることが見込まれており、本人やその家族、医療、介護の専門職等だけではなく、インフォーマルサービスを含めた地域社会全体で高齢者を支えていく体制・仕組みづくりの推進が課題となっています。
- ・そのため、高齢者が要介護状態になることを予防し、高齢者自身の健康・生きがいづくり、地域住民や関係団体が連携して高齢者の孤立防止のための見守りや支え合いづくりの体制を推進し、高齢者の権利擁護の充実を図っていく施策が必要です。
- ・平成28年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業などの取組みにより、要介護認定率は15%台で推移しておりますが、今後は高齢化率の増加及び平均寿命の延伸に伴い、要介護認定率の増加も予想されます。
- ・高齢者が培ってきた知識や経験、技術を活かし、地域社会と関わりながら主体的に活躍できる場所を確保することが困難となっていることから、新たな役割と生きがいを持ち、いつまでも元気で活躍できるように支援するとともに、多様なニーズを踏まえた情報発信等を行うため、セカンドライフの支援をするための取組みが求められています。

※フレイル：加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

2) 施策のめざす姿

- ・住民一人一人が、早期から健康的な生活習慣を身につけ、地域ぐるみで介護予防に取り組み、住み慣れた地域で元気に生活を送っています。
- ・地域で支える仕組みづくりとともに、高齢者が求める適正・適切な介護サービスや生活支援サービスが提供され、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

3) 施策での取組み

①高齢者の生きがいがづくり・介護予防の推進

- ・住民主体の通いの場(サロン等)の継続的な運営を支援し、高齢者の身近にふれあいや交流の機会や場所を増やし、生きがいがづくりを支援するとともに、ボランティアを養成し、活動を促進します。
- ・高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康で生き生きした生活が送れるよう、各種健康教育の開催を通じて、高齢者の身体機能や生活習慣の改善や悪化を防ぎます。
- ・元気な高齢者が、自身の持つ経験や知識、技能を発揮し、就労や地域で活躍できる機会づくりに向けて、高齢者が活躍できる環境づくりを進めます。

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・フレイル予防・改善のために保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の疾病予防・重症化予防の促進を進めます。
- ・医療専門職による高齢者の個別的支援及び通いの場等での健康教室・相談を実施し、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。
- ・各種健康づくりや介護予防事業を推進し、総合事業サービスの拡充を行います。

③認知症の理解と啓発の促進

- ・認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症についての理解を深めるための啓発や認知症の人本人の発信支援を行い、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。
- また、早期発見、早期対応の体制づくりを進め、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」など認知症予防の取組みを推進します。

④地域包括ケア体制の整備

- ・医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた「高齢者のワンストップ相談窓口」として、地域包括支援センターの窓口機能の充実を図ります。
- ・周辺市町村とも連携を図り、在宅医療・介護連携推進事業を推進し、在宅での医療と介護を包括的に提供するための体制整備を行います。

⑤介護保険制度の運営・サービスの適正化

- ・事業者に対する適切な指導監督及び給付適正化の取組みにより、適正な介護サービスの提供を図るとともに、総合パンフレット等を作成し、介護保険制度の周知を図ります。
- ・利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。

⑥地域密着型サービスの充実

- ・今後の高齢者数、高齢化率及び要介護認定率の推移を踏まえ、必要な介護サービスの種別・量を確保し、サービス基盤の整備に努めます。

⑦高齢者が住みよいまちづくりの推進

- ・民生委員やボランティア、民間事業者と連携した高齢者地域見守りネットワークにより、地域での見守り活動を推進していきます。
- ・高齢者の権利擁護のための必要な支援として、警察等関係団体と連携し、虐待への迅速な対応を行うとともに、意識啓発を進めます。
- ・避難行動に支援が必要な方について「避難行動要支援者名簿」への登録を啓発し、「個別避難計画」の作成を進めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・長年培った経験や知識、技術を活かし、地域活動等に積極的に参加しましょう。
- ・自身の健康・体力を維持し、積極的に介護予防に取り組みましょう。
- ・地域で高齢者を見守り、みんなで助け合いましょう。
- ・悩みや生活での困りごとがあれば、身近な方や地域包括支援センターに相談しましょう。

(3) ■■障がい福祉■■

1) 施策を取り巻く環境

①障がい福祉

- ・令和5年(2023年)4月1日現在、五戸町の障害者手帳所持者数は858人となっており、自立した生活に向けては、医療や学習、就労等の面における総合的な支援や様々な社会参加に向けた支援が求められています。
- ・乳幼児から高齢者まで幅広い世代において障がいを抱える可能性があり、障がいにより日常生活は大きく変化することからそれぞれのライフステージや各個人の生活環境に応じた支援が求められます。
- ・障がいの種別や程度に応じて必要とするサービスが異なるため、障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、制度周知・相談体制の充実を図る必要があります。また、障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、一人一人の多様なニーズに応えられる福祉サービスの量と質の充実が求められます。
- ・障がいのある人が地域で自立した暮らしを実現するためには、障がい者(児)本人だけでなく、地域の理解や家族への支援を行う等、障がいのある人を取り巻く環境へ多くの支援が求められています。
- ・平成26年1月に、国は障がいのある人の権利を実現するための措置等が規定された「障害者権利条約」を批准しました。そして、平成28年4月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、今後は、障がいのある人に対する自立支援に加え、地域社会での共生や社会的障壁*の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組んでいくことが求められます。

※社会的障壁：障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものを指します。

2) 施策のめざす姿

- ・障がい者(児)が安心して生活できる地域づくり、支援が広がっています。
- ・障がい者(児)が自立した生活を送り、社会参加する環境が整備されています。

3) 施策での取り組み

①相互理解・差別解消の促進

- ・障がいのある人とそうでない人が、共に生きる社会環境づくりを目指すノーマライゼーション*の理念を実現するために、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育の充実を図ります。
- ・障がいを理由とする差別の解消を図るとともに、障がいのある人とそうでない人との相互理解と交流の促進に努めます。

※ノーマライゼーション：高齢者や障がいのある人等、ハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。

②障がい者の社会参加の促進

- ・障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。
- ・関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発等、福祉的就労機会の充実に努めます。

③障がい者福祉サービスの充実

- ・障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、居宅介護、重度訪問介護、短期入所等の障がい者福祉サービスの充実を図ります。

④障がい児福祉サービス・療育体制の充実

- ・障がいの早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、相談・支援の充実により、障がいのある子どもの乳幼児期における成長を支援します。

⑤権利擁護・虐待の防止

- ・障がいの早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、相談・支援の充実により、障がいのある子どもの乳幼児期における成長を支援します。
- ・関係機関と連携し、障がいのある人に対する、虐待の防止及び早期発見と対応に努めるとともに、改善に向けた支援策を検討します。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・障がいについて理解を深め、地域や近隣で支え合いましょう。
- ・暮らしの中で困ったことがあったら、行政や相談事業者等へ相談しましょう。
- ・イベントや行事を開催する際は、障がいのある人等、誰でも参加しやすいように心がけましょう。

(4) ■■子育て支援■■

1) 施策を取り巻く環境

①子育て支援

- ・地域での子育て家庭が減少、少子化が進行しており、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすおそれのある急速な少子化が全国的な課題となっており、そのため取り組みが求められています。
- ・子育て家庭を支援するため、子育て支援制度による新たな「子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」に基づき、各種支援事業を実施するとともに、子育て家庭の働き方や暮らし方の変化に伴う多様なニーズに対応する子育て支援の充実を図り、子どもを町全体で支える取り組みが必要となります。
- ・五戸町においては、地域での子育て家庭の減少、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、医療費助成、子育て支援サービスの充実、育児相談、情報提供に努めていますが、更に育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して生み育てられるよう、相談・支援体制の充実を図り、切れ目のない支援体制の充実が必要となります。
- ・医療費助成については、乳幼児等（0歳から高等学校卒業まで）の保健及び出生育児環境の向上を目的に医療費の助成をしています。
- ・また、若年人口の減少や結婚に対する価値観の変化等、結婚をめぐる様々な社会環境変化により、婚姻数は減少しており、充実した子育て支援体制を整えるだけでなく、結婚を後押しする支援が必要となります。

2) 施策のめざす姿

- ・五戸町で出会い・結婚し、安心して子育てができ、子どもが地域で健やかに成長しています。
- ・保健活動や子育て支援が充実し、子育てしやすく、親子でともに成長できる環境が整備されています。
- ・乳幼児等の傷病等を十分に治療でき、健康な子どもが増えています。

3) 施策での取り組み

①総合的な子育て支援の充実

- ・子ども・子育て支援事業計画に基づく各種施策を展開し、地域の実情に即応できる子育て支援を総合的に推進します。
- ・子育て世代包括支援センターにおける関係機関等とのネットワークにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- ・乳幼児等が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給します。

②子育て支援サービスの充実

- ・子育て家庭の働き方や暮らし方等の変化に伴い多様化するニーズに対し、必要な支援を利用できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

③子どもと親の健康の増進

- ・安全かつ快適な妊娠・出産・子育てができるよう、多様化するニーズに対応しながら、母子保健事業により、子どもと親の健康の増進を支援します。

④相談体制の充実

- ・育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して生み育てられるよう、地域子育て支援センターやオンライン相談、健診等での相談・支援体制の充実を図り、子育て不安の解消に努めます。
- ・子育て中の親は子どもの成長の段階に応じて、様々な悩みや不安を抱えます。その悩みや不安を解消するため、適切な相談や情報提供を行うことにより、家庭の子育て力を高めます。

⑤要保護児童等への対応の推進

- ・関係機関・団体と連携し、児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対する取組みを推進します。

⑥出会い・結婚への支援

- ・五戸町で結婚し、子どもを産み育てたいと思えるように、民間事業者等と連携し、未婚者の出会いの場の創出や結婚への機運醸成を支援します。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・子どもの健康維持のため、健診や健康相談には必ず参加しましょう。
- ・地域、事業所等、地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。
- ・妊娠期や子育て期の、不安や心配なことは相談しましょう。

(5) ■■地域福祉■■

1) 施策を取り巻く環境

①地域福祉

- ・人口の減少や少子高齢化、核家族化、独り暮らし高齢者の増加等の世帯構造の変化、更には住民の価値観や暮らし方の変化等、福祉を取り巻く環境が大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しているため、包括的な支援体制の整備や重層的な支援の構築が求められています。
- ・今後、少子高齢化は更に進行し、地域で支援を必要とする人は、増大することが見込まれるため、住民一人一人が地域福祉活動の担い手として、関心を持ってもらう必要があります。
- ・身近な地域での暮らしでは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの公的なサービスだけでは解決が困難な課題も生じており、誰もが安心して暮らせる生活環境の整備とともに、地域住民による見守りやともに支え合う活動等、地域ぐるみで支え合う取組みが、これまでも増して重要となっています。

2) 施策のめざす姿

- ・多くの住民が地域でともに支え合う意識を持ち、地域福祉活動に取り組んでいます。
- ・身近な地域での課題に対して、支援するボランティア等、地域活動の担い手が育っています。

3) 施策での取組み

①地域福祉意識の醸成

- ・地域と学校の連携やイベント等、地域における交流の場づくり、見守り等、人と人の絆、福祉への理解促進により、思いやりのある地域づくりに向けた意識の向上を図ります。

②支え合いの仕組みづくり

- ・安心して福祉サービスを適切に利用できるよう、情報の提供や相談体制を確保するとともに、特に冬期や災害時に求められる「自助」、「共助」、「公助」が相互に作用する支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

③見守り・生活支援体制の構築

- ・多様な主体による声かけや訪問等による見守りや声かけ活動等を通じて、支援の必要な人を把握するほか、介護保険法による生活支援体制整備事業で実施されている協議体等を活用し、必要な生活支援につなぎます。また、支援を必要とする人を早期発見する仕組みづくりに取り組みます。

④社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- ・社会福祉協議会を始め、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

⑤福祉活動の人材育成

- ・地域福祉を支える担い手の育成や研修等への参加を促進するとともに、ボランティア団体や地域活動団体との連携等による地域福祉活動を推進します。
- ・高齢者・退職者の知恵や技能を活かした社会参加活動の推進やコミュニティビジネス※等の支援に努めます。

※コミュニティビジネス：行政システムや市場メカニズムだけによる取組みでは解決が難しい地域の課題に対し、地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて継続性ある事業を行い、解決を図る取組みです。

⑥世代間交流の機会・社会参加の推進

- ・地域での顔の見える関係を深めるとともに、幅広い年齢層が福祉活動に関わるようにしていくため、世代間で交流する機会づくりを進めます。
- ・高齢者が生涯を通じて活躍できるよう、働くことを通じて生きがいを得たり、地域社会の活性化に貢献するなど、社会参加の機会創出に努めます。
- ・多世代の交流を促進し、地域での孤立を防止する地域食堂等の取組みについて、開設や運営への支援を検討します。

⑦生活困窮者への支援

- ・町内で、様々な理由から生活が困難となっている住民の自立を支援する視点から、生活保護制度等に基づく支援とともに、関係機関と連携し、個々の状況に応じて、就労による経済的自立と生活支援を進め、自立を促進します。

⑧福祉のまちづくりの推進

- ・今後も高齢者や障がい者等が利用しやすいように、必要な施設整備や道路整備を行います。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・地域福祉の担い手としての意識を持ち、見守りや声かけなど、できることから地域での支え合いに取り組んでみましょう。
- ・高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援の必要な人の気持ちに立って行動してみましょう。
- ・困りごとがあるときは、一人で悩まずに相談しましょう。

(5) ■■医療■■

1) 施策を取り巻く環境

①医療

- ・年齢に関わらず、病気や怪我に対する備えは、地域での暮らしに不可欠なものです。こうした中で、五戸町の主要な医療機関である五戸総合病院は、総病床数 120 床、診療科 9 科を有し、町内の民間医院との連携や、八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、十和田市立中央病院等、周辺病院との連携を図り、地域医療の充実に努めています。また、在宅療養支援病院の認定を受け、患者が住み慣れた地域で安心して療養できるよう、在宅患者の求めに応じ、対応できる体制を整備しています。
- ・高齢化の急速な進行とストレス社会の進行に伴い、医療ニーズも多様化・複雑化しており、かかりつけ医ほか医療機関との連携体制の充実に努めていく必要があります。
- ・保健・医療・福祉施策においては、病気の予防や重症化予防に重点を置いた取り組みが進んでいます。特に定期的に健診(検診)を受け、病気を早期に発見し治療につなげることが重要となっています。
- ・常態化している医師不足を解消するため、大学との連携強化に取り組んでおり、大学・他病院からの医師派遣は、引き続き必要となっています。また、看護師も不足していることから新たな取り組みが必要となっています。

2) 施策のめざす姿

- ・住民が病気等になっても在宅で安心して暮らせる環境づくりや活動が進んでいます。

3) 施策での取り組み

①地域医療体制の充実

- ・疾病等の状況に応じた適切な医療が受けられるようにかかりつけ医活用の普及に努めます。
- ・家庭訪問、健康教育、健康相談、健康診査等において、医療を必要とする対象者を把握した場合、関係機関と連携し早期受診につなげるとともに、医療機関からの依頼や情報提供により早期受診や在宅療養の継続に向けた支援を行います。

②休日及び夜間医療体制の安定化

- ・広域的連携のもと、休日及び夜間医療体制の安定化に向けて、医療従事者の確保等に努めます。

③保健・医療・福祉の連携強化

- ・在宅医療の利用の充実に努めるため、平成 30 年度に設立した在宅療養支援室を中心として、保健・医療・福祉の連携を深め、住み慣れた土地で安心して療養できるようにニーズに応じた支援を提供します。

④医療に係る人材の確保・養成

- ・将来において五戸町が開設する病院の医師、薬剤師として勤務しようとする学生に対し、修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療の充実に必要な医師、薬剤師の確保を図ります。
- ・地域医療に従事する医師の養成を目的として、関係機関等と連携し、県内外の大学病院等から研修医の受入体制の強化を図ります。
- ・看護師確保に向けて、新たに県の病院局が実施している県内自治体病院共同採用試験へ参加するなど、看護師不足の解消に向けた取組みを進めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、不安を解消しましょう。
- ・多受診や重複受診、自己判断で治療を中断することは避けましょう。
- ・CT や MRI などの機器を活用した医療が提供可能な五戸総合病院を積極的に活用しましょう。

(6) ■■保険・年金■■

1) 施策を取り巻く環境

①国民健康保険

- ・国民健康保険制度は、国民皆保険を支える大きな役割を果たしていますが、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い等の構造的な課題を抱えており、五戸町においても同様の状況にあり、財政運営は非常に厳しいものとなっております。こうした状況を踏まえた国民健康保険の制度改革により、平成30年度から財政運営が市町村単位から都道府県単位へ広域化されましたが、市町村は、資格管理・保険給付・保険税率決定・賦課徴収・保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う必要があります。
- ・高齢化や医療技術の高度化等により一人当たりの医療費が年々増加し、保険財政を圧迫していることから、今後の国や制度の動向などを踏まえ、引き続き、医療費の適正化や収納率の向上等、適正な運営を行っていく必要があります。

②後期高齢者医療

- ・高齢者の医療の確保、健康の維持・増進を目的とした、高齢者の心身の特性に応じた保健事業の実施や健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力への支援が必要になっています。
- ・予防・健康づくりの促進、保健事業の充実・強化による医療費適正化や収納率の向上等、事業の健全運営に向けた取組みが求められます。

③国民年金

- ・国民年金制度は、将来の年金を保証するものであり、障がい・死亡の不測の事態が発生した場合、納付をしていなければ、年金を受けられない可能性があることから、引き続き制度の大切さ・住民の理解を深める必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・住民の保険制度に対する理解が深まり、適正な保険制度が運営されています。
- ・住民(被保険者)誰もが必要な医療が受けられ、安心して暮らしています。
- ・住民の国民年金制度に対する理解が深まり、無年金者・低年金者・障がいや死亡の保障での不支給が減り、適正な年金制度が運営されています。

3) 施策での取組み

①国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の周知、健全な運営

- ・町広報誌や町ホームページ等を通して、保険制度の理解向上を図ります。
- ・県算定納付金に基づく保険税の適正な賦課を行うとともに、滞納世帯減少に向けた取組み強化等により収納率向上を図り、財政の健全化に努めます。

②ジェネリック医薬品の普及促進

- ・ジェネリック医薬品の利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。

③健康づくり・特定健診の推進

- ・生活習慣病の早期発見のため、特定健康診査受診率の向上を図り、医療費の削減を図ります。
- ・健康づくりのパンフレット配布を行い、被保険者の自主的な健康づくりを図ります。

④国民年金制度の啓発・年金相談の充実

- ・パンフレットの窓口配付、町広報誌や町ホームページ等を通して、年金制度の理解向上を図ります。
- ・国民年金に関する事務手続を適切に行うため、年金事務所と連携し、窓口における相談等の充実を図ります。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・年に一回は、健診を受けましょう。
- ・ジェネリック医薬品を積極的に利用し、医療費の適正化に努めましょう。
- ・保険料は、納期限内に納めましょう。
- ・国民年金制度の重要性を理解し、納付義務を果たしましょう。

3. 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち（教育・文化分野）

（1）■■幼児・学校教育■■

1) 施策を取り巻く環境

①幼児・学校教育

- ・子どもが、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力といった「生きる力」を身につけ、五戸町の未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。
- ・「生きる力」を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の教育の充実、特別支援教育の充実、食育の充実に努めるとともに、安全対策強化のための学校整備等、総合的な取組みを一体的に進めていく必要があります。
- ・学校施設の老朽化等、教育環境の低下が懸念されています。
- ・児童、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばし、「生きる力」と夢を育む教育を進めるとともに、地域で子どもが安全で安心して活動できる支援体制や放課後の居場所づくり、健全育成活動を推進していく必要があります。
- ・五戸高等学校跡地に開校予定の新たな高等学校については、学習環境や居住環境の整備支援を行い、子ども達が安心して学べる環境をつくとともに、町内外から進学先として選ばれる環境をつくっていく必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・児童・生徒が一人一人の個性と能力を伸ばし、主体的かつ特色ある教育活動を推進することで「生きる力」の育成につながっています。
- ・安全で安心な子どもの居場所づくりに向けて、みんなで子どもを守り育てるまちづくりが進んでいます。
- ・町内の小学校、中学校、高等学校が連携を密にして、児童・生徒の交流が盛んな魅力ある学校になっています。

3) 施策での取組み

①幼児教育の充実

- ・基本的な生活習慣を身につけさせることを基本に、子どもの成長に応じた一人一人の個性や豊かな心を育むことの大切さといった発達や学びの連続性を踏まえ、保育園、幼稚園等の特色を活かしながら、教育・保育環境の中核である教員・保育士の資質の向上を図り、幼児教育の充実に努めます。

②学校教育の充実

- ・学力の向上、豊かな人間性の育成、健康・体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本に、少人数学習を推進し、個に応じた指導方法の工夫改善に努めるほか、国際化、情報化や環境教育等、時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。
- ・次代を担う人に育てていくため、子どもの個性や地域の特性を活かし、各学校の創意工夫による特色ある教育活動を推進します。
- ・障がいのある児童・生徒が障がいに応じた指導を受けられるように、中学校通級教室の設置についても検討していきます。

③道徳教育の充実

- ・指導体制や家庭・学校・地域の連携などの環境を整備し、命の尊さを理解し、思いやりの心を育む道徳教育を推進します。

④食育の充実

- ・地域の安全安心な食材を学校給食に活用し、地産地消の取組みを推進するほか、「馬肉汁」等の地域の伝統食や行事食を取り入れるなど、食育の充実を図ります。
- ・食に関する指導「出前授業」やバイキング給食等を通じて、子ども達が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、魅力ある地場産物や豊かな食文化を理解し、生涯にわたって健康な生活が送れるように取り組めます。

⑤子育て世帯の経済的負担の軽減

- ・子ども達が安心して学校へ通えるよう、学校に通う子どもがいる世帯について、進学等に対する祝金や学用品費等の無償化、経済的負担を軽減する制度の創設を検討します。

⑥家庭・地域と連携した学校づくり

- ・学校・幼稚園が教育活動や運営状況を積極的に公開するとともに、保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画することで、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる学校づくりを推進します。
- ・五戸高等学校跡地に開校予定の新たな高等学校について、入学する生徒たちが安心して勉強や運動に打ち込むことができるように、居住環境の整備や地域との交流など、町の受け入れ態勢について、地域と連携して検討を行います。

⑦放課後の居場所づくり・青少年育成運動の推進

- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の連携により、子どもの放課後の安全な居場所を確保し、健やかでたくましい子どもの育成に努めます。
- ・あいさつ運動等を通じて、地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進め、青少年の健全育成に努めます。
- ・子育て家庭の孤立防止や子どもの居場所づくりを目的とした「こども食堂」の開設・運営について、調査研究を行います。

⑧子どもの安全確保

- ・自然災害を含めた防災や防犯、交通安全への教育、意識啓発に努めます。
- ・登下校時のあいさつや声かけ等、各学校と地域の連携や「五戸町通学路ながら見守り連携事業」のもと、地域ぐるみで子どもの見守りを進め、子どもの安全確保に努めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・幼児教育や学校教育について理解し、必要に応じて参加、協力しましょう。
- ・家庭では、子どもと学校のこと等について話しましょう。
- ・子どもの犯罪被害や事故等の防止に向けて、地域全体で子どもを見守りましょう。

(2) ■■生涯学習■■

1) 施策を取り巻く環境

①生涯学習

- ・少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大等を背景として、心の豊かさや自分らしさの発見等、豊かな生活を送るために、生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。
- ・五戸町には、町立公民館・歴史みらいパーク(図書館)・ごのへ郷土館等の社会教育関連施設があり、これらの施設を中心に社会教育活動に取り組んでいます。
- ・今後は町内の社会教育関連施設を有効活用し、社会教育が身近に感じられ、気軽に楽しめる環境づくりが重要になると考えられます。そのためには、関連施設の充実に努め、住民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。
- ・少子高齢化が進行している中、子どもから高齢者まで、全ての人が学ぶことのできる場の確保が、非常に重要となっています。また、情報化の進展に伴い利用者の求める情報も高度化、多様化してきていることから、誰もが必要な情報を得られる場が求められています。
- ・図書館は開館から20年以上が経過していることから、利用者が快適かつ安心して利用できる環境を維持していくため、修繕が必要となっています。
- ・子ども達が幅広い年代の人との交流や地域資源を活かした様々な体験を通じて、地域の魅力を再発見するといった企画・体験型の学習機会が、郷土への愛着を深める新たな取組みとして進められています。

2) 施策のめざす姿

- ・社会教育関連施設が積極的に活用され、学習機会を通じて、ふれあい、交流が生まれています。
- ・歴史みらいパークが住民の憩いの場として利用され、教育・文化の情報拠点としての役割を担っています。
- ・子ども達が幅広い世代との交流を通じて、地域の魅力を再発見し、郷土への愛着を深めています。

3) 施策での取組み

①社会教育関連施設の充実

- ・社会教育活動の拠点となる、町立公民館・歴史みらいパーク(図書館)・ごのへ郷土館等の利用者ニーズに応じた運用を図り、必要な設備の修繕等を行うとともに、機能強化についても検討します。

②図書館の利用促進

- ・図書館利用者ニーズに応じた運用とともに、必要な設備の修繕等を行い、施設の有効活用を図ります。
- ・毎月1回、地域や各小学校を巡回する移動図書館を行い、遠方の利用者や児童にも図書を借りやすくし、利用促進を図ります。
- ・子どもから大人まで、幅広い世代の住民が本に興味を持ってもらえるよう、企画展やクイズラリー等を開催し、利用促進を図ります。

③生涯学習プログラムの整備と提供

- ・各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心に町民大学等、多彩で特色ある生涯学習プログラムを企画し、周知方法や開催方法等の工夫により、町民の学習意欲を高める機会を提供します。
- ・町広報誌や町ホームページをはじめ多様な情報提供の充実を図るほか、住民の社会参加を支えるため、社会教育関連施設へ通う際の移動手段の確保等、活動の促進に努めます。

④指導者の育成と団体等の活動支援

- ・様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援と各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

⑤若い世代が参加しやすい社会教育の実施

- ・若い世代が参加しやすいよう、若い世代の興味・関心が高そうな講座や親子で参加できる講座など、若い世代や子育て家庭が親子で参加しやすい学びの場づくりに努めます。
- ・若い世代の社会教育活動のリーダーとなる人材やグループの育成・支援に努め、社会教育の活性化を図ります。

⑥五戸町を深く知る取組みの推進

- ・子ども達が企画から運営まで担うイベントの開催や伝統工芸の体験、県外に赴き、五戸町で栽培された野菜等をPRするなど、子ども達が幅広い年代の人と交流できる場や五戸町のことを深く知ることができる場を創出します。

⑦学習成果の活用

- ・住民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに活かす生涯学習社会※の実現のために、イベント等での発表等、学習の成果を活用する場を確保し、住民の学習意欲の向上に努めます。
- ・生涯学習活動のリーダーとなる人材を継続的に育て、リーダーの世代交代を図りながら様々な機会と活動場面で「知」の共有、継承がなされ、地域社会やまちづくりに還元されるような仕組みづくりを進めます。

※生涯学習社会：教育基本法に基づき、住民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会のことです。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・新たな知識・技術を学ぶ機会として、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- ・生涯学習活動の成果をまちづくり活動に活かしましょう。
- ・郷土を愛し、伝統工芸に興味を持ちましょう。
- ・交流イベント等に積極的に参加しましょう。

(3) ■■スポーツ・レクリエーション■■

1) 施策を取り巻く環境

①スポーツ・レクリエーション

- ・五戸町の社会体育活動は、学校での部活動のほか、学校開放、ひばり野公園、屋内トレーニングセンター五戸ドーム、ひばり野スポーツ交流センター、倉石スポーツセンターの施設において、スポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいます。
- ・五戸町には、五戸町スポーツ少年団、五戸町スポーツクラブをはじめ様々な活動団体があり、多世代がスポーツ活動を通じて、心身ともに豊かな生活を送ることができるよう、住民の健康や体力の増進、競技力向上に取り組んでいます。五戸町スポーツクラブの指導者の確保が課題となっています。
- ・今後は、各スポーツ施設、器具や用具などの充実及び更新、並びに安全面の確保を計画的に進めていくとともに、各種スポーツ団体の育成、指導者の確保、生涯スポーツの推進等により、スポーツ・レクリエーション活動の充実を進めていくことが求められます。

2) 施策のめざす姿

- ・自身の体力や年齢に応じたスポーツ活動に励んでいます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身の健康や生きがいづくり、地域間の交流につながっています。

3) 施策での取組み

①多様なスポーツ活動の普及促進

- ・スポーツ活動などに関する情報発信のため、関係機関と連携を図りながら町広報誌やホームページ、SNS等、様々な媒体を通じて活動内容の紹介や参加者募集などを行います。
- ・イベントの実施者と連携を図りながら幼児のための運動教室、高齢者のための各種スポーツ大会など各世代が楽しめるイベントの企画運営を行います。

②指導者の育成・確保

- ・各種事業所に働きかけ、救命講習会などを行い指導者育成に努めるとともに、五戸町スポーツクラブの指導者確保のため、ライセンス取得の支援や謝金、交通費などの財源を確保するほか、募集のためのPR活動を行います。

③スポーツを通じた交流の促進

- ・スポーツやレクリエーションのイベントを企画開催し、住民同士の交流や連携中枢都市圏内交流促進につなげます。

④スポーツを楽しむ環境の整備

- ・スポーツ施設、器具や用具などの老朽化により安全性が危惧されるものについては随時修理・更新していくなど、住民や使用者のニーズを捉えて器具や用具などを充実させます。
- ・町内のスポーツ・レクリエーションの拠点であるひばり野公園について、子ども達や子育て世帯の利用促進を図るため、遊具等の増設を検討します。
- ・子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象としたイベントの企画運営やスポーツ教室を開催します。
- ・スポーツ時の事故等に備え、救命に必要な応急手当やAEDの使用方法を学ぶ救命講習会、健康で丈夫な体力づくりを目指した各種クリニックを開催します。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・健康づくりのため、年齢・体力に応じたスポーツ活動に取り組みましょう。
- ・町内のスポーツ施設を積極的に利用するとともに、利用の際は安全に、大切に使いましょう。
- ・イベントや各種スポーツ大会の運営や競技へ積極的に参加しましょう。

(4) ■■地域文化の振興■■

1) 施策を取り巻く環境

①地域文化の振興

- ・五戸町には、縄文時代等の遺跡が数多く存在しているほか、古くから馬産地であり、藩政時代には代官所があった町として栄えた歴史があります。これまでも先人が築いてきた貴重な郷土資料を収集し、保存に努めていますが、より効果的な活用を図るために、平成30年に開館したごのへ郷土館を拠点に、郷土の歴史・文化を伝える貴重な建造物等の文化財の有効活用を行っています。
- ・人々の価値観がますます多様化する中で、郷土の歴史、文化へ触れる機会は、地域への愛着を深めるとともに、新たな仲間づくりや交流を生む機会となるため、地域での様々な活動を通じて文化の継承を図っていく必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・地域の伝統や文化に誇りを持ち、保存・継承に向けて、取り組んでいます。
- ・様々な文化財が地域の資源として、観光や交流に活かされています。

3) 施策での取組み

①保存団体、指導者の育成

- ・各種保存団体の育成・支援に努めるとともに、伝承のための指導者やボランティアの育成・確保を図り、住民の保存・継承活動の一層の活発化を促します。
- ・人口減少、少子高齢化が進行するなか、伝承のための指導者やボランティアの育成・確保については、大学等の教育機関や関係人口等、町外の人材との連携についても検討します。

②文化財の保存活動の推進

- ・五戸町に関係する歴史資料や文化財の整理収集に努め、文化財の適切な保存活動を推進します。また、収集状況に合わせ、収蔵庫の整備等、適切な保存環境の確保に取り組みます。

③文化財の活用

- ・地域文化への理解を深めるため、ごのへ郷土館を拠点に、文化財の公開や啓発活動、講座の開催等、文化財保護に対する住民の意識の向上を図ります。
- ・五戸町の歴史的な有形・無形文化財について、観光資源としての活用を図ります。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・地域の歴史や文化を風化させないよう、町の財産である文化財を大切に保存・継承しましょう。
- ・五戸まつりや地域行事、祭りへの参加を通じて、伝統文化の保存・継承に取り組みましょう。

4. 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち（生活環境分野）

（1）■■土地利用・整備■■

1) 施策を取り巻く環境

①土地利用・基盤整備

- ・五戸町では、町内の自然環境に配慮し、地域経済の活性化、快適な生活環境につながるよう計画的な土地利用の調整を進めており、引き続き土地利用関連計画や基盤整備関連計画との総合的な調整を図りながら、計画的かつ適正な土地利用が求められます。
- ・人口減少、高齢化の進行とともに、土地所有者の高齢化、相続により土地所有者が近隣に不在となるなど、土地の管理や活用に支障を来しているほか、農業従事者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄地が増加し、農用地を山林にしたいとの相談が増えており、遊休農地、山林の荒廃、住環境への悪影響が懸念されることから、それぞれの土地が果たすべき機能の保持に向けた適正な取組みが必要になります。
- ・一定要件以上の土地取引があった場合には、届出書を町において受理し、県に提出しています。無届けの案件は生じていませんが、引き続き制度について周知していくことが必要です。

②景観形成

- ・豊かな自然に恵まれている五戸町においては、眺望、景観が重要な地域資源となっており、土地利用については、その地域資源を損なうことがないように計画的に行うことが必要となっています。
- ・現在の五戸町の景観形成基本方針は、平成10年に策定されたもので20年以上経過していることから見直しが必要となっています。

2) 施策のめざす姿

- ・農用地の保全と有効利用が図られ、農用地の確保、適正な土地利用が進められています。
- ・自然と住空間の調和を大事にし、豊かな自然景観が維持されるまちを目指します。

3) 施策での取組み

①計画的な土地利用の推進

- ・大規模な土地取引、開発についての規制について制度の周知を図り、届出のあった場合に関係部署と緊密に連携を図ることで計画的な土地利用を進めます。
- ・「坂のまち」としての地形や眺望を生かしつつ、住民の生活の利便性や安全性に配慮した適切な土地利用を推進します。
- ・農業振興や森林整備に向けて、土地の機能に応じた計画的な利用や保全を進め、農林業の振興を図ります。

②自然環境・景観の保全

- ・自然との調和のとれた町土利用に努めるとともに、将来に向けて保存すべき自然景観やの文化財を含めた景観保全のため、引き続き開発に制限を設ける制度の周知に努めます。
- ・五戸町の景観形成基本方針の見直しに向けて、町独自の景観眺望について調査研究するとともに、関係機関の指導、協力を得ながら景観行政団体への移行を進めます。

③農村集落機能の保全

- ・農村集落機能の保持と農業・農村の持続的発展を図るために、各集落で培われた地域の伝統文化の伝承や水源のかん養、自然景観等の保全に努めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・地域の環境維持活動(清掃作業等)に積極的に参加しましょう。
- ・自然環境保全・眺望・景観を重要な地域資源として理解し、保全に協力しましょう。
- ・農用地を適正に利用するとともに、集落内の農用地の保全に取り組みましょう。

(2) ■■住環境・生活空間■■

1) 施策を取り巻く環境

①住環境・生活空間の形成

- ・良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された住環境・生活空間は、安全性やにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展や住民生活の重要な基盤となるものです。
- ・老朽化した町営住宅については、ひばり野団地を始め、計画的な建替えを実施したほか、高齢者や障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、室内のバリアフリー化に努めており、今後は既存の町営住宅について、長寿命化のための改修・修繕が必要となっています。
- ・公園や緑地については、憩いのある生活空間の形成に向けた整備や維持管理を進めていますが、遊具等の老朽化が進んでいるため、安全点検とともに、今後は適切な修繕のほか、必要に応じて更新や撤去が求められます。
- ・公園や緑地の植栽については、敷地内の樹木が大きくなり過ぎ、支障木となっていることから、幹や枝などの伐採等、適切な植栽管理が必要となっています。

②定住促進・空き家対策

- ・平成21年度に整備した上市川団地については、48区画中47区画が販売済みとなっていますが、新たな宅地造成については、住環境のあり方や有効利用可能な空き家について調査研究したうえで進めることが必要となっています。
- ・五戸町の人口は減少しており、特に若者の流出に歯止めが掛からない状況にあります。こうした人口の減少に伴う空き家が町内に増えており、五戸町では平成27年から空き家バンク制度を実施し、空き家、空き地の有効利活用に向けた情報提供を行っています。
- ・今後はより空き家バンクへの登録件数を増やすために、自治会等に協力を仰ぎながら民開業者とも協力し、更なる最新空き家情報の収集に努めるとともに、空き家利用希望者等への補助制度の整備等も検討するなど、効率的かつ効果的に事務を進める必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・様々な世代にとって暮らしやすい住環境、憩いのある生活空間が形成され、定住や交流環境の創出につながっています。
- ・環境美化や公園の維持管理等、憩いのある生活空間づくりが住民とともに進められています。

3) 施策での取組み

①町営住宅の整備

- ・既存の町営住宅について、長寿命化のための改修・修繕を計画的に実施し、高齢者や障がいのある人等、すべての入居者が安全で安心して居住できるよう必要な整備を進めます。

②空き家対策

- ・空き家バンクについて、空き家を売りたい・貸したい人、空き家を活用したい人の双方へ周知の拡大等を図り、空き家の有効活用等につなげます。

③公園等の整備

- ・公園等の整備、遊具の安全性の確保のほか、老朽化に伴う施設の更新と樹木等の環境整備を行い、適切な維持管理に努め、住民の憩い、安らぎとなる環境を整備します。
- ・公園等の維持管理に当たっては、地域との協働による環境の美化、公園の維持・管理を推進します。

④定住や交流促進のための検討

- ・今後の住宅整備に当たっては、需要と供給のバランスに配慮しながら、「五戸町空き家等対策計画」に基づき、民間と協力のほか、空き家や空き地の有効活用等を含めた検討を進めます。

⑤環境美化活動の推進

- ・公園内の清掃活動など、個人や地域で取り組む環境美化に向けた活動について周知の拡大を図り、多くの人が参加し、協力できる体制づくりに引き続き取り組みます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・空き家、空き地の管理は責任を持って行うとともに、空き家バンク等を活用し、利活用を図りましょう。
- ・地域で定期的に公園・緑地の維持管理を進めましょう。

(3) ■■道路・交通網■■

1) 施策を取り巻く環境

①道路整備

- ・国道・県道の整備及び、修繕等の要望については、国及び県に対する連絡体制が確立されており、実施するよう要望しています。
- ・町道の整備については、危険箇所の改善や安全性を確保するための対策、橋りょう等の補修を行っていますが、将来の維持管理費を踏まえ計画的かつ効率的な整備を進める必要があります。
- ・農道の維持管理については、各農事組合からの要望を受け、砕石等の原材料を支給し、受益者によって管理が行われています。
- ・冬期における除排雪体制の充実については、建設業者のほか、地域の協力隊とも協力して体制を整え、冬期間における道路交通の安全の確保を行っています。

②公共交通

- ・平成25年4月から運行を開始したコミュニティバスは、スクールバス及び患者輸送バスの混乗型となっており、地域住民の生活の是としての役割を果たすため、利便性の高い公共交通機関の整備を進めていますが、少子化等の影響によりコミュニティバスの利用者は平成28年度をピークに減少傾向にあります。

2) 施策のめざす姿

- ・住民のための道路・交通網整備が行われ、利便性の高い交通手段が確保されることにより、1年中快適で安全・安心に暮らせる環境が整っています。

3) 施策での取組み

①国道・県道の整備

- ・国道・県道の整備及び修繕等の要望箇所について、必要性や緊急性を調査し、道路管理者である国や県への要望を行います。

②町道の整備

- ・整備が必要な箇所は年々増加しており、危険箇所の改善や安全性確保への対応のため、維持工事や修繕を継続して行っていきます。
- ・良好な交通環境確保のため、計画的に町道や橋りょうの整備を行います。
- ・農道の維持管理に適切に実施されるように、必要な砕石等の原材料について農事組合に支給します。

③冬期における除排雪体制の充実

- ・効率よく除排雪作業を行えるよう、路線及び施設ごとに除雪機械の配置、オペレーターの確保・育成に取り組み、冬期間における道路の安全性を確保します。

④地域公共交通対策の推進

- ・路線バス及びコミュニティバス等、公共交通の利用促進について、積極的に取り組むとともに、五戸地方の乗り継ぎ拠点として交通弱者への配慮等に視点を置いた公共交通体系の構築と、効率的で持続可能な地域公共交通の維持、充実に努めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・公共交通を積極的に利用しましょう。

(4) ■■上下水道■■

1) 施策を取り巻く環境

①上下水道

- ・上下水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、施設の老朽化が進んでおり、水質保全や快適で文化的な生活環境確保とともに、適切な処理に向けた整備が求められています。
- ・今後は、上下水道施設の長寿命化を踏まえた整備を行うとともに、上水道については、水質管理体制の強化を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努めます。
また、老朽化等により年々増加する施設維持管理費に対応するため、適正な水道料金について検討していく必要があります。
- ・下水道については、供用開始済みの処理区及び地区における水洗化の普及を図るとともに、浄化槽の設置を更に促進するための新たな手法や、農業集落排水施設について、公共下水道との連携を見据えた施設統合について検討していく必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・水道施設の適正な管理により、安心・安全な水が安定供給されています。
- ・下水道施設の計画的な設備の更新や施設整備により、公共水域の水質が保全され、自然環境と生活衛生に配慮した生活排水処理が進んでいます。

3) 施策での取組み

①上水道処理施設の整備

- ・配水管等の配水施設や簡易水道の長寿命化に向けた整備により、安全で安定した良質な水道水を供給します。
- ・年々増加する維持管理費に対応するため、適正な水道料金について調査研究します。

②下水道処理施設の整備

- ・公共下水道は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資するため、既存施設の適正な維持管理に努めます。
- ・下水道整備計画区域以外では浄化槽の設置を促進し、衛生的な生活環境を確保します。
- ・維持管理費を抑え、安定した下水道経営を実現するため、農業集落排水施設と公共下水道施設の統合等について調査研究します。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・節水に努め、水資源の維持に取り組みましょう。
- ・公共下水道等への接続や浄化槽の設置に努めましょう。
- ・水質汚濁防止に向けて、廃油等を流さない等、家庭や地域でできることから取り組んでいきましょう。

(5) ■■環境保全・循環型社会■■

1) 施策を取り巻く環境

①環境保全

- ・五戸町は、身近な地域で田園風景等、豊かな自然環境に触れることができ、大切な地域資源となっています。こうした自然環境の保全を始め、あらゆる環境問題への対応を住民との協働のもとに総合的に推進し、環境と調和するまちづくりを進めていく必要があります。
- ・森林所有者の不在や生産意欲の減退等により、整備が行き届いていない森林が増加し、森林が持つ公益的機能の低下が懸念されます。
- ・町内の美化活動後に、自治会の代表者・土地の所有者等から不法投棄等に関する、通報や相談を受けるケースが多いため、監視員を増員し定期的に巡視できる体制づくりが必要です。

②循環型社会

- ・様々な環境問題の発生を背景に、持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な取り組みが重要な課題となっています。
また、環境保全の重要性が叫ばれる中、循環を基調としたできるだけごみを出さない社会を形成していくことが求められています。
- ・五戸町では、地球温暖化対策の一環として、「もったいない・あおもり県民運動」に参加し、温室効果ガスの排出削減、ごみの排出削減に取り組み、青森県では一定の成果を上げていますが、一人一日当たりのごみの排出量は、他の都道府県と比較しても多いことから、住民への情報発信など取り組みの強化が必要です。
- ・資源再生による循環型社会促進のため、自治会や婦人会等を主体とする資源ごみ集団回収の一層の推進が求められます。

2) 施策のめざす姿

- ・豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策を目的とした環境に配慮したまちづくりが進んでいます。
- ・住民一人一人が地域の衛生維持を図るという意識が高まり、分別と適正処分の生活習慣を身につけて、環境保全に取り組む住民が増えています。
- ・間伐や下刈りなどの森林整備を適切に行い、森林が持つ公益的機能が維持され、天然資源の循環が形成されています。

3) 施策での取組み

①地域における環境美化の維持

- ・美化清掃活動やパンフレットの配布等の啓発活動を通して、一人一人の環境意識の向上を図ります。
- ・不法投棄の監視員を増員し巡視体制の強化を図り、不法投棄の早期発見に努めます。

②住民の環境衛生意識向上

- ・2月上旬に各自治会へごみ0運動実施を周知し、町内美化と意識向上を図ります。

③資源リサイクルの推進

- ・資源ごみの集団回収について活動促進を図るとともに、可燃ごみの量を減らすため生ごみの再資源化について調査、研究を進めます。

④ゼロカーボンへの取組み

- ・五戸町地球温暖化対策実行計画に基づく各種取組みを実施し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- ・関係機関と協力し、イベント等で住民に温暖化による気候変動の影響、温室効果ガス排出削減の必要性等について周知します。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向け、民間事業者等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入に係る支援を検討します。

⑤森林の整備

- ・水源かん養※、大気の浄化、土砂の流出防止等、森林の持つ公益的機能を維持するため、森林の整備を推進します。

※水源かん養：森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させたり、雨水が森林土壌を通過することで水質が浄化されたりすること。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・ごみ0運動へ積極的に参加しましょう。
- ・家庭内での3R※(Reduce・Reuse・Recycle)を意識的に行いましょう。
- ・普段の生活において温室効果ガスの排出を少しでも削減するよう工夫しましょう。

※3R:環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組み Reduce(リデュース)は削減・Reuse(リユース)は再使用 Recycle(リサイクル)は再利用)の頭文字をとったもの。

(6) ■■消防・救急体制・防災■■

1) 施策を取り巻く環境

①消防・救急体制

- ・高齢者世帯や独り暮らし世帯の増加等、社会情勢の変化に適合した防災・危機管理体制の強化は喫緊の課題となっており、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。
- ・近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、関係機関と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を進める必要があります。
- ・五戸町の消防救急は、八戸地域広域市町村圏事務組合において実施されています。今後も緊急時や非常時に、的確かつ迅速な対応ができるよう、近隣市町村との連携を図りながら、防災体制の強化と消防・救急体制の整備を推進する必要があります。
- ・五戸町では、高度医療は町外に委ねられており、少子高齢化が進行する中で、初期対応の迅速さや的確さが特に重要となっています。

②防災対策

- ・近年では、全国各地で地震や風水害、土砂災害等、多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携による地域防災力を高めていくことが引き続き求められます。
- ・地域においても、これまでの取組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦といった災害時の避難に当たって支援が必要となる要配慮者(避難行動要支援者)への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。
- ・土砂災害の危険がある箇所に対し、県による土砂災害警戒区域指定とその対策工事が行われていますが、対策工事がされていない箇所の対応が課題となっています。
- ・度重なる豪雨等の自然災害により、河川やため池の決壊が懸念されます。

2) 施策のめざす姿

- ・住民、行政、事業者等が高い防災意識を持ち、地域の災害による被害拡大を未然に防ぐ共助の体制づくりが進められています。
- ・土砂災害の危険がある箇所が土砂災害警戒区域に指定され、対策工事により、住民が安全・安心に暮らしています。
- ・機能別消防団員※等、地域での消防団員の確保と防災訓練活動の充実に努めます。

※機能別消防団員：仕事や家庭の事情等に応じて無理のない範囲で特定の活動にのみ参加する団員。

3) 施策での取組み

①常備消防・救急体制の充実

- ・防災・危機管理体制の拠点施設としての機能を充実させるため、機能が低下している消防自動車の更新を促進します。
- ・消防、救急資機材の充実を図るとともに、安全かつ迅速な地域の消防力、緊急対応能力の向上に努めます。

②地域防災力・消防力の強化

- ・自主防災組織の設立や活動支援、ごのへ防災マップを活用した避難所や危険箇所の周知等、地域や家庭での災害に対する日常の備えに対する周知徹底を図ります。

③防災対策の見直し

- ・近年の大規模な自然災害における教訓を踏まえ、危険箇所の想定や災害時に向けた初動体制、避難所の確保・運営、要配慮者(避難行動要支援者)対策等、地域防災計画による防災対策の見直しを進めます。

④土砂災害防止対策

- ・土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を調査し、指定された土砂災害警戒区域について、現場状況の変化等による見直しを行い、関係機関との連携のもと、治山対策を促進します。
- ・土砂災害対策として、急傾斜地崩壊対策工事と砂防工事を推進します。
- ・土砂災害危険箇所や河川の氾濫による浸水予想を掲載したごのへ防災マップを適切に更新します。

⑤自主防災、消防・救急活動の人材育成、体制整備

- ・身近な地域の防火、自主防災活動を担う、消防団、自主防災組織等の活動を支援するとともに、町内で起こる救急対応に向け、人材育成、体制整備を進めます。
- ・機能別消防団員等、地域での消防団員の確保と防災訓練活動の充実に努めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・消火活動を始めとする消防団の活動について関心を持ち、協力しましょう。
- ・自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練等に参加しましょう。
- ・災害や救急時に、高齢者や障がい者、妊産婦等の連絡、援助に協力しましょう。

(7) ■■防犯・交通安全（暮らしの安全）■■

1) 施策を取り巻く環境

①防犯・交通安全

- ・防犯・交通安全対策は、日常生活を送るうえで欠かせない大切な要素です。誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、警察や行政だけでなく地域や家庭、学校、団体、事業者等、地域が一体となって取り組むことが求められます。
- ・近年では、全国で高齢者ドライバーによる交通事故も多くなっていることから、歩行者、運転者の両面から策を講じるなど、交通安全対策の更なる推進と交通安全意識の高揚が求められます。
- ・五戸町でも地域安全対策として、住民とともに取り組んでいます。交通安全意識とともに、暮らしの安全への一人一人の意識の高揚に努める必要があります。
- ・地域の自主防犯活動を補完するため、引き続き防犯灯の維持管理の負担軽減のため、年度初めに補助金制度の周知を行い、各自治会での防犯灯設置を促進、維持管理を支援しています。

②消費者対策

- ・インターネットの普及とともにネット販売の拡大、決済も現金からクレジットカードや電子マネーへと変わり、現在は商品やお金が目の見えない取引へと拡大している中で、架空請求や特殊詐欺など悪質な犯罪行為が次々と発生しています。このような被害を未然に防止するため、啓発資料の配布に継続して取り組むとともに高齢者への声掛け、高齢者を見守る環境づくりが重要となっています。
- ・情報通信機器を介した悪質商法や詐欺に遭わないよう、自分自身で大切な財産を守る力を身につける取組みを強化していくことが求められます。

2) 施策のめざす姿

- ・防犯灯の整備を始めとした防犯活動、交通安全活動により、犯罪や交通事故に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりが進んでいます。
- ・消費者被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止、被害救済につながっています。

3) 施策での取組み

①地域安全対策の推進

- ・警察や学校等の関係機関・団体との連携を密にし、広報・啓発活動や情報提供を推進し、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- ・各地域における自主的な地域安全活動を促進し、地域ぐるみの防犯活動の推進に努めます。

②防犯灯の整備

- ・自治会が行う防犯灯の維持管理及び設置希望に対応して支援を行い、犯罪の誘発するおそれのある環境を改善します。
- ・新たな防犯灯の新設、改修に当たっては、LED 灯の設置に努め、電気料金及び修繕料の経費削減に取り組みます。

③交通安全意識の啓発と情報の提供

- ・関係機関・団体との連携を密にし、高齢者や児童・生徒に対する交通安全教室を実施し、事故を未然に防止するための安全教育を行います。
- ・運転者に対しては、街頭等で啓発を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。
- ・高齢者が運転免許証を自主返納しても移動に困らないよう、公共交通その他の移動手段の利用方法、交通機関利用時の支援に係る各種情報を発信します。

④交通安全施設の整備

- ・住民からの情報提供や関係機関等による合同現場診断により、交通危険箇所の把握に努め、カーブミラー、ガードレール、看板等の交通安全施設の整備や維持管理を行います。

⑤消費生活に関する情報の提供

- ・関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進を始め、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布を通じて、消費者教育の充実・啓発を進めます。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
 - ・地域での交通安全活動、防犯活動に参加・協力しましょう。
 - ・通園・通学時の見守り等、子どもへの安全対策を進めましょう。
 - ・高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、地域で見守っていきましょう。
- (1. 気づき、2. 声かけ、3. 相談につなぐ)

5. 五戸の未来をともに考え行動する共創(協創)のまち(住民協働・地域活動分野)

(1) ■■地域コミュニティ・協働によるまちづくり■■

1) 施策を取り巻く環境

①自治会活動

- ・ 少子高齢化により、地域コミュニティの維持が困難になってきており、町主催のイベント等の活気が薄れ、地域活動も衰退してきています。
- ・ 地域づくりの活動を支援するため、自治会長会議において町政等に対する質問や要望等をいただき、将来にわたり安心して生活できる集落の形成に努めています。
- ・ 町の広報手段として広報誌、ホームページ及びケーブルテレビ等において、各広報媒体の特徴を活かした情報発信を行ってきました。今後は、情報を受け取る側の利用状況や意見などを把握し、多様化するニーズに対応した効率的な情報提供に努める必要があります。

②協働によるまちづくり

- ・ 近年の人口減少や生活様式の多様化に伴い、地域のコミュニティ機能が低下してきています。町内では各自治会を始め、様々な地区単位の組織による活動が行われており、伝統行事やスポーツ・文化活動、環境活動等が実施されていますが、少子高齢化による世代人口の偏りにより、様々な活動に支障が出てきています。地域によっては、管理や運営費の捻出に苦慮している団体もあり、集落の実情にあった支援策が求められています。
- ・ 地域づくりの成果はすぐには表れにくく、積み重ねにより築かれるものであるため、事業内容を見直しながら継続していきます。また、生活機能の低下が心配される地域には、地域づくりの活動を支援するとともに、その他の集落にあっても、地域の実情に応じた対策を講じ、将来にわたり安心して生活できる集落の形成に努めます。
- ・ 行政においても、協働のまちづくりに向けてこれまでの役割を見直したり、住民の自発的な取組みを促進していくことが重要になってきています。
- ・ 今後は、共生を基本に地域でともに支え合う、心豊かなコミュニティ機能を形成し、ともに助け合い協働するネットワークの構築を図りながら、活動が活発に行われるよう、環境を整備していく必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・ 住民自らが、積極的に地域コミュニティについて主体的に考え、関係機関と連携しながら行動できる「協働のまちづくり」が進んでいます。
- ・ 自治会活動を通じて地域の連帯感が深まり、地域課題の解決へ向けた取組みが実践されています。
- ・ 住民のニーズに合った、広報媒体による情報発信手段が確立しています。

3) 施策での取組み

①地域コミュニティ・協働体制の強化

- ・人口減少によって自治会等の地域活動が困難な社会状況において、各集落の会合等で支え合いの意識を醸成するとともに、行政と住民が連携した新しい地域活動のあり方について検討し、活性化につなげます。
- ・住民と行政が協力しながら課題に取り組み、まちづくりを進める体制の強化を図ります。

②集落対策の推進

- ・自治会長会議を開催し、各自治会からの要望を聴き、集落の実情に応じた対策を進めます。

③広報・広聴活動の充実

- ・各種施策に住民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、懇談会等による意見聴取や各種団体における広聴活動等、住民と行政の相互のコミュニケーションを推進します。
- ・広報誌、ホームページ及びケーブルテレビ(五戸ちゃんねる)の内容充実を図り、五戸町の魅力や行政情報の発信活動を推進します。

④まちづくりに係る人材育成、活動支援

- ・まちづくりに関心を持ち、主体的に関わる人材を育成するため、「子ども議会」やコンテスト等、子ども達がまちづくりへ提案ができる場を創出します。
- ・住民、自治会、その他の団体と協働を基本とするまちづくりを展開していくため、住民が主体となって取り組む地域づくり活動に対し、五戸町地域づくり事業補助金を交付します。

⑤コミュニティセンター施設の整備

- ・継続的な地域コミュニティ活動が実践されるよう支援するため、老朽化したコミュニティセンター施設の更新を行います。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・住んでいる地域に関心を持ち、イベント・地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・身近なコミュニティ(ご近所付き合い)を大切にしましょう。
- ・町の広報誌やホームページ、五戸ちゃんねる等、町政に関する情報の把握に努めましょう。

(2) ■■人権・男女共同参画■■

1) 施策を取り巻く環境

①人権問題・虐待

- ・児童虐待や配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)、高齢者や障がいのある人への虐待(身体的・心理的・性的・経済的など)が全国的な問題となっています。
- ・女性・子ども、高齢者、障がいのある人等への差別や偏見、暴力など様々な人権問題が存在しているほか、インターネットの普及により、不特定多数による書き込みによるいじめなど人権侵害になりかねない行為への対策が必要となっています。

②男女共同参画

- ・近年の男女共同参画をめぐっては、女性の活躍推進、働き方改革の実現、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)など、多くの課題があります。
- ・国においては、労働者の暮らし方や家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方の普及を目的とした「働き方改革」の取組みが進められています。
- ・今後、ますます人口減少が進む中で、男女共同参画を推進し、多様な個人の能力の発揮による労働参加率の向上、社会に価値をもたらす新たな技術やアイデアが創出されることで、経済成長を加速していくことが期待されています。
- ・五戸町では、第2次五戸町男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画を阻害する問題の解決を図り、責任を分かち合うよう、事業の推進及び啓発が展開されています。

2) 施策のめざす姿

- ・人権問題に対して正しい認識を持ち、互いの権利が尊重されています。
- ・家庭や地域、職場等において男女共同参画への意識が浸透し、一人一人の個性と能力を発揮した活力あるまちづくりへの取組みが進んでいます。

3) 施策での取組み

①人権教育、人権啓発の推進

- ・性のあり方や年齢、障がいの有無、出身地、国籍等にかかわらず、全ての人の基本的な人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。
- ・様々な体験活動での人間的なふれあいや道徳教育を通して、いじめの防止、様々な人権意識を育みます。
- ・インターネット掲示板上の書き込み等、社会の情報化に伴う新たな人権侵害についても、様々な機会を通じて啓発を行います。

②男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の形成に向け、その指針となる男女共同参画計画に基づく取組みを推進します。
- ・家庭や地域、職場において男女共同参画の意識づくりを進め、仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、政策・方針決定の場への女性参画の拡大等に取り組みます。
- ・働きやすい職場づくりと雇用の促進とともに、子育て支援や介護の充実、働き方の見直しに向けた意識啓発などを通じて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図ります。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・差別やいじめ、虐待等の人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。
- ・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょ。
- ・事業所では、性別にとらわれない職場や仕事と生活が調和できる労働条件の整備に努めましょ。

(3) ■■地域間交流■■

1) 施策を取り巻く環境

①国際交流

- ・近年の国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球規模に拡大されており、地域においても国際的な視野に立った戦略・事業運営が不可欠になりつつあります。
- ・五戸町では、五戸町国際交流協会と連携して姉妹都市交流事業を実施、三沢米軍基地とは五戸町国際交流協会をとおして交流事業を行っており、住民の国際感覚の醸成や異文化理解力の向上のため、継続的な国際交流の推進が求められます。
- ・国籍を問わず誰もが、地域社会の構成員としてともに生活し、誰にとっても住みよい地域における多文化共生の推進が求められています。

②地域間交流

- ・国内や近隣市町村を始め、町内集落間等、町内外における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、幅広い分野で交流を進めながら、互いの地域が発展に向けて連携、協力する必要があります。
- ・八戸圏域連携中枢都市圏の市町村は、事業間での連携体制を図るだけでなく、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが求められており、圏域の経済をけん引し、住民全体の暮らしを支える役割を担うことが求められています。

2) 施策のめざす姿

- ・国際的な感覚や広い視野を持った住民が増え、町内で国際理解と国際交流の輪が広がっています。
- ・地域間、関係団体間の交流を通じて、より広い視点で地域の発展を考える機会が増えています。

3) 施策での取組み

①国際化に対応した人材の育成

- ・学校教育や生涯学習における外国語教育や国際理解教育の充実を図り、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

②国際交流の推進

- ・五戸町国際交流協会と協力し、住民参加による姉妹都市交流事業、三沢米軍基地との交流事業等を継続して実施します。

③移住・定住、関係人口構築の推進

- ・近隣市町村と連携した移住・定住事業を進めるとともに、地域や企業の活動支援、課題解決を図り、人材育成や関係人口の創出を図ります。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・国際交流事業や姉妹都市交流事業へ積極的に参加し、国内外を問わず、多様な地域文化への理解を深めましょう。
- ・移住者の受け入れや町内外との関係人口の構築により、地域活動を維持・変革していく意識を持ちましょう。

6. 安定した行財政運営による持続可能なまち（行財政運営分野）

（1）■■行財政運営■■

1) 施策を取り巻く環境

①行財政運営

- ・社会経済情勢が複雑に変化する中、厳しい財政状況の下で、地域特性や多様な住民ニーズを反映させた施策の積極的な展開など、様々な課題への対応が必要とされています。このような状況の下、その担い手である職員には、限られた人員で効率的なサービスを支える行政の専門家として、幅広い視野や専門的なスキルを備え、また、コスト意識と住民感覚を保持しながら、高い倫理観・使命感を持って業務を遂行することが大きく期待されています。
- ・五戸町では、持続可能な行政運営を進めていくために、公共施設の維持に係る電気料金など、経費の見直しを行っていますが、施設管理等の委託費の増額など、経常的に掛かる経費は年々増加しています。
今後は既に見直しを行ったものについて、その効果を検証するほか、施設の維持管理費等の縮減や節減・合理化が見込まれる事業の掘り起こしを行うことで経常経費を削減していく必要があります。
- ・町内の多くの施設等が更新や大規模改修の時期を迎えているため、施設の統廃合や改修等を計画的に実施していくことで普通建設事業費及び地方債発行の軽減・平準化に取り組んでいく必要があります。このような状況の下、公債費負担も含めた財政の健全化を図っていくためには、財政状況の変化・推移等を分析し、歳入・歳出の見通しをより正確に把握するなど、これまで以上に計画的な財政運営が求められます。
- ・町税の増加やふるさと納税の推進により近年は自主財源の増加が見られていますが、今後は人口減等により継続して町税の増加を見込むことが難しいことなどから、自主財源の確保に加え、国・県の補助制度を有効活用するなど、依存財源も含めた財源確保の取組みが必要となります。
- ・財政状況の分析や予算・決算の情報はこれまでも公表してきましたが、住民に関心を持ってもらえるよう、よりわかりやすい情報の公表に努める必要があります。
- ・指定管理者制度の導入等による民間活力の活用は徐々に進められ、事務の軽減が図られてきていますが、町内では対応できる業者が限られているなど、経費は十分な縮減に至っていない状況です。そのため、今後は既に民間を活用している業務について費用の妥当性などの見直しを行うとともに、更に民間を活用できる業務の検討を行う必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・収支のバランスがとれた健全な行財政運営が図られています。
- ・親切でわかりやすく、質の高い行政サービスが提供されています。

3) 施策での取組み

①健全な行財政運営の推進

- ・国等の制度に対応しながらも財政構造の弾力性を確保していけるよう、経費の見直しや合理化に努め、経常経費の削減を図ります。
- ・財政状況の分析・公表を積極的に行い、住民にわかりやすい情報の提供に努めます。
- ・指定管理者制度等、民間活用している業務内容や費用の見直しを行うとともに、更に活用できる民間活力の掘り起こしを行い、業務の効率化を図ります。

②財源の確保

- ・町税等の収納率の向上や、ふるさと納税の推進等による自主財源の確保のほか、国や県の補助制度の有効活用による財源の確保に努めます。

③計画的な財政運営

- ・公共施設の改修や更新、統廃合を計画的・効率的に行い、計画的な財政運営及び公債費負担の健全化に努めます。

④ふるさと納税の推進

- ・ふるさと納税制度の活用により、町への関心や応援者の増加に努め、町内外の多くの方のまちづくりへの参画を図ります。また、ふるさと納税による寄附金をより質の高い行政サービスのための原資とします。

⑤定期巡回の実施

- ・町で所有する遊休施設及び遊休地について定期的に巡回し、周辺環境を含めて調査・安全確認を実施し現状把握に努めるとともに、必要に応じて適正な維持管理のための作業を実施します。

⑥職員の能力向上

- ・職員の職位に応じて、基本的な能力の向上に重点を置いた必修研修を受講させます。(基本研修の受講)
- ・職員個々の主体的な能力開発意欲に応じて選択することができる研修を受講させます。(選択研修の受講)
- ・自治研修所以外が主催する研修を積極的に受講させます。(連携中枢都市圏及びその他の研修の受講)

4) 住民や地域に期待する役割

- ・町の財政状況について関心を持ちましょう。
- ・ふるさと納税制度を町外在住の知り合いにPRし、活用を促進しましょう。

(2) ■■広域行政・広域連携■■

1) 施策を取り巻く環境

①広域行政・広域連携

- ・五戸町では、八戸地域広域市町村圏事務組合(消防・特別養護老人ホーム・介護認定審査・広域計画策定等)、十和田地域広域事務組合(ごみ処理・し尿等前処理)等に加入し、行政遂行の合理化を図っています。
- ・平成21年度に八戸圏域定住自立圏を形成し、緊密な連携のもと、ドクターカーの運行や路線バス上限運賃化など、各種連携事業を積極的に展開することで、圏域全体における生活関連機能サービスの向上に取り組んできました。
- ・平成29年3月には、これまでの八戸圏域定住自立圏から八戸圏域連携中枢都市圏※に移行し、連携協約が締結され、更なる都市機能の強化・充実に向けて定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備促進に取り組んでいます。
- ・ドクターカーの運行により、尊い命が救われ、その出動回数は増加傾向にあります。また、一刻を争う救急医療を確保していくには、中核病院との連携した取組みが必須となっています。

※連携中枢都市圏:地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」に取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とするもの。

2) 施策のめざす姿

- ・五戸町が加入する、広域行政事務組合によって共同処理が行われ、経費削減が図られています。
- ・八戸圏域連携中枢都市圏構想に基づき、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」等、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実が図られています。

3) 施策での取組み

①近隣市町村との連携による広域行政の推進

- ・広域的な生活課題に対応するため、近隣市町村との連携・協力のもと、それぞれの特性を活かした機能分担や共同処理等を進めるため、調査研究するとともに規模等に依じた費用を負担することにより、効率的な行財政運営を推進します。
- ・下水処理は、現処理場が平成元年の供用開始後30年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、処理能力に余裕のある十和田市の下水処理場に前処理施設を整備し、施設運営の効率化を図ります。

②八戸圏域連携中枢都市圏による近隣市町村との連携

- ・連携協約に基づく、10の連携施策のもとに展開される事業を推進します。
- ・中核病院と連携した効率的なドクターカー、ドクターヘリの活用を図り、救急医療にとって重要な病院での診療前の救護や病院間での医療連携に取り組みます。
- ・病院間での医療連携及び医師派遣により、安定した適切な医療サービスを受けられる環境を整備します。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・広域化のメリットが発揮できるよう、近隣市町村への協力や活動に、参加・協力しましょう。
- ・救急車の適正利用に努めましょう。

(3) ■■DX（デジタル・トランスフォーメーション）■■

1) 施策を取り巻く環境

①デジタル・トランスフォーメーション

- ・国では行政のデジタル化を加速するとともに、計画的かつ実行的に進めていくために「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）を策定し、自治体におけるデジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていくこととしました。これと併せて、自治体が重点的に取り組むべき事項等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定しました。
- ・デジタル・トランスフォーメーション（以下DX）は、今や国全体で推進することが求められています。距離や時間の制約を受けないデジタルの力は、地方都市において活用されるべきであり、情報通信技術（以下ICT*）を活用して行政サービスの課題解決や高度化を図ることが求められています。
- ・五戸町では、令和5年度に「ごのへまち子育て支援アプリ」の提供を開始しており、ICTを活用した子育て世代への継続的なサポートを実現しています。また、令和6年度には、住民課と税務課の窓口で書類に住所等を記入せずに各種証明書を申請できる「書かない窓口」とキャッシュレス決裁サービスを開始しています。今後はDXの推進により、行政サービスだけでなく、産業や医療など様々な分野でのスマート化が求められます。

※ICT（情報通信技術）：コンピューターや携帯端末によるインターネットなどの情報通信基盤を通じて、時間や場所に関係なく、情報を伝達、共有できる環境や技術のこと。

②情報基盤

- ・情報基盤の整備については、光ケーブル通信網の整備や携帯電話の不感地域の解消に取り組んでおり、引き続き地域の活性や暮らしの安全の確保につながる格差のない情報基盤の整備が求められます。
- ・次期移動通信システム5G（第5世代移動通信システム）の普及に伴い、通信設備の5G化対応が求められることが想定されるため、国及び県の動向を注視し、適切な措置を講ずる必要があります。

2) 施策のめざす姿

- ・情報基盤が整備され、地域の格差なく生活に必要な各種の情報が受けられます。
- ・デジタル化の推進により、各種行政サービスの効率化が図られ、町民の利便性が向上しています。

3) 施策での取組み

① デジタルデバイド※対策

- ・設備の適切な維持管理を行い、五戸ケーブルテレビの運営を継続し、安定した地上デジタル放送の視聴を全地域で可能とします。
- ・電柱共架、保守を行うことで、ICTの有効活用に向けて、多種多様な情報サービスの充実を図ります。
- ・通信設備の5G化対応が求められることが想定されるため、国及び県の動向を注視し、適切な措置を講ずるよう努めます。

※デジタルデバイド（情報格差）：情報通信技術（IT）の恩恵を受けることができる人とできない人の間に生じる格差のこと。経済的、地理的条件など様々な要因が考えられる。

② 行政手続きのオンライン化

- ・「行かない・待たない窓口」を目指し、時間や場所に関係なく、各種行政手続きが可能となるオンライン手続きの導入を促進します。

③ 行政業務の効率化

- ・庁舎内のペーパーレス化や新しい働き方に合ったテレワークの常態化を推進し、業務の効率化・多様な働き方の実現に取り組みます。

④ デジタル化への支援

- ・ドローン等の導入やアプリの開発等、各種産業の積極的なICT技術の活用に向け支援を行います。
- ・デジタル機器の活用になじめない町民等に対して、講座等の開催により支援を行います。

4) 住民や地域に期待する役割

- ・ケーブルテレビの仕組み及び導入経緯を理解しましょう。
- ・タブレット端末等の情報機器を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。

第4部 重点プロジェクト（五戸町デジタル田園都市国家構想総合戦略）

第1章 重点プロジェクトの概要

1. 重点プロジェクトの位置付け

五戸町の人口は、「第2章 まちづくりのフレーム 1 将来人口目標の見直し」で示したとおり、人口減少が加速しており、今後、住民の生活、地域経済、地方財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、将来に向けて明確な目的を持った人口減少対策に取り組む必要があります。

国では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保しつつ、将来にわたり活力ある日本社会を持続させるため、「まち・ひと・しごと創生法（以下、「創生法」という。）」を平成27年（2014年）に施行し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「国の総合戦略」という。）を策定しました。

五戸町においては、国の総合戦略の基本的な考え方を基に、平成27年10月に「五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。また、令和元年12月に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や令和2年（2020年）3月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」を勘案したうえで、令和2年（2020年）3月に「五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」を策定し、目標人口達成に向けた各種施策を展開してきました。

その後、国ではデジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化することとして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年（2022年）12月に閣議決定しました。

これらを踏まえ、五戸町においても、町の抱える課題を解決し、生まれ、育ち、暮らして良かったと思えるまちづくりを推進するため、人口減少問題の克服に向けた実効性のある施策をまとめ、「五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」に相当する「五戸町デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下、五戸町総合戦略）を策定します。

なお、五戸町総合戦略は、本計画における重点プロジェクトとして位置付けます。

2. 計画期間

重点プロジェクトは、「総合振興計画 前期計画」と同様に、令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）の5か年を計画期間とします。

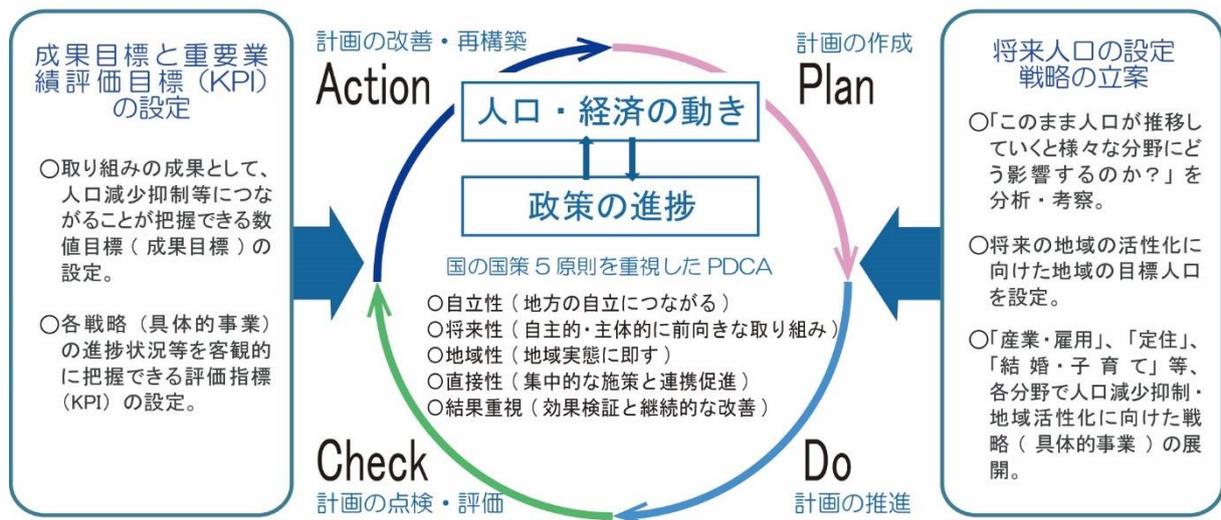
3. 重点プロジェクトの推進、評価・検証の仕組み

国のまち・ひと・しごと創生法の制定に対応し、人口問題対策を軸とする施策の全庁的推進を図るため、「五戸町 まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、全庁的な本部体制のもと、既存の行政分野にとらわれることなく、実効性の観点から総合的・横断的に施策を推進します。

総合戦略の推進にあたっては、五戸町まち・ひと・しごと創生会議において、各種事業の検証や必要な改善等を図りながら、将来展望に掲げる目標人口、各基本目標の数値目標の実現に向けて推進します。

また、総合戦略の進捗状況を評価・検証するための仕組みとして「PDCAサイクル」を確立するほか、基本目標ごとの数値目標に加え、重要業績評価指標（KPI）※を設定し、実現すべき成果（アウトカム）を重視した評価・検証を図ります。

※重要業績評価指標（KPI）：Key Performance Indicators 目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。総合戦略においては、各施策の効果を客観的に検証する指標として設定します。



4. 将来像、基本目標、基本施策、重点プロジェクトの体系

将来像	基本目標	基本施策	重点プロジェクト
住みたくなる 育てたくなる 還りたくなる 郷ごのへ	基本目標 1 交流と賑わいを興す地域資源を活かした農・商・工併進のまち	施策 1-1 農林畜産業 施策 1-2 観光業 施策 1-3 商工業 施策 1-4 雇用対策・新たな産業の育成	1 産業・雇用対策プロジェクト 1-1 ものづくりへの支援 1-2 農業の振興 1-3 新たな活力の創出 1-4 働く場の確保 1-5 地域経済の活性化 1-6 稼ぐ観光戦略の策定
	基本目標 2 誰もが元気で安心して子どもを産み育てられるまち	施策 2-1 健康・保健衛生 施策 2-2 高齢福祉 施策 2-3 障がい福祉 施策 2-4 子育て支援 施策 2-5 地域福祉 施策 2-6 医療 施策 2-7 保険・年金	2 移住・定住促進対策プロジェクト 2-1 移住・定住の促進 2-2 関係人口・交流人口の拡大
	基本目標 3 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち	施策 3-1 幼児・学校教育 施策 3-2 生涯学習 施策 3-3 スポーツ・レクリエーション 施策 3-4 地域文化の振興	3 少子化対策プロジェクト 3-1 出会いの場の創出 3-2 切れ目のない子育て支援体制の整備 3-3 子育てにかかる経済的支援 3-4 地域における子育てサポート 3-5 出産・小児医療体制の確保 3-6 教育環境の充実 3-7 地域への愛着の醸成
	基本目標 4 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち	施策 4-1 土地利用・整備 施策 4-2 住環境・生活空間 施策 4-3 道路・交通網 施策 4-4 上下水道 施策 4-5 環境保全・循環型社会 施策 4-6 消防・救急体制・防災 施策 4-7 防犯・交通安全	4 住み続けたくなるまちづくりプロジェクト 4-1 エリアマネジメントの推進 4-2 住宅・生活環境の整備 4-3 安心・安全な地域づくりの推進 4-4 「ごのへ健康宣言」の推進 4-5 住民主体の活動や地域づくりの推進
	基本目標 5 五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまち	施策 5-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり 施策 5-2 人権・男女共同参画 施策 5-3 地域間交流	
	基本目標 6 安定した行財政運営による持続可能なまち	施策 6-1 行財政運営 施策 6-2 広域行政・広域連携 施策 6-3 DX（デジタルトランスフォーメーション）	

第2章 プロジェクトごとの戦略の展開

1. 産業・雇用対策プロジェクト

農業等をはじめとする産業を維持し、誰もが安心して働ける就業機会を創出します

（1）目標の概要・数値目標

人口減少社会における労働力の減少は、地域の産業に影響を及ぼすことが懸念されることから、農業をはじめとする各産業の振興、担い手の育成による人材の確保を図ることで、地域の活力となる産業を維持します。

また、観光、イベント等、五戸町とのつながりや関わりを増やすことで、観光が生業として定着することを目指すとともに、商工業においては、外からの消費を呼び込み、域内の経済を循環させること、消費を増やすことに視点を置き、地域内経済の活性化を図ります。

さらに、若い世代をはじめ、多様な世代の活躍機会の創出に向けて、働く場の確保や、多様な働き方に対応する企業等、新たな活力を取り込むための支援に取り組み、誰もが安心して働ける就業機会を創出します。

表 数値目標

No.	指標	目標値：令和11年度
1	町内総生産額	現状を維持 (2021年：42,871百万円)
2	1人当たり町民所得	現状より10%増加 (2021年：2,631千円)

（2）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標



1) [1-1] ものづくりへの支援

①具体的な施策（※振：総合振興計画における関連施策番号）

[施策1] ものづくり支援事業（振1-4-1）

- ・地場企業が取り組む商品開発や販路拡大等の企業競争力強化、人材確保等の活動を支援し、地域経済の活性化を図ります。
- ・個別訪問や説明会等によって各機関の支援施策を周知し、活用を促します。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・五戸町ものづくり事業費補助金活用件数（計画期間）：5件

2) [1-2] 農業の振興

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策2] 農業の担い手確保・育成等支援事業（振 1-1-5）

- ・町の基幹産業である農業を維持するため、担い手の確保と育成を図ります。
- ・国及び県の制度と連携した中で、町独自の支援を実施し、就農後の経営安定化につなげるとともに、五戸町での就農を選択してもらえるようにします。
- ・リタイアする農家の農地と農業用生産設備等を新規就農者に斡旋できる体制をつくります。
- ・新規就農者が自立して生活できる農業所得を得るまで、助言・指導等の支援を継続します。

[施策3] 農村地域の活性化推進事業（振 1-1-2、1-2-3）

- ・農家民泊や農業日帰り体験メニューで誘客している「青森五戸グリーン・ツーリズム協議会」の活動を支援し、農村地域の活性化を図ります。
- ・農村地域の活性化を図るため、新しい商品開発と体験型観光や交流イベント等を支援します。
- ・利用者増に向け、SNS等を活用した周知の拡大を図ります。

[施策4] 農産物の販売力強化（振 1-1-2）

- ・関係団体等と連携し、農産物のブランド化、農商工連携による6次産業化や関連施設整備を推進し、町内農産物の販売力強化を図ります。
- ・令和8年度のオープンを目指し整備中の農産物直売等拠点施設「バ・オール」を拠点として、町内農産物の販売力強化を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・新規就農者数（年間）：1人以上
- ・新規就農者数（UIJターン就農者）（計画期間）：8人
- ・担い手受入プログラムの作成件数（計画期間）：5件
- ・体験型等観光客数（年間）：220人
- ・農産物の販売額（年間）：2億円

3) [1-3] 新たな活力の創出

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策5] 起業・創業支援事業（振 1-4-3）

- ・起業希望者に対して、起業に関する支援制度を利用できるように、相談体制等を整備するとともに、新規起業や事業拡大を支援します。

【施策6】 リノベーションまちづくりの推進（振 1-4-3）

- ・新規事業者の参入を促進するため、町内の空き店舗等のリノベーションを促進するとともに、新規事業者を育成するためのプログラムを実践します。

【施策7】 ドローン等の普及啓発・導入支援（振 1-4 関連）

- ・ドローン等を町民に周知し、導入しやすい環境整備を行うことにより、農業等の作業効率を向上させ、人口減少社会においても地域の活性化を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・新規創業件数（計画期間内）：15件
- ・新規事業者数：3者
- ・五戸町無人航空機操縦資格取得補助金活用件数：10件

4）【1-4】働く場の確保

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

【施策8】 企業求人情報の発信（振 1-4-2）

- ・町内企業の求人情報を行政がとりまとめ、町広報誌や町ホームページに求人情報を掲載します。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・町広報誌等への求人情報掲載件数（計画期間）：15件

5）【1-5】地域経済の活性化

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

【施策9】 地域内経済循環強化事業（振 1-3-2）

- ・プレミアム共通商品券を発行することにより、地域の消費喚起と地域経済の活性化を図ります。
- ・農産物直売等拠点施設「バ・オール」の整備に合わせ、地域ポイント及び地域クーポンを発行活用できるアプリの導入を行い、地域内経済循環を促進します。

【施策10】 ふるさと納税促進事業（振 6-1-4）

- ・返礼品および返礼品提供事業者の拡充による販路拡大により、町の特産物のPR、ファン獲得及び消費拡大を図ります。
- ・農産物直売等拠点施設「バ・オール」の整備に合わせ、ふるさと納税自販機及びご当地ナビアプリを導入し、ふるさと納税を促進します。

【施策11】 商店街活性化事業（振 1-3-1、1-3-2）

- ・商工会やプロジェクトVの振興活動に対して支援を行い、商店街を振興させることで、町内での消費活動と地域経済の活性化を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・卸売・小売業総生産額：現状を維持
- ・ふるさと納税件数（年間）：14,200件
- ・ふるさと納税金額（年間）：2億円

6) [1-6]観光による賑わいの創出

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策12] 観光振興支援事業（振1-2 関連）

- ・観光に資する新たなイベントの開催等に対して支援し、町の観光振興を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・イベント補助金活用件数（年間）：5件

2. 移住・定住促進対策プロジェクト

若い世代の定住促進と新しいひとの流れによる多様な関係を築きます

（1）基本目標の概要・数値目標

定住人口が減少傾向にある現在の状況に歯止めをかけ、若い世代の定住促進を図るため、地域資源に磨きをかけ、町外から人を呼び込むための取り組みを推進するとともに、空き家等の有効活用による住環境整備を促進します。

また、「五戸みらいサロン」の継続的な実施により、地域内外の様々な方が交流を深めることで、町への興味関心を醸成し、関係人口及び交流人口の創出を図ります。

表 数値目標

No.	指標	目標値：令和11年度
1	社会移動人数 (転入人数－転出人数)	計画期間内±0 (2023年：-119人)

（2）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標



1) [2-1] 移住・定住の促進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策13] 移住促進・支援事業（振5-3-3）

- ・移住を希望する者に対して、住居・就職等の支援を実施するほか、移住前及び移住後においてもきめ細かな相談のできる体制をつくります。
- ・移住希望者や町に関心のある人達向けのイベントやコンテンツ等の開発について調査・研究します。

[施策14] 空き家等対策事業の推進（振4-2-2）

- ・空き家バンクに登録されている物件情報を更新するとともに、町で把握している好条件物件の空き家バンク登録を促し、マッチングにつなげます。
- ・「五戸町空き家等対策計画」に基づき、空き家等の有効活用・除却等に対する助成を実施し、遊休地の解消につなげます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・移住世帯数（計画期間）：40世帯
- ・補助制度を活用した空き家等の除却件数（年間）：3件

2) [2-2] 関係人口・交流人口の拡大

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 15] 関係人口・交流人口拡大事業（振 5-3-3）

- ・町のPRキャラクターである「五戸のおんこちゃん」を活用し、町の特長的な魅力を町内外へ効果的に発信することで、五戸町の知名度向上及び誘客推進を図ります。
- ・五戸みらいサロンの継続的な実施により、地域内外の様々な方が交流を深めることで、町への興味関心の醸成を図るとともに、関係人口の創出を図ります。

[施策 16] スポーツ施設を核とした交流人口の拡大（振 3-3-3、5-3-3）

- ・五戸町の地域資源であるひばり野公園を拠点として、スポーツ合宿や大会・イベント等を開催し、施設の利用者増を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・五戸まちづくりワールドカフェ参加実人数（年間）：100人
- ・交流センター宿泊者数（年間）：2,400人
- ・ひばり野公園来場者数（年間）：58,000人

3. 少子化対策プロジェクト

結婚・出産・子育てができ、笑顔が絶えない環境を実現します

（1）基本目標の概要・数値目標

子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりは、今後も重要な取り組みとなります。

そこで、結婚・出産・子育てができるよう、出会いの機会を創出するとともに、出産から子育てについて切れ目のない支援体制を構築します。

また、地域と一体となって子育て家庭や子どもの成長を支援する環境づくりを進め、五戸町で子どもを育てたいと思える笑顔が絶えない環境を実現します。

表 数値目標

No.	指標	目標値：令和11年度
1	合計特殊出生率	1.6 (2018～2022年：1.29)
2	年間出生数	100人以上 (2022年：44人)

（2）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標



1) [3-1] 出会いの場の創出

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策17] 縁結びサポート事業（振2-4-6）

- ・婚活関連イベントを実施する事業者等を支援し、男女の出会いの場の創出や機運醸成をサポートします。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・婚活イベント回数（年間）：4回

2) [3-2] 子育てにかかる経済的支援

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策18] 新生児祝金交付事業（振2-4-2）

- ・町内に住所を有する方が出産した場合、新生児祝金を交付し、子育て家庭を応援します。

[施策19] 乳幼児等医療費給付事業（振2-4-1）

- ・子育てに係る経済的負担の軽減のため、高校生までの医療費の無料化を継続します。

[施策 20] 子育て世帯応援事業（振 2-4-1）

- ・国の保育料の 1/2 以下で町保育料を設定します。
- ・年収 360 万円未満相当世帯の 2 人目の子どもから保育料を無料化します。
（上記の 2 つについては、0 歳から 2 歳までが対象となります。3 歳以上については、国の制度により無償化されています。）
- ・上記の対象とならない世帯についても、保育料を無料化します。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・子育て世代の住民満足度：現状より上昇

3) [3-4] 地域における子育てサポート

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 21] 子育てサポートの充実推進（振 2-4-2、3-1-6）

- ・放課後等に家庭での養育を受けられない児童のため、学校と連携した学童保育の環境整備を進めます。
- ・子育て支援と児童福祉の向上を目指し、ファミリーサポートセンター申込み利用や活動依頼の支援を進めます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・放課後児童クラブの待機児童数（年間）：0 人

4) [3-5] 出産・小児医療体制の確保

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 22] 医療体制の充実（振 2-6-4）

- ・出産・子育て支援のため、医師数の確保を図り、現状を維持しつつ、更なる医療体制の充実に取り組みます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・産婦人科医（1 名）、小児科医（1 名）以上の確保：現状維持

5) [3-6] 教育環境の充実

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 23] 奨学資金制度の拡充（振 3-1-5）

- ・家庭教育費負担を軽減するため、高校生返納免除型奨学金を継続するとともに、給付対象範囲や給付額の拡充や大学生返納免除型奨学金の創設について調査・研究を行います。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・高校生奨学金利用者のうち返納免除対象者：1 人
（修学終了後 5 年以内に五戸町に居住した者）

6) [3-7] 地域への愛着の醸成

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策24] 文化財の活用（振3-4-3）

- ・ごのへ郷土館の計画的な整備や企画展の開催を行うことで、子どもなどが五戸町の歴史文化に触れる機会を創出し、文化財の活用を図ります。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・ごのへ郷土館利用者数（年間）：18,000人

4. 住み続けたくなるまちづくりプロジェクト

住民主体のまちづくりが進みやすい環境を整備します

（1）基本目標の概要・数値目標

誰もが住み慣れた地域でいつまでも健康で安心安全に暮らし続けられるよう、生活の基礎となる生活環境や社会基盤の維持に取り組みます。

また、自分らしい暮らしの実現や地域との関わりを維持しながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、地域で集まりやすく、様々な生活不安の軽減に取り組む、住民主体のまちづくりが進みやすい環境を整備します。

表 数値目標

No.	指標	目標値：令和 11 年度
1	団体等の認定数	計画期間 5 団体 (2024 年：1 件)

（2）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標



1) [4-1] エリアマネジメントの推進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 25] 集まりやすい公共空間等整備（振 3-2-1）

- ・町中にある公共施設等を中心に住民が集う場所として、公共的空間のエリアマネジメント※を行います。

※エリアマネジメント：特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行う取り組み。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・整備した公共施設や公共空間の数（計画期間）：5 か所

2) [4-2] 住宅・生活環境の整備

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 26] リノベーションまちづくりの推進（振 4-2-4）

- ・「(仮称)五戸町まちづくり基本構想」に基づき、公共施設及び空き家・空き店舗等のリノベーションを実施するとともに、エリア再生に向けたまちづくり組織の構築及び行政職員の意識醸成を促進します。

【施策 27】 快適で衛生的な生活環境実現のための取組み（振 4-4-2）

- ・「五戸町循環型社会形成推進地域計画」に基づき、公共浄化槽整備を進め、衛生的な生活環境を確保します。

【施策 28】 建築物の耐震化率向上のための取組み（振 4-6-2）

- ・「五戸町建築物耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅耐震診断・ブロック塀耐震改修等に対する助成を実施し、建築物の耐震化を促進します。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・エリア再生に向けたまちづくり組織の構築（計画期間）：1 組織
- ・五戸町全体の汚水処理率（最終年度）：70%
- ・住宅の耐震化（計画期間内）：87.6%

3) [4-3] 安心・安全な地域づくりの推進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

【施策 29】 安心安全な生活環境の推進事業（振 4-7-3、4-7-4）

- ・誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、警察・消防団や行政だけでなく家庭、学校、団体、事業者等、地域が一体となって、交通事故や犯罪の発生抑止に向けた取組みを行い、安全安心なまちづくりをします。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・人身事故発生件数（計画期間）：現状より減少

4) [4-4] 「ごのへ健康宣言」の推進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

【施策 30】 健診受診率アップ事業（振 2-6-1）

- ・各関係機関と連携しながら、「健康増進プロジェクト検討委員会」を中心として、健康ポイント事業の普及および効果検証、改善を行い、健診受診率の向上を図ります。

【施策 31】 健康づくりの拠点整備（振 4-3-4）

- ・健康づくりのために、子どもから大人まで誰もが年間を通して楽しく気軽に運動やスポーツができる環境づくりに取り組みます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・国保加入者の特定健診受診率（計画期間）：全年齢 60%
65 歳～74 歳 60%
3 年連続受診 31.8%
- ・施設の利用者数（年間）：18,000 人
- ・スポーツを毎週 2 日以上している人の割合：計画期間内 26%

5) [4-5] 住民主体の活動や地域づくりの推進

①具体的な施策（※振：総合振興計画において関連する施策番号）

[施策 32] 住民主体のまちづくり推進支援事業（振 5-1-1）

- ・基本理念の実現に向けたまちづくりを行うため、住民がより主体的にまちづくりを推進するための団体の立ち上げ及び活動を支援します。
- ・住民の活動団体の周知とネットワークづくりに取り組みます。

②重要業績評価指標（KPI）

- ・団体等の認定数（計画期間）：5 団体

資料編

資料1 五戸町総合振興計画審議会条例

昭和43年3月30日条例第8号
改正 平成16年6月14日条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、五戸町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(審議会の設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため審議会を設置する。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 国又は県の地方行政機関の職員
- (4) 町内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 自治会が推せんする者
- (7) 町の職員

3 委員の任期は当該諮問事項に係る答申をもって終了するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月14日条例第51号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

資料2 五戸町総合振興計画審議会 委員名簿

	所属団体等名	役職	代表者
1	五戸町教育委員会	教育委員	○ 柿本 孝志
2	五戸町農業委員会	会長	岩井 壽美雄
3	三八地域県民局（地域連携部）	部長	松尾 英輔
4	五戸町商工会	会長	高橋 敏
5	五戸町観光協会	会長	境 寛
6	五戸町社会福祉協議会	主任主査	小野寺 玲子
7	五戸町連合父母と教師の会	会長	土嶺 康憲
8	五戸町民生委員児童委員協議会	会長	川村 國芳
9	五戸町消防団	団長	久保 正明
10	五戸町自治会長連絡協議会	会長	柏崎 正雄
11	八戸学院大学（地域経営学部）	教授	◎ 木村 浩哉
12	株式会社バリューシフト	代表取締役	外和 信哉
13	株式会社 and more	代表取締役	久慈 美穂
14	コムラ醸造株式会社	代表取締役	小村 彰夫
15	五戸町金融団代表(株)青森銀行	支店長	外崎 潤

◎審議会会長 ○会長職務代理者

所属団体名、役職については、令和6年10月31日現在

資料3 第3次五戸町総合振興計画策定に向けた取り組みについて

1. 町民アンケート調査の実施

調査目的	町民の意見や要望、まちづくりに対する意向について、率直な意見をうかがい、五戸町の将来像やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料として活用。
実施時期	令和5年11月
調査方法	①町民まちづくりアンケート 郵送・Webによる配布回収、2,000世帯配布、533票回収（26.7%） ②役場職員アンケート Webによる配布回収、165人対象、50票回収（30.3%） ③子どもまちづくりアンケート 学校に直接配布、206人（小5年95人、中2生111人）、193人回収（93.7%）
調査内容	①と②は概ね同じ内容を調査 ・幸せ実感度 ・将来への不安 ・居住意向 ・現行計画施策の満足度 ・重要度 ・人口減少抑制への取り組み ・町の良さ・資源 ・若者の雇用対策 ・移住・定住 ③は子どもまちづくりアンケート ・町の良さ・自慢 ・イベントや祭り ・あったらいいなと思うもの ・居住意向 ・通学での危険 ・町への愛着 ・町のキャッチフレーズ

2. 第2次五戸町総合振興計画の取り組み状況調査

調査目的	現行計画に位置付けられている施策について、取組状況や次期計画への位置づけに対する考え方等について、庁内各課へ調査。
調査方法	ヒアリングシートを作成し配布
実施時期	令和5年11月～令和6年1月
調査内容	・着手の状況 ・取組時の課題 ・未着手の理由 ・次期計画での取り扱いとその理由

3. 若手職員ワークショップ

検討目的	総合振興計画および総合戦略の策定に向け、未来の五戸町を見据えた計画に位置付けるべき施策や事業について検討。 所属や過去の施策、予算等に縛られない自由なアイデア、横断的な施策への取り組みを期待し若手職員により検討。
実施時期	令和6年2月～令和6年10月
検討内容	第1回『五戸町の現状・問題点と現行計画の評価の検討』 ・統計資料や日頃の業務の中で把握している五戸町の問題点、現行計画の職員と住民の評価の乖離状況からその要因と課題を検討。 第2回『町の課題と解決に向けた施策の検討』 ・「今後のまちづくりに向けた課題」に対して解決に向けて必要な施策を検討。 第3回『優先的に取り組むべき施策と実現方策』 ・10年後の町をイメージしながら、複数の施策を組み合わせ、重点的に取り組むプロジェクトを検討。 第4回『重点プロジェクト検討結果報告会』 ・第3回までの検討結果を取りまとめ、町長へプロジェクト提案。

4. パブリックコメントの実施

目的	第3次五戸町総合振興計画（素案）について、広く住民、団体等の意見を反映させることを目的とする。
実施方法	第3次五戸町総合振興計画（素案）を町ホームページ上に掲載、あわせて印刷物を役場および役場支所に設置し意見募集を実施した。
実施期間	令和7年3月5日（水）～令和7年3月18日（火）

資料4 五戸町総合振興計画審議会の開催状況

開催日	主な協議内容
令和6年 10月31日	審議会委員委嘱 第1回審議会 ・会長の選任 ・諮問書交付 ・計画策定に向けた取り組み ・今後のまちづくりの課題について
令和6年 11月29日	第2回審議会 ・基本構想の検討 ・将来目標人口の設定について
令和7年 1月23日	第3回審議会 ・基本構想の検討 ・基本計画、重点プロジェクトの構成について
令和7年 3月4日	第4回審議会 ・第3次総合振興計画案について (第3回審議会の意見等を踏まえた計画案の提示)
令和7年 3月28日	審議会会長から町長に対して答申書交付

資料5 諮問

五 政 第 248 号
令和6年10月31日

五戸町総合振興計画審議会
会長 木 村 浩 哉 様

五戸町長 若 宮 佳 一

第3次五戸町総合振興計画の策定について（諮問）

第2次五戸町総合振興計画が令和6年度をもって終了することから、五戸町が目指すべき将来の姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、新たなまちづくりを推進していくための指針となる第3次五戸町総合振興計画の策定について諮問します。

資料6 答申

令和7年3月28日

五戸町長 若宮 佳一 様

五戸町総合振興計画審議会
会長 木村 浩哉

第3次五戸町総合振興計画（素案）について（答申）

令和6年10月31日付五政第248号で諮問のあった表記の件について、審議会の意見は下記のとおりです。

記

第3次五戸町総合振興計画（素案）は妥当なものと答申します。

五戸町町民憲章

1. 私たちは、郷土を愛し
清潔で美しい町をつくります。
2. 私たちは、心と体をきたえ
健康で明るい町をつくります。
3. 私たちは、善意をひろめ
人情あつく温かい町をつくります。
4. 私たちは、生きがいを持ち
豊かで活力のある町をつくります。
5. 私たちは、伝統を重んじ
教育と文化のかおる町をつくります。

昭和 59 年 8 月 30 日制定



町の木「オンコ（イチイ）」

チイ科の常緑針葉樹。材は優秀で、建材・家具・彫刻材などに用いられ、当地方では古くから生垣や床柱として利用されています。呼び方の“オンコ”はアイヌ語からでたものと言われています。

(昭和 50 年 7 月 1 日制定)



町の木「赤 松」

赤松は、この地方の風土に適した常緑針葉樹で、古くから建築用の木材として利用されている他、観賞用の庭木や盆栽等に広く愛用されています。

(平成 16 年 7 月 1 日制定)



町の花「キ ク」

キクは、東洋の最も古い観賞植物で、当地方には隆盛期の江戸時代に伝わってきたと思われます。観賞用として受け継がれている五戸菊と称するものが数種あります。

(昭和 50 年 7 月 1 日制定)



町の鳥「白 鳥」

白鳥は、数年前から飛来してきており、非常にめでたいものとされています。羽数はまだ少ないものの、もっと飛来してくるような自然豊かな町にしていきたいという願いを込めています。

(平成 16 年 7 月 1 日制定)

